全国介護保険·高齢者保健福祉担当課長会議(追加掲載)

【介護報酬改定関係資料】

○ 介護報酬改定関係省令及び告示の改正案について(追加掲載)

- (1) 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件
- (2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件
- (3) 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等の一部を改正する件
- (4) 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護 予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の 一部を改正する件
- (5) 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件
- (6) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件
- (7) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部を改正する件
- (8) 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件
- (9) 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件
- (10) 厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等の一部を改正する件
- (11) 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の一部を改正する件
- (12) 厚生労働大臣が定める特定居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の 規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する件
- (13) 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する件
- (14) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護等に係る厚生労働大臣が定める者(新設)
- (15) 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(新設)

(傍線
\mathcal{O}
部分
は
改
正
部
分
\sim

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費又はユニジ準	指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員のえた数以上であること。	を動を行う介護職員又は看護職員の数が、 ユニット型短期入所生活介護費を算定して	う職員の勤務条件に関する基準員配置加算Ⅲを算定すべき指定短期入	数以上であること。 定する夜勤を行う介護職員又は看護職員	コー 友勤を守う介護職員又は看護職員の数が、2回 短期入所生活介護費を算定していること。	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(1) 夜勤職員配置加算(1)を算定すべき指定短期入ご	護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準へ 夜勤職員配置加算①又は⑪を算定すべき指定短期	イ・ロ 略	指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤	基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。 定に基づき、厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に	の算定に関する基準(平成十二二月厚生省告示第十九号)及び指定居宅サービスに要する費	改正
ット型介護老	勤務条件に関する基護職員の数に一を加	(2) ること。	所生活介護の	数に一を	イ 1) ス コ 1)	所生活介護の	期入所生活介		務条件に関する基	する。 条件に関する	二十一号)の規と要する費用の基準(平成十二	案
イ 介護老人保 	指 定 短 期							イ・ロ略	指定短期	基準を次のよう定に基づき、厚	算定に関	現
保健施設短期入所療養介護費又はユニット型介護老	入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基								入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基	に定め、平成十二年四月一日から適用する。生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する	する基準(平成十二年二月厚生省告示第二十一号)の規告示第十九号)及び指定施設サービス等に要する費用のービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二	

(1) 介護をしいたのでである。 1 化 点 訳 短期 入所療 員の勤務条件に関する基 療養介護費を算定すべき指 定 短 期 入 所 療 養

- 期 入所療養介護の 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基 す ^べき指-進 定 短
- $(\underline{})$ 基準 定 短 介護老人保健 型期入所. 療養 介護の 施設短期入所療養介護費団 夜勤を行う職 員 (の勤 を算定 務条件に関する すべき指
- a する。 を 次に掲げる要件 行う看護職員又は介護職員 (一) 掲げる基 準に 0 V 該当するも ず れ にも の数 適 のであ 合 が L て 以 ること。 1 る場 上 でよいことと 『合は、 ただし、 夜勤
- 年 \mathcal{O} 0 十三条に を いう。 7 部のみが介護老人保健施設に転換した場合に 開 律 又 設し 第二 は二 規 以 た介護老人保健施 定する転換 百 0 下 同 五. 病 号) ľ 棟 を有 第 する病 が 以 介護 条 下 \mathcal{O} 設 老 五. 院 で 転 人 第 (医 換 あること 保 項に 健 療 施 法 設 規 V · う。 基 定する病院 昭 準 和 0 附 訓第 十三 病棟 を行 限 る
- ii う。 療 が 所 病 以上で 以下同じ。 院 <u>(</u>医 又 **公療法第** は ある 夜 勤 を 条の 般病床若しく 行う に併設する介護老人保健施設で 五第二 看 護 職 |項に規定する診療所をい 員 は 若 į 療 養病 < は 床 介 を有する診 護 職 員 ある 0 数
- ш る診 二十以下であること。 数及び当 併 上療所の 設する病 該介護老人保健施設 入院患者 院又 は 指 般 定短期入所療 病 床若 の入所者 しく は 養介 療 の数の合計 養 :護の 病 床 利用者 /を有す
- b して得た数以上であること。 夜勤を行う看護職員の数が利用者等 の数を四 + - 一で除

保 健施設 短期 入所 療養介護費を算定すべ き指. 定 短期 入所療

養

- ① 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 期入所療養介護 \mathcal{O} 夜勤 を行う職 員の 勤務条件に関する基 す ベ き指 潍 定 短
- 略
- $(\underline{})$ 基準 定短期入所 介護老人保 療養 健施 介 護 設 0 短 遊期入所 夜 勤 歌を行う 療養介護費皿を算定 職 員 \mathcal{O} 勤務条件に関する すべき指
- a (一) 掲げ る基準 に該当するものであること。

b して得た数以上であること。 夜勤を行う看護職員の数が 利用者等の数を四十一で除

- ものにあっては、一以上でよいこと。こと。ただし、常時、緊急時の連絡体制を整備しているaを勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上である
- 制を整備していること。体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡b 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護
- С るも i 置 施 かないことができる。 設であって、 a のについては、 の規定にかかわらず、 次に掲げる要件 夜勤を行う看護職員又は 病 院 \mathcal{O} が 転 1 換し ず れにも適合してい た介護 介護職員を 老 人保健
- る。 た介護老人保健施設であること が 介護老人保健施設に転換を行って開設した場合に 又は二の 病 棟を有する病院 が 転 換を行 \mathcal{O} 病 棟 0) って開設し 部のみ 限
- iii ii 利 計が百二十以下であること。 用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の 併 病 院に 設する病院の 併 設する介護老人保 入 八院患者、 指 健 定短 施 設 期入所療 で あること。 養介 護の 数 $\widetilde{\mathcal{O}}$
- ことができる。 ついては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないって、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものにって、次に掲げる要件のいずれにも適合しているものにる診療所が転換を行って開設した介護老人保健施設である。
- 護老人保健施設であること。 る一般病床又は療養病床を有する診療所に併設する介 の の が 一以上であ

- ものにあっては、一以上でよいこと。こと。ただし、常時、緊急時の連絡体制を整備しているaを勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上である
- 制を整備していること。体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡b 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護

ii \mathcal{O} \mathcal{D} 合計が十九以下であること。 利用者の 併 設 する診療所 数及び当該介護老人保健 の入院患者 指 定短期入所療養 施 設 0 入所者の 介護 数

略

(3) (2) 勤 を 夜 勤 行う職員 職 員 配 0 置 勤 加 **弱務条件** 算を算定すべ に 関する基準 き指定短期 入所療 養介護 0 夜

て いること。 勤 を行う看護 職員又は 介護職員 の数 が 次 0 基 準に適合し

で は 利用 あ ŋ 利 者等の 用 者 カコ つ、 等 \dot{O} 数 が 数 が二 を超えて 兀 + $\overline{+}$ 以 又はその端数 上の介護老人保健 ること。 を増 すごとに一 施 設にあって 以 Ĺ

あ ŋ 利 利 用 用 カュ 者 者 つ、 等 等 0 0 数 数 が二 を超えていること。 が 匹 十又はその端数 + 以 下の 介護 老人保健 を増 すごとに一 施 設にあっては 以 上で

口 又はユニット型病院 する基準 す 入所療養介護費、 べき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員 病 院療養病床短 ユニット型病院療養病床短期入所療養 期入所療養介護費、 療養病床経過型短期入所療養介護費を算定 病院療養病床経 の勤務条件 過 介護費 型 短 関 期

(3) (1) (2)

養 夜間勤務等看護(|)から(|)までを算定すべき指定!2) 略 介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基 短期 入 所 療

 $(\overline{\underline{-}})$ 夜勤 夜間 を行う職員 勤 務 等 ·看 0 護 勤務条件に関する基準 ∭を算定す き指定短期入所 療養 介護 \mathcal{O}

とあるのは のとする。 (-)の規定を準用する。 看護職員又は介護職員」 この場合に お V, 7 と読み替える 看 護 職 員

b あること。 療養病棟に おける夜勤を行う看護職員の数が一以上で

> 2 略

すべき指定 又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算 入所療養介護費、 病院療 養病 短期入所 床 短 ユニット 療養介護の 養介護 型病院療養病床短期入所療 夜勤を行う職員 費、 病院療 養 病床経 の勤務条件に 養介護 過 型短 関 定費期

口

(1) (2)

する基準

養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜間勤務等看護 護 (I)から ■までを算定すべき指定短期 入 所 療

 $(\boldsymbol{-})$ 略

(四) 夜勤 夜間 勤 務 等 看護心を算定すべき指 定短 期 入所療養 介 護 0

」とあるのは「二十」と、 は 「七十二時 (1) の規定を準用する。この場合において、を行う職員の勤務条件に関する基準 間」と読み替えるも (1) 三中「六十四時 のとする。 間」とあるの (1) 中三三十

四 三 略

条件に関する基 指定 地域密着型介護 福祉施設サー ビスの夜勤を行う職 員 の 勤 務

 \mathcal{O} 夜勤 夜勤職 しくはロ を行う職員の 員 を算定すべ 配 置 加 算 (I) 勤 務条件に き指定地 イ若しくは 関する基準 域密 口 又は 着 型介 夜勤 護 福 職 祉 員 施設サー 配 置 加 ☆算(Ⅱ)イ ・ビス

- (1) 祉 夜勤職 施設サー 地 域密着型介護福祉施設サー 員 ピ 配 ス 置 0) 加 算川イを算定す 夜 勤を行う 職員 ビス費を算定していること \mathcal{O} き指 勤務条件に関 定 地 域 密 する基 着 型 介護 準
- $(\underline{})$ 規 数以上であること。 定する夜 夜 勤 を 行う 勤を行う介護職員又は 介 護 職員又は 看 護 職 看 員 護 \mathcal{O} 職員 数 が 0 数 第 E 号 を 口 加え (1)
- 祉施設サー 夜 経過的 以勤職員 地 ビ 配 スの 域密着型介護福祉施設サービス費を算定して 置 加 算 (I) 夜勤を行う職員の 口 を算定 す 勤務条件に関する基準 き 指 定 地 域 密 着 型 介護
- (1) (二) (こ) 掲げ る 基 準に 該当 「するも 0) で あること。
- 祉 施設サー 夜勤職員 ・ビスの 配 置 加 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 算Ⅲイを算定す き指定地域 密着型介護
- 定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加え 夜勤を行う介護職員 いること。 ユニット型地 域密着型介護福祉施設サー 又は看護職 員 \mathcal{O} 数 が ピ ス費を算定し 第 号 口 (2) に

 $(\overline{\underline{-}})$ ①の規定を準用する。この場合において、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜間勤務等 看 護 ■を算定すべき指定短期 入所療 養介護 0

」とあるのは は 「七十二時 間」と読み替えるものとする。 「二十」と、 (1) 三中「六十四時 (1) 間」とあるの 中「三十

略

四 三 条件に関する基準 指定地域密着型介 護 福 祉 施 心設サー ピ スの 夜勤を行う職 員

0) 勤 務

イ〜ハ

た数以 上であること。

- (4) 祉 夜勤 施設サー 職 員 ・ビスの 配 置 .加算 ①口を算定すべ 夜勤を行う職員の き指 勤務条件に ;定地域: 関 密着型介護 する基準 福
- サ は 1 ユ ユ = ピ ット ット ス費を算定していること。 型旧 型経過型地域密着型介護福祉 措置入所者経過的 地 域密着型介護 施設 サー 福 ビス費又 祉 施設
- ③□に掲げる基準に該当するものであること。

五. る基準 指定介護福祉 施設サー ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関 す

イ・ロ 略

夜勤職 職 しくはロ 員 0 勤務条件に 員 を算定すべ 配 置 加 算川イ若しくは 関する基準 き指定介護福 ロ又は夜勤職 祉施設サー 員 ピ スの 配 置 夜勤を行 加 源(Ⅲ)イ

- (1) ピ スの 夜勤 夜勤を行う職員の 職員配置加 算川イを算定す 勤務条件に関 き指 する基準 定介護 福 祉 施 設サー
- サー 介護福 ビス費を算定して 祉施設サー ビス費又は旧措置入所者介護 いること。 福 祉 施設
- 入所定員が三十一 人以上五十人以下 であること。
- $(\overline{\underline{-}})$ 規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員 た数以上であること。 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数 が の数に一を加え 第一 号口 (1) に
- ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 夜勤職員配置加算(|)口を算定すべ き 指 定 介 護 福 祉 施 心設サー
- (1)一に該当するものであること。
- 入所定員が三十人又は五十 一人以上 であること。
- (1) (三) に 掲げる基準に該当するものであること。
- ピ スの夜勤を行う職員の 夜勤職員配置加算川イを算定すべき指定介護福祉施 勤務条件に関する基準 設 サー
- 一入所者介護福祉施設サー ユニット型介護福祉施設サー ・ビス費を算定していること。 ビス費又は ユニ ット型旧

指定介護福 祉 施設 サ ĺ ピ スの 夜勤を行う職員の勤務条件に関 す

る基準 略

イ・

口

五.

- □ 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。
- $(\overline{\underline{-}})$ 規 定 夜 勤 する夜 を行う介 勤 を行う介 護 職 員又は看護職 護職員又は 員の 看 護 数が 職 員 0 数 第 ĺZ 号 を 口 加え (2) に
- (4) ピ ス 夜 0 勤 夜 職 勤 員 ぶを行う 配 置 加 職 算 (I)員 0 口 勤 を算定す 務条件に関 べ き す 指 える基 定 介 護 福 祉 施 設 サ

数

以

上で

あること。

- (3)(一に該当するものであること。
- 〇 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。
- 回 ③回に掲げる基準に該当するものであること。

六

介

護

保

健

施

設サー

ピ

スの

夜勤を行う職

員

の勤務条件に関す

んる基

六

進 費を算定すべき介護 介 護 保 健 施 設サ 保 ピ ス 健 費又 施 設 チ は 1 ユニット ピ ス \mathcal{O} 夜 型 介護 勤 を 行 保 Š 健 職 施 員 設 の サ 勤 1 務 ピ ス 条

イ・ロ 略

件に関する基

を 行う 夜 勤 職 職 員 員 \mathcal{O} 配 勤 置 務 加 算を 条 件 算定す 関する基準 き介護 保 健 施 設 サ 1 ピ ス 0 夜 勤

第二号イ③の規定を準用する。

七 る基準 指 定介護 療養施設サー ・ビスの 夜勤を行う 職 員 0) 勤 務 条 件 関 す

療養施設サー ト型療養型経 ビス費、 療養型介 ユ 護 過 = 療 ピ スの ット 型介護療養施設サービス費を算定すべき指 養 施 夜勤を行う職員の勤務条件に 型療養型介護療養施設サービス費又は 設 サー ビス 費、 療養型経 過型 関す 介 護 んる基 療 養 定 ユ 潍 施 ニッ 設 介 護 サ

イ・ロ 略

ナ 夜間 1 - ビスの 勤 務 夜 等 勤 看 歌を行う 護 (I) カゝ 職員の勤務条件に関 5 $(\underline{\mathbb{N}})$ までを算定 す 、べき指・ す る基 定 準 介 護 療 養 施 設

関する基準八 指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職所 第二号ロ③の規定を準用する。

員

の勤

務条件に

潍 介護 保 健 施 設 + ピ ス 0 夜 勤 を 行 Ď 職 員 0 勤 務 条 件に 関 す る 基

件に関する基 費 (を算定すべき介護 介護 保 健 施 設 サ 保 ピ 健 ス 費 施 設 又 サ は] ユ = ピ ツ ス \vdash 0 夜勤 型介護保 を行 う 健 職 施 員 設 0 サ 勤 1 務 ピ 条 ス

イ・ロ 略

七 る基準 指 定 介 護 療 養 施 設 サ ĺ ピ ス 0) 夜 勤 を行 う 職 員 0 勤 務条件 に 関 す

療養施設サー 1 型療養型経 ビス費、 療養型介 ユニット型療養型介護 護 療養 ピ 過型介護療養施設サー スの 施設 夜勤を行う職員 シサー ピ ス 費、 療養 ビス費を算定す 0 療養型経 勤務条件に関する 「施設サービス費又は 過型 介 ^べき指す 護 療 養 ユニ 定 施 介 設 護 ツ サ

イ・ロ略

サ ĺ 夜間 ・ビスの 勤 務 夜 等 勤 看 を行う職 護 (I) カュ 5 員 $({\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I})$ 0 までを算定すべ 勤務条件に関する基 き指 定 介 護 療 養 施 設

第二号ロ③の規定を準用する。

関する基準 関する基準 一切を指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に

口 イ

生 護 活 予 併略 介護 防 設 短 型 \mathcal{O} 期 介 夜勤 入所 護 予 歌を行う職! 生 防 活 短 介 期 護 入 費 所 員 、を算定すべき指 生 の勤務条件に関 活 介護費又は はする基 定 併 介護 設 型 子 ユ 防 = ツ 短 \vdash 期 型 入

所 介

(1) 予 潍 防 併 設型介 短 期 (入所 護 生 予 活 防 介 短 護 期 、入所生活介護費を算定 0 夜勤を行う職 員 の勤 とすべき指す 務条件に 関 定 す 介 Ź 護

第 号 口 (1) \mathcal{O} 規 定 を 準 用する。

(2) 略

九 関する基準 指 定介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護 \mathcal{O} 夜 勤 を行う 職 員 0) 勤 務 条 作に

関 指 型 全介護老人保健介護老人保健 はする基準 定介護予防 健 短 健 期 施 施 設 設 入 政介護予防/ 所 療養介護 短期 0) 八入所療養 夜勤 入所. を行う 療 養 介護 介護費を算定すべ 職 費又は 員 0 勤 務条件に ユ = ツ き \vdash

(1) (2) 略準

(3) 介 護 夜 0 勤 夜 職 勤 員 を 配 行う 置 加 職 算 を 員 算 \mathcal{O} 定す 勤 **勤務条件** べ き指 関 定 介護 する基 予 防 短 期 入 所 療 養

二号 1 (3) \mathcal{O} 規 流定を準 十用する。

口

(3) (1) 所 介 護 過 護予 予防 型 病 養介 介 院 院療養病 防 短 護 期 護 短 予 期 0 入 防 夜 入所療養介護費を算定すべき指 所 短 床 療養 勤 期 介 を行う職 入 護 介護費又は 所療養介護 予 防 短期入所療 員の 費 勤務条件 ユニット型病 ユ 養 ニット 介 · に 関 護 費、 でする 型病 定 院 介 療 病 基 護 養 院 院 子 病 療 療 床 養 防 養 経 病 短 病 期 過 床 床 入型 介 経

(2)

期 入 夜 二号口 間 所 療 勤 養介護 務 (3) 等 の規 看 0 護 夜勤を行う職員 定を準用する (I) から (IV)までを算定すべき指定 の勤務条件に 関 介護予 する基 準 防 短

略

十

ロイ 併略

護予 生 活 . 介護の 防 設 型 短 期 介 夜勤 入 護 所 予 歌を行う職! 生 防 活 短 介 期 護 入 員 費を算定すべき指 所 の勤務条件に関 生 活 介護 費又 は 民する基 併 定 介護 設 型 潍 予 ユ 防 = ット 短 期 入 型 所 介

(1) 基準 予防 併 短期 設型 介護予 入 所 療養 防 短期 介護 入所生活介護費を算定すべき \mathcal{O} 夜勤を行う職 員の 勤務条件に 指 関 定 す 介 る 護

第 号 口 (1) \mathcal{O} 規 定 を 準 用する。

(2) 略

九

関する基 指定介 進 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護 0) 夜 勤 を行 Ď 職 員 \mathcal{O} 勤 務 条 件 12

イ 型介護老人保健 指 定介護予防 健 短 健 期 施 施 設 設 入 介護 所 介 療養 護 子 予 介護の 防防 短 短 期期 夜勤を行う職 入 入 所 所 療養 療 養 介護 介護費を算定 員 費 の勤 又は 務条 ユ す ~ ツ

き

1

(1) 関 ・(2) る 略

介護 型型 療養 予 病 防 予 介 院 介護 防 短期 護 療 短期 予 養 入所 防 0 病 夜勤 入所 短 床 期入所療養介護 療養介護費又はユニット 介 を行う職 療養介護費を算定すべき指定 護 予 防 短 員 期 0 入 读費、 勤務条件に 所 療 ユ 養 ーニット 介 型病: 護 関する 費、 院 型 介 療 病 病 護予 基 養 院 院 病 療 療 防 床 養 養 短 経 病 病

期 過 床 床

入 型

介

経

護 過 口

(3) (1) (2) 略

所

期 入所療 夜間 二号 勤 養介護 口 (3) 務 等 の規 看 0) 護 夜勤 定を準用する。 (I) カ を行う職員 6 $({\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I})$ までを算定すべき指 0 勤務条件に 関する基 定 介護 予 防 短

+ 略

八頁

に基づき都道	う。)第 平成十二年厚生省告示第十九 下「施行規則」という。)第	用の額の算定に関する基準(一 一年厚生省令第三十六号。以	介護保険法施行規則(平成十 指定居宅サービスに要する費 介護保険法施行規則(平成十 指		厚生労働大臣が定める利用者 厚生労働大臣が定める通所介 厚生労働大臣が定める利用者 厚	ては、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	に限る。)につい る。)については、同表の下欄	護費、大規 所介護費(小規模型通所介護費	計数)が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通 計数)が次の表の上欄に掲げる基	介護の利用者の数及び指定介護予防通所介護の利用者の数の合 / 介護の利用者の数及び指定介護予	所において一体的に運営されている場合にあっては、指定通所 所において一体的に運営されてい	通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業 通所介護の事業と指定介護予防诵	指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定 指定介護予防通所介護事業者の指	介護の月平均の利用	通所介護費の算定方	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数 一 厚生労働大臣が定める利用者の数	ら適用する。	通所介護費等の算定方法を次のように定め、平成十二年四月一日か 通所介護費等の算定方法を次のように	臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに 臣が定める利用者等の数の基準及び看	十八年厚生労働省告示第百二十七号) の規定に基づき、厚生労働大 十八年厚生労働省告示第百二十七号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 指定介護予防サービスに要する費用の	の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)及び の額の算定に関する基準(平成十二年	二年二月厚生省告示第十九号)、指定施設サービス等に要する費用 二年二月厚生省告示第十九号)、指定	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十 指定居宅サービスに要する費用の額	
き都道 号)別表指定居宅サービス介)第 平成十二年		成	護費の算定方法	利用		表の下	所介護	に掲げ	指定介	営され	介護予	事業者	均の利用者の数(指定通所介護	の算定	利用者		次のよ	基準及	七号)の規定に基づき、厚生労働	安する費用の額の算定に関する基準(平成	平成十二年厚生省告示第二十一号)及	号)、	る費用	

超に府 えること。 定 県 めら 知 事 に れ て 提 1 出 る L 利 た 用 運 定員規 を 程

位数に百分 サ た単位数を用いて、 位数 定 ービスに要する費用 居宅 定に関する基 給 表」という。 付 サー 費単 分の七十を乗じて得 -ビス介 位 数 準 表) の 護 \mathcal{O} **(以** 指 給 例 0 定 所 付 下 居 定 額 費 ょ 宅 0 ŋ 単 単

口

定する。

ところにより算定する。 模 護 数 の基 以 下 費 型 指 通 定 所 通 準に該当する場合における通所介護費 同 通 常規 じ。 介護費団に 所 介 模型 護 又 事 は 業 通 限る。 介 所 所 介護費、 護 0 職 看 員 護 に の職 員数が つい 大規模型 員 (看 --は、 次 護師 の表 通 又は 同 所 介護 の上 表 小 \mathcal{O} 准 下 費 規 欄 看 · 欄 に (I) 模 に 護 又は 型 掲 師 に掲げる 通 げ を 大規介 る員 1 う

な 三条に定め 指 員 定 又 居宅 は 介 サ 護 る員数を置] 職 ピ 員 ス基準 0 員 数の 第九 基 7 + 準職 用 単 指 \mathcal{O} する 基 定居 位 準 数 0

護 厚 費 生 \mathcal{O} 労 算 働 定 大 方 臣 法 が 定 8 る 通 所

介

介

生

労働大臣

が定める看

護

七十を乗じ 表の 費 宅 用 指 0 定 所 て得 定単 額 居 ピ の算 宅 ス サー た単 介 位 数 護 定 - ビスに に 位 K 給 関 百 数 付 を 分

= 略

兀 準 厚生労働大臣 びに 短 期入所 が 定め 療養介護 る利 費の 用 者 算定方 \mathcal{O} 数 \mathcal{O} 基 準 及 び 医 師 等 0) 員 数 \mathcal{O} 基

生労働 並 介護老人保 びに 大臣 短 期 入所 健 が 定め 施 療養介護 設である指定短期入所療養 る利用 費の 者 0 算定方法 数 の基準及び 医 介 師 護 等 事 業 0) 員 所 数 に の係 基 る

> に定め 府県 超えること。 知 6 事 れて に 提 1 出 る L 利 た 用 運 定 営 員 規 を 程

定 居宅サービス介護 給 付 1費単 位 以 給 付 下 費

単単

指

サービスに要する費用 た単位数を用いて、 算定に関する基 位数に百分の七十を乗じて得 位 数 表」という。 準 \mathcal{O} 0 指 例 定居 所定 に 0) 額 ょ

略)

定する。

ŋ 0 宅

数の 下 護 殴費又は 以 指 欄に掲げるところにより算定する。 下同 基 定 準に 通 じ。 通常規模 所 該当す 介 護 又は介 事 型 る 業 場 通 所 合に 所 護 0 介護費に限る。 職 看 おける通 員 護 の職 員 員 数 (看 ダが次の. 所介護費 護師 表 に 又 lついては、同まく(小規模型通h のは上 は 欄 看 に 護 掲 師 げ を 表所 る 1 の介員 う

員又は ない 三条に定める員数を 指 厚生労働大 定 居宅 介 サ 護] 臣 職 ピ 員 が ス基準 0) 定 員 \Diamond 置 数 る 第 い 0) 看 7 九 基 護 +準 職 用 単 指 護 厚 \mathcal{O} 基 す 七 位数表の 生 定居宅サ 費 11 る費用 十を乗じて得た単 一労働大臣 準 0 算 \mathcal{O} 指 例 定方 所定単 定居宅 に \mathcal{O} 額 より ピ 法 が 0) ス 定 算 算 サー 位 介 め る通 定 護 定 数 - ビスに す に 位 に 給 る。 関 数 百 付 所 を 分

略)

例

に

ょ

ŋ

算

定

す

る

兀 準 並 厚生労働大臣 びに短期入所療 が 定 養介護費の \Diamond る 利 用 者 算定方 0 数 \mathcal{O} 基 準 及 び 医 師 等 0) 員 数 0) 基

イ 準 厚 生労働 並 介護老人保 びに 短期 大臣 (入所 が 健 定める利用 施 療養介護費の 設である指 者の 定 数の 算定方法 短期入所療養介護 基準及び 医師 等 事 業 0) 員 所 数 12 の係 基 る

(2) (1)

事 す 限 所 上 á。 る。 業 療 老 介 欄 理 指 人保 所 養 護 に \mathcal{O} 介 費 掲 短 に ユ 護 健 げ 法 期 **介** ーニット. る員 ついては、 事 施 士入 業所 設 護 所 短 老 数 療 作 - 部分に 及び一 型期入所· 人 \mathcal{O} 業 養 保 基 療 介 健 準 護 同 法 において算定される一部ユニット型指字 療養介護費 施 に 事 表 士 設短期で該当する。 業 \mathcal{O} 下 所 「する場 欄 0 に掲げ 入 語 医 所 聴 師、 (ユニット 療 合 覚 る場 るところに 定 養 に 士 看 短期 介 お \mathcal{O} 護 合を除 護費及 け 員 職 -型指 入所 数 員、 る 短 が により算 療 定 び 期 次介 養 短 特 入 \mathcal{O} 護 算に護力 所 表 職 療 の員

覚 法 看 厚 士 護 生 士 職 労 \mathcal{O} 働 員 作 員 業 大 数 \mathcal{O} 療 介 臣 基 法 護 が 準 士 職 定 又 8 員 は る 言語 医 理 学師 聴 療

宅

サ

]

ピ

ス

基

準

第

百

兀

所 厚 生労 療 養 介 働 大臣 護 費 \mathcal{O} が 算 定 める 定 方法 短

期

入

入

二所い十指の次を表に いこと 十 指 業 理 - 二条に 学 定 所 型 介 に 居宅 療 で 指 護 定 法 あ 定 事 (当 \Diamond 8る場合にあって短期入所療養へ サー 士 定 業 る 8 所 該 員 る員 士 作 ビス基準 が 指 数 生 定 短 期 入 一 業 定 を 療法 数の _ 短 置 部 期 11 士医 第 て 介 入 7 ユ 算 サ た 位 短 数 職

百は、

兀

護

事

る 第

ユ

ツ + 指

部 条 居 事 は 語

いう。

百 分 療 5

Ŧī.

五. 定

 \mathcal{O} 宅 業 当 聴

兀

規

定 基

す

サー +

・ビス に

の号に

お 1

て同 分を

じ。

以

部所

養介

護

所 該 覚

0

お若

<

は

算

定す

る

ず、

又 言

指定

師

単指 定 単 数 期 又 員 位 定 は に ピ 位 に 入 \mathcal{O} 数 居 関する基 スに 数 百 所 特 表 配 宅 を 分 療 定 置 サ \mathcal{O} 要 用 \mathcal{O} 養 介 1 看 す 1 介 護 応 七 護 ピ 十を 準 る て、 護 老 じ 職 ス 費 \mathcal{O} 費 人 た 員 介 乗じ 用 指 保 所 例 \mathcal{O} 及 護 び \mathcal{O} 定 所 健 定 給 12 居 て 定 施 単 介 額 ょ 付 宅 得 単 設 \mathcal{O} 位

(2) (1) 設 護 員 \vdash て 短 老 数 理 所 指 は、 部 及び 期 人保: \mathcal{O} 学 定 分に 入所. 基 療短 健 同 準 法 期 において算定される一部ユニット型指穴 部 療 表 施 に 士入 養 0) 設 該 又 所 短 当 下 介 は 療 欄 護 期 す 養 作 費 入 る 介 に 業 掲げるところにより 所 場 療 護 一合に 療 法 事 ニット る場合を除 養 定 士 業 短 おり員の 介 期 護 殴費及び る数医師、 入所療養介護 型 指定短期 期次 特 入所 \mathcal{O} 看 算 定 表護 に限 介護老 定する。 入所療養 療 \mathcal{O} 職 事業所 上員 養 る。 介護 欄 人保 に 介 介護 費 0 掲 護 に ユ 健 げ職 二事施介 0 員 る

	て同じ。) 以外の部分につい
	分をいう。以下この号におい
	の十四に規定するユニット部
	宅サービス基準第百五十五条
	業所のユニット部分(指定居
	当該指定短期入所療養介護事
算定する。	療法士を置いておらず、又は
算定に関する基準の例によ	師、理学療法士若しくは作業
サービスに要する費用の額	百四十二条に定める員数の医
た単位数を用いて、指定居	は、指定居宅サービス基準第
位数に百分の七十を乗じて	護事業所である場合にあって
短期入所療養介護費の所定	ニット型指定短期入所療養介
数又は特定介護老人保健施	所療養介護事業所が、一部ユ
職員の配置に応じた所定単	いないこと(当該指定短期入
単位数表の看護職員及び介	十二条に定める員数を置いて
指定居宅サービス介護給付	指定居宅サービス基準第百四
	基準
	法士又は作業療法士の員数の
所療養介護費の算定方法	看護職員、介護職員、理学療
厚生労働大臣が定める短期	厚生労働大臣が定める医師、

りの宅得単設位護

職 8 む 0 る員 員 部 ピ を置 ス 基 分 数 に 11 \mathcal{O} 準 0 て 看 第 V いく 護 百 て、 な 職 兀 員 + 11 -二条に 場 又 定 場合を含 は 居 介護 宅 サ

限 指 及 上 所 る。 び ょ 療 定 介 欄 理 指 養 短 特 ŋ 護 に 学 定 こに 算 介 期 定 費 掲 短 療 入所 護 介 げ 法 定 期 す 限 事 護 る 士 入 る。 Ź。 業 療 老 = 員 所 人保 ット 所 養 数 作 療 0 介 \mathcal{O} 業 養 につい 基準 ユニット 護 健 療 型 介 事 介 施 法 護 業 護 設 に 士 事 ては 老 該 所 短 又 業 当 は 部 期 及 人 所 分に 保 び 入所 す 言 \mathcal{O} る場 同 _ 健 語 医 部 施 表 お 療 聴 師 いて算 の下 ユニット 養 設 合 覚 介 短 に 士 看 欄 護 期 お \mathcal{O} 護 に 定される場 費 入 け 員 職 掲 型 所 る 数 <u>_</u> 員 げ 指 療 短 が ーニット るところ 期 定 養 次 介 短 介 入 \mathcal{O} 護 合に 期入 護費 所 表 職 型 療 員 \mathcal{O}

覚 法 看 厚 士 護 生 士 職員 労 \mathcal{O} 員 働 作 数 業 大 \mathcal{O} 療 介 臣 基 法 護 が 準 士 職 定 又 員 め は る 言語 理 医 学 師 療 聴 療

所 厚 生 養 労 介 働 護 大 費 臣 0) が 算 定 定 \otimes 方 る 法 短

期

入

期

入

付

ニット 二条に いこと 居宅 + 業 養 理 指 は 学 定 所 型 介 条に 居 で 指 護 定 サ 言 療 語 法 宅 あ 定 事 \Diamond (当 る員 聴 士 定 サ る 短 業 ピ 期入所 覚 め 1 場合にあっ 所 該 ス 【数を置 る員 士 作 ピ が 指 基 ス基 を :業 定 準 置い 療 数 療 __ 短 第 法 0 準 養 部 期 百 11 て \pm 医 第 て 介 入 て ユ 兀 算 サ た 職 単 位 短 数

所 11 +指

療 な 定

は、 護

事

お 若

5

ず、

又

短期入

師 百

匹

所

養

介

護

事 は

業 当

所 該

0 指

ユ 定

=

ツ

業

所

ユ

ット

部

分に

っいい

ょ 額 居 て 定 施 単 介

宅 得 単 設 位 護

算 指 定に 単 数 期 又 員 定 位 定 ピ 位 に 入 は \mathcal{O} 数 居 関する る スに 数 百 所 特 表 宅 配 を 分 療 定 置 サ \mathcal{O} 要 用 \mathcal{O} 養 介 看 基 す 七 介 護 護 1 応 ピ 準 る て、 + 護 老 じ ス 職 人 費 を 費 た 介 0) 員 用 乗 保 例 指 \mathcal{O} 所 及 護 Ü 定 所 健 定 び 給 \mathcal{O} 居 て 施 単 ょ 額 定 付 介 得 宅 設 単 位 護 \mathcal{D}

> て、 11 護 百 職 厄 な + = 員 指 1 又は 場 定 条 合 居 に定 を 介 宅 含 護 サ む 職 \otimes] る員 員 ピ を置 ス 数 基 1 \mathcal{O} 準 て 看 第

(3) る。 る。 業 老 員 人保 養 ツ 数 所 玾 指 ト型 介護 \mathcal{O} \mathcal{O} 学 定 に ユ 健 基 療 短 ニット 事 準 ついては、 施 介 法 期 業 護 設 に 士 入 老 又は 所 短 該 所 及び一 人保 部 期 当 療 分に 入所 す 作 養 んる場 同 健 業 介 おいて算定される場 部 療 施 療 護 表 合に 0 ユ 養 設 法 事 ニット 下 短 介 士 業 · 欄 に 護 期 お \mathcal{O} 所 費 け 員 入 \mathcal{O} 掲 所 Ś 型 <u>_</u> 数 医 げるところに 指 療 短 が 師 ニット型 養 期 定 次 短 介護費 入 \mathcal{O} 看 期 所 合 表 護 12 入 療 \mathcal{O} 職 及 所 限 指 養 上 員 る。 療 より算 定 び 介 欄 養 短 特 護 に 介 介護 期 定 費 掲 護 に 入所 介護 定 げ 職 <u>_</u> す 限 事 る 員

ニット 師、 は、 当 療 百 護 所 11 指 基 法 看 厚 事業 士 生労 護職 療養 該 法 兀 な 潍 定 一条に定 いこと 指 士 理 + 又 指 居 型 員、 を 学 介 は 働 定 定 所 宅 一条に 短期 であ 指 護 置 療 居 サ 作 大 法 宅 (当 1 定 事 め 業 介 臣 る員 入所 サー 短期 定 て 士 る場合に 業 ピ 療 護 が おら 該 若 8 所 ス 法 職 定 療養 L る ピ 入 が 指 数 基 士 員 \emptyset ず、 くは ス基 所 員 定 を 準 0) る 介 数 あ 療 __ 短 置 第 員 理 医 護 又 作 0 準 0 養 部 期 百 数 学 師 11 は 業 て 医 第 介 ユ 入 て 兀 療 \mathcal{O} 短 サ た 数 職 指 算 算 位 単 所 厚 定す 定に関する基] 単 期 又 数 員 療 位 定 生 居宅 に百 は 養 労 位 入 ピ 0 数 スに 介護 働 数 所 特 配 表 分の 置 を 療 サ 定 \mathcal{O} 大 費 用 要 養 介 に 看 1 臣 する 応じ 七 介 護 護 ピ 0 が 準 て、 十 護 老 職 ス 算 定 0) 費 を 費 人 た 員 介 定 \emptyset 保 例 用 指 乗 0 所 及 護 方 る 0 定 ľ 所 健 定 び 給 法 短

を 員 部 分に 置 数 1 \mathcal{O} て 看 0 1,1 護 1 な職 て、 1 員 場 又 同 る合を含む。 条に 定 8 る 員

五. 了 口 略) 略

+ = 基準並 厚生労働大臣 びに介護 保 健 が 施 定 設 8 サー る入 所 ピ ス 者 費の算定 \mathcal{O} 数 の基準及 方 法 び 医 師 等 \mathcal{O} 員 数 \mathcal{O}

(略)

設 0 定 する。 サービ 上欄に掲げる員 作業療法 介護老人保 ス費につい 士 健 施 言 数の 語 設 ては、 聴 \mathcal{O} 基準に該当する場合に 覚士又は介護支援専門 医 師 同 表の下欄 看 護職 員、 に掲げるところに 介 護職 おけ 員 0 員、 うる介護 員数 理 が炭療 ょ 保 ŋ 健 0 法 算 施表 士

士 法 表 護職 こと に定める員 条に 1護職員、 覚士 療法 一労働大 介 施 (当 老 作業療法 人保 士 定める員 護 設 部 介護支援 老 である場合にあって ユニット 該 人保健 数を 作業療法 介護老人保健施設 健 臣 施 が 数の 置 設 専 士 職 定 守門員の員数一、言語聴覚 型介 いて 施 基 員 め 士 医 設基準第 準 る 護老人 第二 師 V 理 医 学療 言語 な 師 理 条 11 サ た 護 費 ŋ \mathcal{O} 位 指 健 厚 算定に 単 数に 生労働 算定する 職 単] 定 施設サー ビス等に 位 員 位 施 数 百 \mathcal{O} 数 設 関す を用 分の 大臣 配 表 サ 置 \mathcal{O}] ピ んる基準 七十を ス費 要 1 に 看 ビ が て、 応じ す 護 ス 定 る 職 等 0) め 乗じ 算定 費 指 た る 0) 員 介 介護 用 定 所 及 護 例 方法 て 定 \mathcal{O} 施 び 給 得 額 設 単 介 保

介 \mathcal{O}

護 基 生

は、

保 が

健

員 聴 学

を置

11 若

て

おら

ず、

又は当該

しくは介護支援専

門

老人保健

施

設

0

ユ

ニット

員 、場合を含む。)。(又は介護職員を置 同 条に定 \emptyset る員 数 1 0 て 看 11 護 な職

口 略

Ŧī. \

略

+ = 基 準並 厚生労働大臣 びに介護保 健 が 施 定 設サー んめる入 所 ピ ス 者 費 0 \hat{o} 数 算定方 \mathcal{O} 基準及 法 び 医 師 等 \mathcal{O} 員

数

 \mathcal{O}

1 (略)

る員数の基準に該当する場合における介護保健! に 作業療法 介護老人保 0 ては、 士 又は 同 健 表 施 の下 介護 設 \mathcal{O} -欄に 支援 医 師 掲げるところにより算定する。 専 門看 員 護 0 職 員 員、 数が 介 次 護 \mathcal{O} 職 施 表 の 上 理 設 サ 学 欄 ピ に 療 ス 掲 法 費 げ士

施設のユニット部分(介護老らず、又は当該介護老人保健は介護支援専門員を置いてお	学療法士、作業療法士若しく二条に定める員数の医師、理	は、介護老人保健施設基準第保健施設である場合にあって	、一部ユニット型介護老	こと(当該介護老人呆建施設に定める員数を置いていない	介護老人保健施設基準第二条	門員の員数の基準門員の員数の基準の員数の基準の員数の基準の目数の基準の対象の基準の対象の基準の対象の基準の対象の基準の対象の基準の対象の基準を対象を表	上労動ヒ豆ド官り
	り算定する。の算定に関する基準の例によ	サービス等に要する費用の額た単位数を用いて、指定施設	数に百分の七十を乗じて	護職員の配置こ芯じた所定単費単位数表の看護職員及び介	指定施設サービス等介護給付	設サービスカービスカー	上 労動 七 互 ぶ 主 り る 个 蒦

な 職 準 0 お \vdash 第 部 第二 いて、 員 いて同じ。 部 五. 分 場合 文は・ 分を 十二条に **介** 条に を含 介護 いう。 介 護 定 護 老 む 職 \Diamond 老 規 人 員 る 人 以 以 定 保 する んを置 下こ 貞 保 外 健 0 数 健 0 施 0 施 部 \mathcal{O} コ設 1 てい 看護 設分に基本に = 基 ツ 準

ろ 介 護保健: Ŀ に 作 より 欄に掲げる員数 業療法士、 護 老 人保 算 施 定 設サービ でする。 健 言語 施 設 ス費に の基準の医師、 基準に 又は介護支援 0 該当する場合に 1 看 7 護 は、 職 員 同 表 専 介 0 菛 護 おけ 下 員 職 . 欄 \mathcal{O} 員 るユニッ 員 に 掲げるとこ 数 理 が 学 次 療 \vdash 0 法 型 表 士

おら しく 支 士 医 設 すごとに一以 合計数が三又は 勤 基 換算 労働大臣が 援 師 基 準 作業療法・ ず、 、は介護 専 準 介護支援 員 言 門 第二条に定める員 方 語 理 学療 又は 員 聴 法 を 覚 職 で 置 士 法 介 員 Ŀ 専 士 職 定 消 員 いて 若し 士 護 0 $\overline{\mathcal{O}}$ そ 入 員 め 員の員数 る医 老 数 看 0) 居 作業療 人保健 を置 護職 V < 端 者 理 、は介 学療 な 数 師 \mathcal{O} 数 員 を 数 V 11 ŋ サ た 健 厚 \mathcal{O} 位 護 指 算定 算定する 単 職 生労 数 単 定 施 ピ 位 に 員 位 施 設 ス等に に 数 百 \mathcal{O} 数 サ 働 設 関す 大臣 を 分 表 サ 1 配 用 \mathcal{O} 置 1 \mathcal{O} ピ る基 要 ス が 11 七 に 看 ピ て、 応じ す + 費 護 ス 定 準 る を 等 0 \emptyset 職 る介護 算定 費 指 乗 た \mathcal{O} 員 介 用 Ü 例 定 所 及 護 方法 て び \mathcal{O} 施 定 に 給 設 得 額 単 保 介 付

の常

 \mathcal{O}

が、

ユ

=

ット

型介

護

老人

護 法 \mathcal{O} 施 て 若 増

(当

該

介護

老人保健

施

設

保

健

施

設 部

である場合にあって

老人保持 む。 職員を置 8 める員数 以外の 以下こ 保 定 する 健 健 施 部 1 \mathcal{O} 施 \mathcal{O} ユ 設 号に 分に 看 = て 設 基 ット 護 基 1 準 な 職 準 9 お 第 予第二条に定っいて、介護 員 11 11 11 部 Ŧī. (又は介 場合を含 て同 分を + L. いう 護 に

サ る員数の基準に ĺ 介護 作業療法 ビス費に 老 人 保 士 文は 0 健 1 該当する場合におけるユニット 施 て 介護支援 設 は \mathcal{O} 医 同 師 表 専 門 看 0) 下 員 護 \mathcal{O} 欄 職 員 員 に掲げるところに 数 が 介 次 護 \mathcal{O} 職 型 表 員 介 \mathcal{O} 護 上 理 より 保 欄 学 健 に 療 算 施 掲 法 定設げ 士

	る場合にあっては、介護老人ット型介護老人保健施設が、一部ユニ
り算定する。	を置いていないこと(当該介法士若しくは介護支援専門員
の算定に関する基準の例によサービス等に要する費用の額	の医師、理学療法士、作業療施設基準第二条に定める員数
単位数を用いて、指定施	おらず、又は介護老人保
位数に百分の七十を乗じて得	若しくは介護職員の数を置い
護職員の配置に応じた所定単	増すごとに一以上の看護職員
費単位数表の看護職員及び介	の合計数が三又はその端数を
指定施設サービス等介護給付	常勤換算方法で、入居者の数
	援専門員の員数の基準
	法士、作業療法士又は介護支
健施設サービス費の算定方法	看護職員、介護職員、理学療
厚生労働大臣が定める介護保	厚生労働大臣が定める医師、

で、 は すごとに 合 部 介 員 聴 学 ユ ニット を置 分に 覚士 条に 場 介 計 護 療法 合 護 数 当 老 人保 \pm を 職 が 該 0 若 定 11 V 含 員 三 部 介 7 しく \Diamond の以上 又は む 分の 護 て 健 お 作 る 老 施 5 は 業 員 入居 人保 を 0 そ 常 設 ず 介 療 数 置 看 \tilde{O} 勤 0 護 法 0 護 端 者 健 換 ユ 又 支 士 医 算方 職 数 $\bar{\mathcal{O}}$ 施 = は 援 て 師 ット 員 を 数 設 当 専 11 言 文 増 法 該 菛 \mathcal{O} \mathcal{O} 語 理

は、

介

護

老

人

保

健

施

設

基

進

第

十七 厚生労働大臣十三~十六 (略)

基準 並 厚 生 びに介護予 一労働 大臣 防 が 短 定 期 8 入所療養介護費 る 利 用 者 \mathcal{O} 数 \mathcal{O} \mathcal{O} 基 算 準 定 及 方 び 医 師 等 0 員 数 0

員 所 数 介護老人保健 に係る厚 の基準 並 生 労働大臣が定める利用者 び に介護予防 施 **心設であ** る指定介護予 短期入所療養介 \mathcal{O} 防 数 短 の基準 護 期 入所 費 0 · 及び 算 療 養 定 医 方 介 師 護 法 等 事 業 0

(2) (1) 指定₀

ところ 護 次 介 予防 所 \mathcal{O} 護 指 定介護 表 療 職 こにより 養介護 短期 の上 員 一欄に掲 入所療養介護 理学療法 予 慢費に限 算定す 防 短 パげる員 期 さる。 士 入 所 費 数 作 療養介護 に 業療法士又は \mathcal{O} (介護老人保健 基準に該当する場合に 0 11 7 事 は、 業 所 同 言 \mathcal{O} 表 施 語 医 0 設 聴 師 下 介護予防 覚 -欄に \pm 看 おけ \mathcal{O} 護 掲 員 職 る介 げ 数 短 員 期 が る

法 看 厚 士 士 護職員 生 労 0 員 働 作 大臣 数 業 療法 0) 介 基 護 が 潍 土 職 定 一又は 員 める医 言 理 学療 語 師 聴

防 厚 方 短期入所療 法 生 労 働 大 臣 養介護 が 定 8 費の る介 算 護 定 予

> 門員を 法で、 業 な 又 増 \mathcal{O} 1 該 員 保 部分に は すごとに 合計 介護 療 数 ユ 健 場合 法 = 介 施 \mathcal{O} ット 当該 護 数 置 士 老 医 設 を含 人保 職 が 若 0 11 師 基 三 しく 員 て 部 介 11 準 以 上 又は む。 の数 第二 護 て 分 健 お 老 学 \mathcal{O} 施 5 は でを置 条 入 居 人保 そ 0) 常 設 ず 介 療 0 の端 看 勤 \mathcal{O} 護 法 に V > 護 者 健 換 ユ 又 支 士 定 て 職 数 \mathcal{O} 施 算 = は 援 め 数 設 方 ツ 当 員 を 専 作 る

十三~十六 (略)

+七 基 準 並 厚 生 び に 一労働 介護予 大臣 防 が 短 定 期 8 入 る 所 利 療 用 養 者 介護 \mathcal{O} 数 費 \mathcal{O} 基 \mathcal{O} 算 準 定方 及 び 医 師 等 0 員 数

0

イ 員 所 数 に係る厚 介護 0 基準 老人保健 生労働 並 び に介護予 施 大臣 設で が定める利用 あ る指 防 短期入所 定介 護 者の 療養介護 予 防 数 短 期 \mathcal{O} 費 基 入所 0 準 算 及 療 び 定 養 方 医 介 師 護 等 事 業 \mathcal{O}

(1) (略)

(2) 費に限 介護職 所療養介護費 に 掲げる員数 定す 指定介護 る。 員、 理学 予 に の基準に 防 (介護老人保健施設介護予防 療法士 っい 短 期 て 入 は、 又は 該当する場合におけ 所 療 作 養 同 表の 業療法士 介 護 下欄に掲げるところによ 事 業 \mathcal{O} 所 員 \mathcal{O} 短期 る介 数 医 が 師 護予 入所 次 0) 看 療 防 表 護 養 短 \mathcal{O} 職 介 期 上 員 ŋ 護 入 欄

厚 基 法士又は作 看 [護職員、 準 生労働大臣 業療法士 介 護 が 職 定 員 \otimes 0 る 員 理 医 数 学 師 0 療

防 厚 方 短期入所 法 生 労 働 大 (療養介護費の算 臣 が 定 8 る 介 護

条に 定 サ 部 \mathcal{O} ユ 基 部所 又は 護 所 護 い百 護 言 療 所 ĺ 号に ニット 職 \otimes 準 分 療 語 法 で 予 が 予 て む 分 る員 第二 員 ピ 養 当 聴 士 定 あ 防 防 ス 基 つ お 指 介 該 覚 め る 短 短 七 を 置 数 1 部 百 定 護 指 る 場 期 部 期 条 1 士 作 . こ と て、 0) 準 て 分を + 介 事 定 を 業 員 合 入 ユ 入 に 看 第 同 七 護 業 介 置 療 数 に 所 = 所 定 7 ľ 条に **\ 護 百 指 いう。 予 所 護 V 法 0 あ 療 ツ 療 め (当 八十 な 職員又は 定 防 0 予 て 士 医 養 \vdash 養 る 0 サー て 介 規 ユ 防 お 若 師 介 型 介 該 Ě -七条に **処定する** 護予 以 ニット 場 以 短 . Б は 護 指 護 指 数 L 外の 下こ ず、 くは 合 ・ビス 期 事 定 事 定 を 理 介 防 入 学 同 業 介 業 介 置

護 得 単 介 付 に \mathcal{O} 予防 た単 より 額 位 護 費 定 職 \mathcal{O} 数 単 介 算 算 サ 位 に 員 位護 定 定] 数 百 予 \mathcal{O} に関 す ピ を 表防 分 配 スに る 用 \mathcal{O} 置 \mathcal{O} サ す 七 に 1 看 る基 要 て、 +応 護 ビ す を じ 職 ス 乗じ る た 準 指 員 介 費 所 定 及 0 護 用 7 定 介 給 例 び

指

定

介

護

予

防

サ

]

ピ

ス

基

潍

第

(3) 次 予 予 0 護 指 掲 防 表 職 定 員 短 短 0 げ 介 るところにより 期 期 上 護 入 入 欄 理 予 所 に 学 所 防 療養介 療養介護 掲げる員 療 短 法 期 士 入 護 所 殴費に限 算 費 数 療 作 定す <u>つ</u> 0 業 養 療 基準に該当す 介 る る。 ニット型 法 護 士 事 又は 業 所 0 介 言 \mathcal{O} る場合 いては、 護 語 医 老人保 聴 師 覚 12 士 看 健 同 お \mathcal{O} 護 け 表 施 員 職 0 数 設 る 員 下 介 介 が

法 看 厚 士 護 生 職 労 員 働 業療法 大 介 臣 護 が 士又は 職 定 8 員 る 言語 理 医 学療 師 聴

方 防 厚 短期 生労 法 入所 働 大 療 臣 養 が 介護 定 8 費 る 0 介 算 護 定 予

> 第百 護予防 業所 療法士 護予防 介護 条に 護 指 看 同 を 七条に規 置 所 所 百 じ。 予防 いう。 1 で が 7 護 定 職員又は介護職 八十 て いな \mathcal{O} 予 あ 定 定 介 おら る場 サ 若 短 介 ユ 防 \otimes 短 七 護 以以 短期 護 定] る 期 部 期 場合を含 七 = L 条 予 入所 下こ 条 外 ツ < 合 予 す ピ ず 員 ユ 入 に 防 } ス 基 に る = 所 防 \mathcal{O} 入 は 数 に 定 サ サー 又は当 ット 定 所 部 \mathcal{O} ユ 部 作 \mathcal{O} あ 療 療 **(当** 8 1 号に 分に む \otimes = 準 分 療 業 医 0 養 養 る ピ ット る員 第二 員 療 て ピ 養 師 介 型 介 該 員 ス 。 を ス つ お 指 介 該 法 は 護 指 護 指 数 基 置 数 基 11 11 部 百 定 護 指 士 理 事 定 事 定 を 準 $\overline{+}$ 介 定 を 学 業 業 0) 準 て て 分 事 同 介 介 置 第

得 護 単 介 付 に \mathcal{O} た単 額 予 位 護 費 ょ 定 ŋ 防 数 職 単 介 \mathcal{O} 算 位 に百 算定する。 位護 サ 員 定に関う 1 数 \mathcal{O} 数 予 を用 表防 ビ 分 配 ス \mathcal{O} 置 \mathcal{O} に す 七 に 看 1 十を る基 要す て、 応 護 ピ じ 職 ス ,る費用 乗じて 準 指 た 員 介 所定 0) 定 及 護 例 介 び 給

(3) 所 介 療養介護 護 指 げる員 職 定 員 介 護 費 数 理 予 (<u>]</u> 学 0) 防 基準に 療法士 短 ニット 期 入 該当 又は 所 型 療 介護老人保健施設。 する場合におけ 作 養 業 介 療 護 法 事 士 業 \mathcal{O} 所 員 \mathcal{O} る介 数 医 師 介 が 護 護 次 予 予 \mathcal{O} 看 防 防 表 護 短 短 \mathcal{O} 職 期 期 上 員 入 入 欄

法士又は作 看 厚 生労 護職 **働大臣** 員 :業療法: 介 護職 が 定 める 員 士 0) 員 理 医 数 学 師 (T) 療

所

療養介護

関サに限

につ

١ ر

て

は、

同

表の下

欄

に

掲

げ

ると

ころに

ょ

り算定

す

るる。

方法 防 厚 短 生 期入 労 働 所 大 療 臣 養介護費 が 定 \otimes る 0 介 算 護

0	を置いていない場合を含む。	員数の看護職員又は介護職員	部分について、同条に定める	所療養介護事業所のユニット	又は当該指定介護予防短期入	言語聴覚士を置いておらず、	療法士、作業療法士若しくは	条に定める員数の医師、理学	所である場合にあっては、同	護予防短期入所療養介護事業	所が、一部ユニット型指定介	護予防短期入所療養介護事業	いていないこと(当該指定介	百八十七条に定める員数を置	指定介護予防サービス基準第	覚士の員数の基準
								により算定する。	の額の算定に関する基準の例	護予防サービスに要する費用	得た単位数を用いて、指定介	単位数に百分の七十を乗じて	介護職員の配置に応じた所定	付費単位数表の看護職員及び	指定介護予防サービス介護給	

療法士若しくは作業療法士を 療法士若しくは作業療法士を 置いておらず、又は当該指定 世のは介護職員を置いていな 真又は介護職員を置いていな 員又は介護職員を置いていな 護予防? 護予防! おていないおけれていない 基準 所である場合に 条に定める員 所 が、 短期入所に 短期入所 条に・ 予 nd ニット 防 数 定 サ 又は当該指定数の医師、理学 療養 あ **(当** 1 療 \emptyset る員 って 養 ピ では、 型指 介護 ス 基 該 指 定介 事 定 を準 な職て事 同業 業 介

·ハ (略)

十八~二十一 (略)

十八~二十一

(略)

口

(略)

傍
線の
部
分
はか
改正
部
分

田田が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成十二年四月一日かまる。 田田関する状況の把握を含む。)を行い、薬利師による服薬指導を行っていること。 田田関する状況の把握を含む。)を行い、薬利師による服薬指導を行っていること。 田田関する状況の把握を含む。)を行い、薬利師による服薬指導を行っていること。 田田関する状況の把握を含む。)を行い、薬利師による服薬指導を行っていること。 田田関する状況の把握を含む。)を行い、薬利師による服薬指導を行っていること。 田田関する状況の把握を含む。)を行い、薬利師による服薬指導を行っていること。 田間する状況の把握を含む。)を行い、薬利師による服薬指導を行っていること。 田田関する状況の把握を含む。)を行い、薬利師による服薬指導を行っていること。 田間する状況の把握を含む。)を行い、薬利師による服薬指導を行っていること。 田間する状況の把握を含む。)を行い、薬利師による服薬指導を行っていること。 田間する状況の把握を含む。)を行い、薬利師による服薬指導を行っていること。 田間する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。 田間する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。 田間する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。 田間する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。 田間する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。 田間する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。 田間する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。 田間する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。 田間する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行い、薬剤師による服薬指導を行い、薬剤が理学療法口を算定すべき作業療法の施設基準

八 言語聴覚療法を算定すべき施設基準

イ (略)

であること。
ロ 利用者又は入院患者の数が言語聴覚士の数に対し適切なもの

ハ・ニ (略)

であること。
ロ 利用者又は入院患者の数が言語聴覚士の数に対し適切なもの

ニ 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されているハ 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

十 認知症短期集中リハビリテーションを算定すべき施設基準

ること。
④ 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されてい

八 言語聴覚療法を算定すべき施設基準

イ (略)

ロ 患者数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ・ニ (略)

九 リハビリテーションマネジメントの基準

、入院患者ごとのリハビリテーション実施計画を作成している職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同してイ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、看護

こと。

状態を定期的に記録していること。 覚士がリハ は医師の指示を受けた理学療法士、 入院患者ごとの ビリテー IJ ションを行っているとともに、 ビリ テー シ ョ ン 作業療法士若しくは言語 実施計 画に 従 入院患者 1 医 師 0 聴 又

1 リハビリューノヨノと庁の長市、里台寮は11、戸巻寮は117期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。ハー入院患者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定

の工夫等の情報を伝達していること。 は言語聴覚士が リハビリテー リハビリテーションを行う医師 ショ 看護 ンの観点から、 職員、 介護職員その 日常生活上の留意点 理学療法士 他 0 職 種 作業療法士又 の者に対し 介護

又は言語聴覚士が適切に配置されていること。 当該リハビリテーションを担当する理学療法士 作業療法士

口 対して適切なものであること。 入院患者数が 理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士の数

+

口 であること。 利用者又は入院患者の数が作業療法士の数に対し適切なもの作業療法士が適切に配置されていること。精神科作業療法の施設基準

当該作業療法を行うにつき十分な専用施設を有していること

+

ロイ 患者数が作業療法士の数に対し適切なものであること。作業療法士が適切に配置されていること。精神科作業療法の施設基準

当該作業療法を行うにつき十分な専用施設を有していること

三頁

〇厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの 種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成十八年厚生労働省告示第百六十五号)

(変更点は下線部)

行 現

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年
 護費及び外部サービス利用型介護予坊特定施設入居者生活介護費に係る「護費及び外部サービス利用型介護予坊特定施設入居者生活介護費に係る に定め、平成十八年四月一日から適用する。

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種 類及び当該サービスの単位数並びに現実単位数

~ (器)

- ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護 費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に 応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。
 - 経過的要介護 六千五百五単位
 - 一万六千六百八十九単位 要介護
 - 要介護二 一万八千七百二十六単位
 - 要介護三 二万七百六十三単位
 - ら 要介護四 ニ丙ニチ八百単位
 - ⑤ 要介護五 ニ万四千八百六十七単位

П (器)

別表第一

- 1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費(1日に 1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費(1日に つき) 84単位
- 注 利用者に対して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介 護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す る基準 (平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」 という。) 第192条の3第2項に規定する外部サービス利用型指定特定

改正案

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年 厚生省告示第十九号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算 |厚生省告示第十九号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算 定に関する基準)平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)の規定に基一定に関する基準)平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)の規定に基 づき、厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介 | づき、厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介 サービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数を次のよう|サービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数を次のよう に定め、平成十八年四月一日から適用する。

> 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの陣 類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

~ (器)

ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護 費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に 応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。

要介護一 一万七千三百五十八単位

- 一万九千四百八十六単位 要介護二
- 要介護三 二万千六百十四単位
- 4 要介護四 二万三千七百十二単位
- ⑤ 要介護五 二万五千八百七十単位

(器)

別表第一

- つき) 87単位
- 注 1 利用者に対して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活 介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に 関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス 基準」という。) 第192条の3第2項に規定する外部サービス利用型

施設入居者生活介護事業者をいう。)が、基本サービス(指定居宅 サービス基準第192条の2に規定する基本サービスをいう。)を行っ た場合に算定する。

2 訪問介護

イ 身体介護が中心である場合

(1) 所要時間15分未満の場合

90単位

- (2) 所要時間15分以上 1 時間30分未満の場合 180単位に所要時間15 分から計算して所要時間が15分増すごとに90単位を加算した単位 数
- (3) 所要時間 1 時間30分以上の場合 577単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに37単位を加算した単位数
- ロ 生活援助が中心である場合
- (1) 所要時間15分未満の場合

45単位

- (2) 所要時間15分以上<u>1時間15分未満</u>の場合 <u>90単位</u>に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに<u>45単位</u>を加算した単位数
- (3) 所要時間1時間15分以上の場合

270単位

ハ (略)

注 1 利用者に対して、指定訪問介護(指定居宅サービス基準第 4 条 に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者(指定居宅サービス基準第 192 条の2に規定する受託居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注2~5 (略)

3 訪問入浴介護

利用者に対して、指定訪問入浴介護(指定居宅サービス基準第44条

指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。)が、基本サービス (指定居宅サービス基準第192条の2に規定する基本サービスをい う。以下同じ。)を行った場合に算定する。

- 2 養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。)である指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める者に対して基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。
- 2 訪問介護
 - イ 身体介護が中心である場合

(1) 所要時間15分未満の場合

99単位

(2) 所要時間15分以上30分未満の場合

198単位

- (3) 所要時間30分以上 1 時間30分未満の場合 270単位に所要時間30 分から計算して所要時間が15分増すごとに90単位を加算した単位 数
- (4) 所要時間 1 時間30分以上の場合 577単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに37単位を加算した単位数
- ロ 生活援助が中心である場合
- (1) 所要時間15分未満の場合

50単位

- (2) 所要時間15分以上<u>1時間未満</u>の場合 <u>99単位</u>に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに50単位を加算した単位数
- (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間15分未満の場合

<u>225単位</u> 270単位

(4) 所要時間1時間15分以上の場合

ハ (略)

注1 利用者に対して、指定訪問介護(指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者(指定居宅サービス基準第192条の2に規定する受託居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画(指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注2~5 (略)

3 訪問入浴介護

利用者に対して、指定訪問入浴介護(指定居宅サービス基準第44条

に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費(以下「訪問入浴介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、訪問入浴介護費の注1から注5までについては適用しない。

4 訪問看護

通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他定める者等第3号に規 定する疾病等の患者を除く。)に対して、指定訪問看護(指定居宅サ ービス基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)に係 る受託居宅サービス事業者の保健師、看護師又は理学療法士、作業療 法士若しくは言語聴覚士(以下「看護師等」という。)が、その主治 の医師の指示(指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス基準第6 0条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同 じ。)にあっては、主治の医師が交付した文書による指示)及び訪問 看護計画書(指定居宅サービス基準第70条第1項に規定する訪問看護 計画書をいう。以下同じ。)に基づき、指定訪問看護を行った場合に は、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容 の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス 介護給付費単位数表の訪問看護費(以下「訪問看護費」という。)に1 00分の90を乗じて得た単位数を算定する(所要時間が20分未満のもの については、指定訪問看護が夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場 合に限り、算定する。)。ただし、指定訪問看護ステーションの理学療 法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を行った場合は、次 に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。なお、訪問看 護費の注1から注6まで及び注8については適用しない。

イ 所要時間30分未満の場合

383単位

ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合

747単位

5 指定訪問リハビリテーション(1<u>日</u>につき)

通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費(以下「訪

に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費(以下「訪問入浴介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、訪問入浴介護費の注1から注7まで及び口については適用しない。

4 訪問看護

通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他定める者等第3号に規 定する疾病等の患者を除く。)に対して、指定訪問看護(指定居宅サ ービス基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。) に係 る受託居宅サービス事業者の保健師、看護師又は理学療法士、作業療 法士若しくは言語聴覚士(以下「看護師等」という。)が、その主治 の医師の指示(指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス基準第6 0条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同 じ。)にあっては、主治の医師が交付した文書による指示)及び訪問 看護計画書(指定居宅サービス基準第70条第1項に規定する訪問看護 計画書をいう。以下同じ。)に基づき、指定訪問看護を行った場合に は、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容 の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス 介護給付費単位数表の訪問看護費(以下「訪問看護費」という。)に1 00分の90を乗じて得た単位数を算定する(所要時間が20分未満のもの については、指定訪問看護が夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場 合に限り、算定する。)。ただし、指定訪問看護ステーションの理学療 法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を行った場合は、次 に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。なお、訪問看 護費の注1から注10まで及び注12並びにハについては適用しない。

イ 所要時間30分未満の場合

383単位

ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合

747単位

5 指定訪問リハビリテーション(1回につき)

通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費(以下「訪

問リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、訪問リハビリテーション費の<u>注1から注4</u>までについては適用しない。

- 6 指定通所介護
 - イ 利用者に対して、指定通所介護(指定居宅サービス基準第92条に 規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービ ス事業者(以下この号において「指定通所介護受託居宅サービス事 業者」という。)が、厚生労働大臣が定める施設基準(平成12年厚 生省告示第26号。以下「施設基準」という。) 第1号イ又は口に適 合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所 (指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業 所をいう。)において、指定通所介護を行った場合には、当該施設 基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に 要した時間ではなく、通所介護計画(指定居宅サービス基準第99条 第1項に規定する通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容の 指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス 介護給付費単位数表の通所介護費(以下「通所介護費」という。) に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第 9号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の 指定通所介護を行う場合は、通所介護費のイ(1)又は口(1)の所定単位 数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。
 - 口 利用者(定める者等第8号に規定する者に限る。)に対して、指定通所介護受託居宅サービス事業者が、施設基準第1号ハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所(指定居宅サービス基準第105条の4第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。)において、指定療養通所介護(指定居宅サービス基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合には、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画(指定居宅サービス基準第105条の12第1項に規定する療養通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、通所介護費の八の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。
- ハ イ及び口については、通所介護費の注1から注11までについては 適用しない。
- 7 指定通所リハビリテーション

問リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、訪問リハビリテーション費の<u>イの注1から注4ま</u>で及び口については適用しない。

- 6 指定通所介護
- イ 利用者に対して、指定通所介護(指定居宅サービス基準第92条に 規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービ ス事業者(以下この号において「指定通所介護受託居宅サービス事 業者」という。)が、厚生労働大臣が定める施設基準(平成12年厚 生省告示第26号。以下「施設基準」という。) 第4号イから二まで に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事 業所(指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護 事業所をいう。)において、指定通所介護を行った場合には、当該 施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、 現に要した時間ではなく、通所介護計画(指定居宅サービス基準第9 9条第1項に規定する通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容 の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービ ス介護給付費単位数表の通所介護費(以下「通所介護費」という。) に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第 10号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の 指定通所介護を行う場合は、通所介護費のイ(1)、口(1)、ハ(1)又は二 (1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。
- 口 利用者(定める者等第9号に規定する者に限る。)に対して、指定通所介護受託居宅サービス事業者が、施設基準第4号ホに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所(指定居宅サービス基準第105条の4第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。)において、指定療養通所介護(指定居宅サービス基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合には、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画(指定居宅サービス基準第105条の12第1項に規定する療養通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、通所介護費の木の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。
- ハ イ及び口については、通所介護費の注1から注11まで及びへについては適用しない。
- 7 指定通所リハビリテーション

利用者に対して、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス) 基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同 じ。) に係る受託居宅サービス事業者が、指定通所リハビリテーショ ン事業所(指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リ ハビリテーション事業所をいう。)において、指定通所リハビリテー ションを行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要 した時間ではなく、通所リハビリテーション計画(指定居宅サービス 基準第115条第1項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。) に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要す る標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハ ビリテーション費(以下「通所リハビリテーション費」という。)に1 00分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第9号 に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通 所リハビリテーションを行う場合は、通所リハビリテーション費のイ の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、通所 リハビリテーション費の注1から注12までは適用しない。

8 指定福祉用具貸与(1月につき)

利用者に対して、指定福祉用具貸与(指定居宅サービス基準第193条)8 指定福祉用具貸与(1月につき) に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サ ービス事業者が、指定福祉用具貸与を行った場合には、現に指定福祉 用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所在地に適用される 特定施設入居者生活介護の1単位の単価で除して得た単位数(1単位 未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た単位数)を算定する。 なお、指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1 及び注3については適用しない。

9 指定認知症対応型通所介護

利用者に対して、指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サー 19 指定認知症対応型通所介護 ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省 令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第41条に 規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)に係る受託 居宅サービス事業者が、施設基準第17号に適合しているものとして市 町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指 定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指 定認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は共用型指定認知症対応

利用者に対して、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス 基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同 じ。) に係る受託居宅サービス事業者が、施設基準第5号に適合する ものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業 所(指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリ テーション事業所をいう。) において、指定通所リハビリテーション を行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時 間ではなく、通所リハビリテーション計画(指定居宅サービス基準第1 15条第1項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。)に位置付 けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的 な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテー ション費(以下「通所リハビリテーション費」という。)に100分の90 を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第10号に規定す る利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所リハビ リテーションを行う場合は、通所リハビリテーション費のイ(2)、口(2) 又はハ(2)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。な お、通所リハビリテーション費の注1及び注3から注17まで並びにニ は適用しない。

利用者に対して、指定福祉用具貸与(指定居宅サービス基準第193条 に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。) に係る受託居宅サ ービス事業者が、指定福祉用具貸与を行った場合には、現に指定福祉 用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所在地に適用される 特定施設入居者生活介護の1単位の単価で除して得た単位数(1単位 未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た単位数)を算定する。 なお、指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1 から注3まで及び注5については適用しない。

利用者に対して、指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サー ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省 令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。) 第41条に 規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)に係る受託 居宅サービス事業者が、施設基準第23号に適合しているものとして市 町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指 定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指

型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定す る共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)において、指定 認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分 に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、 認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第52条第1 項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。)に位置付けられた 内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成1 8年厚生労働省告示第126号) 別表指定地域密着型サービス介護給付費 単位数表の認知症対応型通所介護費(以下「認知症対応型通所介護費」 という。以下同じ。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。た だし、定める者等第9号に規定する利用者に対して、所要時間2時間 以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、認知症対 応型通所介護費のイ(1)(-)若しくは(2)(-)又は口(1)の所定単位数に100分の 63を乗じて得た単位数を算定する。なお、認知症対応型通所介護費の 注1から注8までについては適用しない。

別表第二

- 1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス│1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス 費(1日につき) 63単位
- 注 利用者に対して、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居 者生活介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及 び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下 「指定介護予防サービス基準」という。)第254条第2項に規定する 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者を いう。)が、基本サービス(指定介護予防サービス基準第253条に規 定する基本サービスをいう。)を行った場合に算定する。

2 指定介護予防訪問介護(1月につき) 利用者に対して、指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス基)

定認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は共用型指定認知症対応 型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定す る共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)において、指定 認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分 に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、 認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第52条第 1 項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。)に位置付けられた 内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成1 8年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費 単位数表の認知症対応型通所介護費(以下「認知症対応型通所介護費」 という。以下同じ。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。た だし、定める者等第23号に規定する利用者に対して、所要時間2時間 以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、認知症対 応型通所介護費のイ(1)(-)若しくは(2)(-)又は口(1)の所定単位数に100分の 63を乗じて得た単位数を算定する。なお、認知症対応型通所介護費の 注1から注9まで及びハについては適用しない。

別表第二

- 費(1日につき) 60単位
- 注1 利用者に対して、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入 居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設 備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35 号。以下「指定介護予防サービス基準」という。) 第254条第2項 に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活 介護事業者をいう。)が、基本サービス(指定介護予防サービス 基準第253条に規定する基本サービスをいう。以下同じ。) を行っ た場合に算定する。
 - 2 養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホ ームをいう。) である指定介護予防特定施設において、別に厚生 労働大臣が定める者に対して基本サービスを行った場合に、障害 者等支援加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。
- 2 指定介護予防訪問介護(1月につき) 利用者に対して、指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス基

準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者(指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(定める者等第1号に規定する者を除く。)が、指定介護予防訪問介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問介護費(以下「介護予防訪問介護費」という。)の注1のイからハまでの区分に応じ、介護予防訪問介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問介護費の注1から注5までについては適用しない。

3 指定介護予防訪問入浴介護

利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス基準第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の看護職員1人及び介護職員1人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費(以下「介護予防訪問入浴介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問入浴介護費の注1から<u>注5まで</u>については適用しない。

4 指定介護予防訪問看護

通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他定める者等第3号に規 定する疾病等の患者を除く。)に対して、指定介護予防訪問看護(指 定介護予防サービス基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護をい う。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の看護師等が、 その主治の医師の指示(指定介護予防訪問看護ステーション(指定介 護予防サービス基準第63条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問 看護ステーションをいう。以下同じ。) にあっては、主治の医師が交 付した文書による指示)及び介護予防訪問看護計画書(指定介護予防 サービス基準第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。 以下同じ。)に基づき、指定介護予防訪問看護を行った場合には、現 に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内 容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、指定介 護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費(以下「介 護予防訪問看護費」という。以下同じ。)に100分の90を乗じて得た単 位数を算定する(所要時間が20分未満のものについては、指定介護予 防訪問看護が夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場合に限り、算定 準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者(指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(定める者等第1号に規定する者を除く。)が、指定介護予防訪問介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問介護費(以下「介護予防訪問介護費」という。)の注1のイからいまでの区分に応じ、介護予防訪問介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問介護費の注1から注7まで及び二については適用しない。

3 指定介護予防訪問入浴介護

利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス基準第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の看護職員1人及び介護職員1人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費(以下「介護予防訪問入浴介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問入浴介護費の注1から<u>注7まで及び口</u>については適用しない。

4 指定介護予防訪問看護

通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他定める者等第3号に規 定する疾病等の患者を除く。)に対して、指定介護予防訪問看護(指 定介護予防サービス基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護をい う。以下同じ。) に係る受託介護予防サービス事業者の看護師等が、 その主治の医師の指示(指定介護予防訪問看護ステーション(指定介 護予防サービス基準第63条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問 看護ステーションをいう。以下同じ。) にあっては、主治の医師が交 付した文書による指示)及び介護予防訪問看護計画書(指定介護予防 サービス基準第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。 以下同じ。)に基づき、指定介護予防訪問看護を行った場合には、現 に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内 容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、指定介 護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費(以下「介 護予防訪問看護費」という。以下同じ。)に100分の90を乗じて得た単 位数を算定する(所要時間が20分未満のものについては、指定介護予 防訪問看護が夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場合に限り、算定 する。)。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。なお、介護予防訪問看護費の注1から注5まで及び注7については適用しない。

イ 所要時間30分未満の場合

383単位

ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合

747単位

5 指定介護予防訪問リハビリテーション(1日につき)

通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費(以下「介護予防訪問リハビリテーション費(以下「介護予防訪問リハビリテーション費(以下「介護予防訪問リハビリテーション費(以下「介護予防訪問リハビリテーション費の注1から注4までについては適用しない。

6 指定介護予防通所介護(1月につき)

利用者に対して、指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準<u>第45号</u>に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)において、指定介護予防通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防・ビス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費(以下「介護予防通所介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所介護費のイの注1から<u>注3</u>までについては、適用しない。

イ 運動器機能向上加算

203単位

注 介護予防通所介護費のハの運動器機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

口 栄養改善加算

90単位

する。)。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。なお、介護予防訪問看護費の注1から<u>注9</u>まで及び<u>注11並びにハ</u>については適用しない。

イ 所要時間30分未満の場合

383単位

ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合

747単位

5 指定介護予防訪問リハビリテーション(1回につき)

通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費(以下「介護予防訪問リハビリテーション費(以下「介護予防訪問リハビリテーション費の注1から注4まで及び口については適用しない。

6 指定介護予防通所介護(1月につき)

利用者に対して、指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第62号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)において、指定介護予防通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費(以下「介護予防通所介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所介護費のイの注1から注5まで並びに口、へ及びトについては適用しないこととし、ハからホまでについては、次のとおり算定することとする。

イ 運動器機能向上加算

203単位

注 介護予防通所介護費のハの運動器機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

口 栄養改善加算

135単位

注 介護予防通所介護費の二の栄養改善サービスを行った場合に、

注 介護予防通所介護費の二の栄養改善サービスを行った場合に、 1月につき所定単位数を加算する。

ハ 口腔機能向上加算

90単位

注 介護予防通所介護費のホの口腔機能向上サービスを行った場合 に、1月につき所定単位数を加算する。

7 指定介護予防通所リハビリテーション (1月につき)

利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護 予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)において、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費(以下「介護予防通所リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所リハビリテーション費の注1から注3までについては、適用しない。

イ 運動器機能向上加算

203単位

注 介護予防通所リハビリテーション費の口の運動器機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

口 栄養改善加算

90単位

注 介護予防通所リハビリテーション費のハの栄養改善サービスを 行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 口腔機能向上加算

90単位

注 介護予防通所リハビリテーション費の二の口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

8 指定介護予防福祉用具貸与(1月につき)

利用者に対して、指定介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防特定施設の所在地の特定施設入居者生活介護に適用される単位の1単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た単位数)を算定する。なお、介護

1月につき所定単位数を加算する。

ハ 口腔機能向上加算

135単位

注 介護予防通所介護費のホの口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 指定介護予防通所リハビリテーション(1月につき)

利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護 予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費(以下「介護予防通所リハビリテーション費」という。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所リハビリテーション費の注1から注5まで並びにホ及びへについては、適用しないこととし、口から二までについては、次のとおり算定することとする。

イ 運動器機能向上加算

203単位

注 介護予防通所リハビリテーション費の口の運動器機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

口 栄養改善加算

135単位

注 介護予防通所リハビリテーション費のハの栄養改善サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 口腔機能向上加算

135単位

注 介護予防通所リハビリテーション費の二の口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

8 指定介護予防福祉用具貸与(1月につき)

利用者に対して、指定介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防特定施設の所在地の特定施設入居者生活介護に適用される単位の1単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た単位数)を算定する。なお、介護予防福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5については適用しな

予防福祉用具貸与費の注1及び注3については適用しない。

9 指定介護予防認知症対応型通所介護

利用者に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地域密 着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密 着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介 護予防サービス基準」という。以下同じ。)第4条に規定する指定介 護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) に係る受託介護予 防サービス事業者が、施設基準第55号に適合しているものとして市町 村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事 業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。) 又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着 型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護事業所をいう。)において、指定介護予防認知 症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従 い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介 護予防認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型介護予防サービス 基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をい う。)に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を 行うのに要する標準的な時間で、指定地域密着型介護予防サービスに 要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第128号) 別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防 認知症対応型通所介護費(以下「介護予防認知症対応型通所介護費」 という。以下同じ。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。た だし、定める者等第9号に規定する利用者に対して、所要時間2時間 以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、介護予防 認知症対応型通所介護費のイ(1)(-)若しくは(2)(-)又は口(1)の所定単位数 に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、認知症対応型通所 介護費の注1から注8までについては適用しない。

イ 個別機能訓練加算

24単位

注 介護予防認知症対応型通所介護費の<u>注5</u>の個別機能訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1.1.

9 指定介護予防認知症対応型通所介護

利用者に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地域密 着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密 着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介 護予防サービス基準」という。以下同じ。) 第4条に規定する指定介 護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) に係る受託介護予 防サービス事業者が、施設基準第75号に適合しているものとして市町 村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事 業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。) 又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着 型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護事業所をいう。)において、指定介護予防認知 症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従 い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介 護予防認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型介護予防サービス 基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をい う。)に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を 行うのに要する標準的な時間で、指定地域密着型介護予防サービスに 要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第128号) 別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防 認知症対応型通所介護費(以下「介護予防認知症対応型通所介護費」 という。以下同じ。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。た だし、定める者等第23号に規定する利用者に対して、所要時間2時間 以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、介護予防 認知症対応型通所介護費のイ(1)(-)若しくは(2)(-)又は口(1)の所定単位数 に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防認知症対 応型通所介護費のイ及び口の注1から注5まで並びに注9並びにハに ついては適用しないこととし、イ及び口の注6から注8までについて は、次のとおり算定することとする。

イ 個別機能訓練加算

2/1当台

注 介護予防認知症対応型通所介護費の<u>注6</u>の個別機能訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

口 栄養改善加算

90単位 口 栄養改善加算

135単位

- 注 介護予防認知症対応型通所介護費の<u>注6</u>の栄養改善サービスを 行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- ハ 口腔機能向上加算

90単位

- 注 介護予防認知症対応型通所介護費の<u>注7</u>の口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 口腔機能向上加算

135単位

注 介護予防認知症対応型通所介護費の注8の口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

生省告示第三十八号) (一个護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額 (平成十二年厚

(傍線の部分は改正部分)

の額及び指定介護予防サの訪問リハビリテーショ	ン費の注2の規定による加算に係る費用。四 指定居宅サービス介護給付費単位数表
用の額	から注7までの規定による加算に係る費R
護予防訪問看護費の注5	護予防サービス介護給付費単位数表の介護
る費用の額並びに指定介	注7まで及び注10の規定による加算に係り
の訪問看護費の注5から	指定居宅サービス介護給付費単位数表
の額	ら注6までの規定による加算に係る費用。
訪問入浴介護費の注4か	サービス介護給付費単位数表の介護予防
用の額及び指定介護予防	から注6までの規定による加算に係る費I
の訪問入浴介護費の注4	指定居宅サービス介護給付費単位数表
額	注5までの規定による加算に係る費用の対
防訪問介護費の注3から	護給付費単位数表」という。)の介護予算
指定介護予防サービス介	防サービス介護給付費単位数表(以下「よ
十七号)別表指定介護予	基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二-
費用の額の算定に関する	の額及び指定介護予防サービスに要するも
定による加算に係る費用)の訪問介護費の注10から注12までの規制
付費単位数表」という。	位数表(以下「指定居宅サービス介護給品
宅サービス介護給付費単	十二年厚生省告示第十九号) 別表指定居日
算定に関する基準(平成	指定居宅サービスに要する費用の額の質
平	四月一日から適用する。
ように定め、平成十二年	めるところにより算定した費用の額を次の、
に規定する厚生大臣が定 用	則第六十八条第四項及び第八十七条第三項に
づき、介護保険法施行規	条第四項及び第八十七条第三項の規定に基、
令第三十六号)第六十八	介護保険法施行規則(平成十一年厚生省
案	改正
	額及び指定介護子の注 一次の額が 一方による加算に係る厚生大臣が定 一方による加算に係る厚生大臣が定 一方による加算に係る厚生大臣が定 一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、

 \mathcal{O} 1 注 ピ 2 ス介護 0 規 %定によ 給 付 費単 る 加 位 算に係る費用 数 表 0 介護予防訪問リ \mathcal{O} 額 ハ ピ リテー シ 彐 費

五. 費用 費単 定に 指 の 位額数 よる加 定 居 宅 表 算に \mathcal{O} サ 介 護 係 ピ ぶる費用 ス 予 介 防 護 通 所 \mathcal{O} 給 介護費の 付 額及び指]費単 位 数表 注 定介護予 2 の規 0 通 定 防 所 に サ 介 ょ 護 1 る 費 ビ 加 \mathcal{O} ス 算に係る 介 注 護 5 於給付 0 規

 \mathcal{O} 1 ン 費 注 ピ 指 2 ス 0 定 介護 注 7 0 居 規 宅 設給付 定による加 0 サ 規 費 定 ピ 単 12 ス 位 ょ 介 算に係る費用 る 数 護 表の 加 給 算に 付 の介護予防通転 費単 係る費用 位 数 表 所リ \mathcal{O} 0 額 通 ハ 及び 所 ビリテー IJ 指 ビ 定 IJ 介 ・ショ 護 テ 予] <u>`</u>防サ シ 費 3

七 (5) 期額イ に 入所療養介護費 並 (1) 指 から(3) 係る費用 びに指定介護予防サー 定居宅サー のまでの \mathcal{O} の注14、イ(6)、口(8)、ハニジス介護給付費単位数表 額 (1) 石 14 、 及び び(2)の注12、イ(4)、ビス介護給付費単位 (6) 及び 級の短期: 5二年に係る費用の一条入所療養介護費の 口 数 (6) 表の ハ(4) 及 形護予 及び びニ医 のの

八 S サ カュ ĺ 5 注 指 注3までの 3 ビス介護給付費単位数表の介護予防福祉 定 居宅 ま で サー \mathcal{O} 規 - ビス介護 %定によ 規定による加算に係る費用 護給付 る加算に係る費用 費単 中位数表 \mathcal{O} \mathcal{O} 価祉用具貸与費のは円の額及び指定介護 額 福 祉 用具貸与費 介護 注 0 ロ 1 か 防 注 1

五.

九

省告 規 による加算に係る費用の 給付費単 ビスに要する費用 伞] 定 指 による加算に 示第百二 成 ピ 定 ス介 + 地 位数表の 八 域 護 年 密 + 給 厚 着 j۱ 付 生 型 号) 介護予防 0 係る費用の 費 労 サ 額の 単 働] 省告示 別 位数表の ピ 表指 算定に 額 ス に 小 7第百二 規模多機能型居宅介護費の 定地域密着型介 額及び指定地域密 要する費用 関する基準 小 規模多機 十六 号) \mathcal{O} 能型 額 平 護 別 \mathcal{O} 1着型介 予防 成 居 表 算 + 宅 指 定 サ 介 定 に] 年 護 護 地 関 ハの 厚 予 費 域 ピ す ス 生 防 密 \mathcal{O} る 規定 一労働 着型 介護 サ 基 ホ ĺ 進 \mathcal{O}

> (6) 期 額イ 入所 並びに指 (1) に係る費用 指 から(3) 定 療養介護費 居 宅サー 恒定介護予防サービス介護給は での注10、イク \mathcal{O} 0) 1 (1) 及び (7) 及び(2)の注8、 付 費 口単 (9) 位 数 表 費単位 (7) 0 イ 及 短 (5) 期 び 5二8に係る費用の一次入所療養介護費の 口(7)表 0 ハ(5) 及び 二短 \mathcal{O} \mathcal{O}

兀

給 \mathcal{O} 付費単 規定 指定居 係る費用 による加算に 宅サー ·位数 表 ビス の介護予 保る費 介 護 防福祉用具貸与費の注1 給 用の 付 費 額及び指定介護予防 単 位 数 表 \mathcal{O} 福 祉 用 の規定 具 サー 貸 与 ピ 費 ょ ス 0 る 介 注 加護 1

告示第百四十九号) 設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省

(傍線の部分は改正部分)

改正	案	現	行
準(平成十八年享生労働省令第三十四号)指定地域密着型サービスの事業の人員、	第六条第二項の規定に基設備及び運営に関する基	準(平式十八年厚生労働省令第三十四 指定地域密着型サービスの事業の人	四号)第六条第二項の規定に基人員、設備及び運営に関する基
き、指定地域密着型サービスの事業	び運営に関	き、指定地域密着型サービスの事	八員、設備及び運営に関
る基準第六条第二項に規定する厚生労働大	大臣が定める者を次のよう	る基準第六条第二項に規定する厚生労	刃働大臣が定める者を次のよう
に定め、平成十八年四月一日から適用する。	ું.	に定め、平成十八年四月一日から適用	のする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
指定地域密着型サービスの事業の人員、	設備及び運営に関する基	指定地域密着型サービスの事業の人	八員、設備及び運営に関する基
準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が	か定める者は、看護師、准	準第六条第二項に規定する厚生労働大	八臣が定める者は、看護師、介
看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会	会福祉士又は介護支援専門	護福祉士、医師、保健師又は社会福祉	世士とする。
員(介護保険法(平成九年法律第百二十三	第百二十三号)第七条第五項に規定		
する介護支援専門員をいう。)とする。			

○厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等 (平成十二年厚生省告示第百二十三号)

(傍線の部分は改正部分)

	号	人	提	t	は、	つって	こと	\ \ \	号	受け	い	=	う	定	省合	療業	平	` ^	に	+	成	#5	
は直目していいの	る基準を満た	保健施設、病院又は診	供を行ったことに伴い	のとし、平成十二年三	平成十五年三月三十	て第二号ロ及び第五号	に伴い必要となる費	平成十二年三月三十一	4及び第五号イ中「一	けている病院又は診療	て特別な病室の提供を	月三十一日において現	に定め、平成十二年四	める利用者等が選定す	令第四十一号)第十二条	養型医療施設の人員、	成十一年厚生省令第四	介護老人保健施設の人	関する基準(平成十一年	五条第三項第一号、指·	十一年厚生省令第三十	指定居宅サービス等の	改
	ないものについて	療所の療養室等であ	必要となる費用の支:	月三十一日において	一日までの間、これ	口に掲げる基準を満れ	用の支払を受けている	日において現に特別	人又は二人」とある	所の当該病室につい	行ったことに伴い必	にその定員が三人又	月一日から適用する。	する特別な居室等の提:	十二条第三項第一号の規定	設備及び運営に関する基準(平成	四十号)第十一条第三項第一	人員、施設及び設備並	年厚生省令第三十九号)第九条第三項第	指定介護老人福祉施設の	十七号)第百二十七条第三項第	事業の人員、設備及	正
	は、当分の間、これら	って第二号ハ及び第四	払を受けている介護老	現に特別な療養室等の	らの規定は適用しない	たさないものについて	る病院又は診療所であ	な病室の提供を行った	のは「四人以下」とし	ては、当分の間、第二	要となる費用の支払を	は四人である病室につ	。ただし、平成十二年	の提供に係る基準を次のよ	一号の規定に基づき、厚生大臣の	る基準(平成十一年厚生	7第一号並びに指定介護	施設及び設備並びに運営に関する基準(內)第九条第三項第一号	の人員、設備及び運営	第三項第一号及び第百四	設備及び運営に関する基準(平	案
	る基準を	人保健施設、病院又は	提供を行ったことに必	ものとし、平成十二年	は、平成十五年三月三十	って第二号ロ及び第二	ことに伴い必要となる	、平成十二年三月三-	号イ及び第五号イ中	受けている病院又は診	いて特別な病室の提供	三月三十一日において	うに定め、平成十二年	定める利用者等が選字	省令第四十一号)第十	療養型医療施設の人員、	平成十一年厚生省令等	、介護老人保健施設の	に関する基準(平成十一	十五条第三項第一号、	成十一年厚生省令第二	指定居宅サービス等	現
	ないものにつ	は診療所の療養室等であ	伴い必要となる費用の支	十二年三月三十一日において	一日までの間、これ	五号ロに掲げる基準を満	る費用の支払を受けてい	十一日において現に特別	「一人又は二人」とある	診療所の当該病室につい	供を行ったことに伴い必	いて現にその定員が三人又	十二年四月一日から適用する。	等が選定する特別な居室等の提供に係る基準を次のよ	号)第十二条第三項第一号の規定に基づき、	貝、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生	生省令第四十号)第十一条第三項第一号並びに指定介護	健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(-一年厚生省令第三十九号)第九条第三項第一号	指定介護老人福祉施設の人員、	省令第三十七号)第百二十七条第三項第一号及び第百四	の事業の人員、	
	いては、当分の間、	8って第二号ハ及び	支払を受けている介	て現に特別な療養室	いらの規定は適用し	派たさないものにつ	、る病院又は診療所	がな病室の提供を行	のは「四人以下」	ては、当分の間、	必要となる費用の支	/又は四人である病室に	。 ただし、平成十二	*供に係る基準を次	定に基づき、厚生大臣	^る基準(平成十一.	項第一号並びに指す	びに運営に関する	号) 第九条第三項第	以の人員、設備及び運営	第三項第一号及び	設備及び運営に関する基準(平	行

イ〜ホ

略

利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準

イ〜ホ

略

利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準

へその他

- (1)者等 に規定 又はその あ 生 並 一労働 ることをイ び 室 1 から 並 に びに でする居 省告 食事 ことい 家族 ホ ホに掲げる入院患者(以下 示 \mathcal{O} までに に対対 . う。 第四 提供 及び口に掲げる利用者、 住 一百十九 滞 に 掲げる特 0 在及び宿泊に係る利用料 係 提 いる利用 明 供に当 号。 確に説明した上 別な居室、 、料等に関する指針 以下「指針」という。 たっては、 「利用 療 ハ及びニに掲げる入所 で契約を締結するこ 養室及 住、 者等」という。 の追 び (平成十 加的費用 病 在)第二号 室 及 以 七 び 年 宿 下 で 厚 泊
- (2)する基準 びに指 \mathcal{O} 11 等 準 期 成 び ス + 介 祉 地 並 \mathcal{O} び 注 域密 びに 介護 · 平 += 施 注 に 注 入 単 口 15 指 年 予 0 護 設 注 10 所 位 定 9 並 成 サー 11 注 給 厚 防 着 準 指 び 定 数 年 居 (1) 療 十二年 · 罕 7 付 生 サ 定地域密着型サービスに要する費用 に 施 養 表 厚 宅 カュ 並 付 漫単 一労働 (1)から サー] サ (1) から(3) までの 5 び 注 費 設 介 0 生 並 ピ 成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表 ス費 サー 単 びに介護予防短期入所療養介護費のイ⑴及び 1 に 護 短 ビ (4) 16 省 ·厚生省告示第二十 · 位数 省告 スに まで 位 費 期 告 ビス介護給付費単 介 ピ 数表の スに 0 護 介護保健施設サー F, (3) \mathcal{O} 入 示 表の こス等に まで 療養 第十 要する費用 示第百二十七号)別 イからニまでの 所 \mathcal{O} 1 要する費用 注 (1) 介護予防短期 施 介護福祉 0 か 活 九 12 設サ (号)別 注6並びに 要する費用 注8及び 5 介護 (3)まで 口 ĺ 費 0 (1) 一号)別: 表指 額 位 及 ビス 施 \mathcal{O} の算定に関 注 数 び ビスのイ 設 二 (1) 額 定居 の額 サー 入所生活 15 表 (2) 0) 注 の算定に関 ハ 及 表指 (1) 及び 表指 から 0 1 U \mathcal{O} 11 宅 - ビスの の算 地 カュ 注 (1) 定 サ · 及び 注 域 0 5 (4) 8 定 口 \mathcal{O} か 介護 1 民する基 介 密 額 施 定 ま 注 16 (3) 5 (1) ピ 並 着 0 ま 1 に で する基準(平 口 設 か 9 口 (4) 予防 ス · 及び び 算 で サー 関 (1) 0 0 5 ま 並 介護 0 介 定 する基 \mathcal{O} 及 で 注 注 (5) び サー 注 7 5並 · (平成 に ビス まで 指 び \mathcal{O} 10 口 注 並の 定 (2) 定

その他

- (1)又はその 者等並びにホに掲げる入院患者(以 あ に規定する居 生労働省告 ることを び 室 イ に から 等」とい 食事 家族に対 ホ イ及び口に掲げる利用 示 \mathcal{O} ま . う。 住、 第四 提供に係 でに 掲げげ į 滞 百 0) 在 + 提 -九号。 で利用 明 及び宿泊に係る利用料の追加的費用 る 供に 確に説明し 特 別 当 以 下 料等に な居室、 「たっては、 者、 「指針」という。 下 た上で契約を締結するこ 関する指針 療 ハ及びニに掲げる入所 利用者等」という。 養室及 居 住、 (平成: び病 在) 第二号イ 室 +及 以 -七年厚 び 下 で
- (2)のイ及びロサービスの 密着型 (2) 及 び に 六号)別表指定 費単 指 び \mathcal{O} 注 (1) 用 ホ \mathcal{O} 期 成 別表指定 定介護 十二年 額の算定に関 7 から 入所 注 0) (1) 注 指 額 ·位数 活 する基準 13 定 8 介護 並 療 介護費 (3) 口 (4) の算定に関 (2) 居 予防 びに \mathcal{O} (1) ま 及 養 表 厚 宅 施設 イ及び 福 注 7 及び サー で \mathcal{O} び (1) 介 \mathcal{O} 生 短 · 罕 \mathcal{O} 注 省 0 サ 指 祉 (3) 護 サー 地 施設サー する基準(平 期 イ及び] 定介護予防 並びに指定地 (2) 10 費 告 ピ 注 \mathcal{O} (2) 成十 域密着型サー 及び 及び スに ピ \mathcal{O} する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号 注 0 示 10 口 入 ピ ス介護給付 注 4 所 第 \mathcal{O} 1 ス 等 八年厚生 8 口 並びに指定施設サー + 要する費用 注 注 (3) (1) 生 - ビス費 0) (1) 11 12 \mathcal{O} 九 活 介 及び注意 から 号) 注5並びに介護予防短期入所 サ 並びに介護療 注 介 (2) 成十 護給付費単位数表 (1) 6 及び 1 域密着型サービスに要する費用 護 |労働省告示第百二十七号)別表 ビス介護給付費単 別 (4) 費単位数表の介 ビスに要する費用 \hat{o} 費 ·八年厚生労働省告示第百二十 表 (2) 及 び まで ニ(1) から(4) 0 13 (3) 指 額 \mathcal{O} 定居 0 介護保健施 注 0 養施 算定に関 7 (3) 注 宅 \mathcal{O} 11 ビス等 サ 及 注 ま 口 の介護 6及び 護予防 U 口 サ で (1) 注 位 ビス介護 設サ に要 (1) 0) か 5 する基準 数 注 額 及 ピ 並 表 福 15及び (5)まで びに 0 注 び ス] する費 0 祉 (1) のイ ・ビス 算 療 12 (2) 地 施 \mathcal{O} 設

ことはできないものとする。 (1)から(3)までの注4に定める者が利用、入所とで、となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けるのについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要の注9、口(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにこの注9、円(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにこの注9、円(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにこの注9、円(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにこの注9、円(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにこの注9、円(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにこの注9、円(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにこ

イ〜ハ 略 一 利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準

介護費のイ(1)及び(2)の注5、

ロ(1)から(4)までの注7、

ハ (1) 及

イケス 各 一利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準

イ〜ハ 略

改

正

案

現

傍 線 0 部 分 は 改 正 部 分

行

十二条 する基 る基 用 用 条 第 基 の項 成 する。 第 兀 料 準 五. 十 指 項、 兀 準 等 伞 第 第 定 第 に 準 項 兀 年 伞 百 居 成 関 兀 伞 並 項 兀 厚 宅 + 成 する 項 び +生 サ + 成 2老人保 \mathcal{O} 省 1 条 + 年 指 規 定 0 令 ビ 年 厚 定介護 針 介 六 定に基づ 第 ス 年 厚 生 を次の 護 第 等 健 厚 生 省 老 匹 +施 \mathcal{O} 生省令第四十 一省令第四 令 療養型医 設 人 項 七 事 第 いように き、 福 号) \mathcal{O} 業 三十 祉 0 員、 居 施設 百 + 九 九 住、 療施 定 兀 員 -号)第十 元号)第· + め、 \mathcal{O} 十 六 人 滞 設 設 設 号)第 五. 条第 在及 及 平 \mathcal{O} 九 員 備 条 成 人 び 第 及 兀 条第 + = 員、 +び 設 第 設 兀 び 項、 七 食 備 兀 備 項 運 条 年 事 設 兀 並 項 及 及 営 \mathcal{O} 備 及 び び 第 項 び に 百 提 兀 に び 運 第 関 月 及 及 び 運 第 供 項 び 営 百 す 第 兀 日 に 及 運 営 る 五 七 係 営 匹 か び に + 関 基 + る に + = 関 5 第 す 五. 潍 利 四 適 関 す 条 る

正 な 手 続 \mathcal{O} 確

介介護 介定 指 護 定 予 護 護 事 指 護 短 指 適 通 防 予 事 定 老 期 定 人福 者、 健 定 防 業 認 所 小 入 通 者、 短 IJ 規 短 所 施 知 所 期 模 ハ 指 期 指 症 祉 生 介 設 ピ 多 定 活 護 入 入 指 定 対 施 IJ 機 介 指 所 所 定 地 応 設 介 事 介 業保 定 療 テ 能 護 生 域 型 護 者、 介 養 護] 型 予 活 密 介 通 事 着型 護 介 居 防 介 予 護 シ 所 老人 療 護 宅 認 護 防 介 彐 養 事 介 介 ン 護 知 事 通 定 型医 業 症対 護事業者 保 事 所リ 護 事 業 指 通 業 業 老 健 所 定 所 施 療施 応型 短期 ハ IJ 所 人 者 ビリ 福 指 指 設 ハ ビリ 設 定 指 は 通 定 祉 指 入 介 定 所 介 テ 施 指 所 定 指 護 短 指 介 護] 小 定 療 テ 設 定 老 期 護 予 シ 規 介 養 1 定 認 入 事 防 指 模 護 介 人 通 彐 シ 知 福 所 業 多 所 短 ン 定 療 護 彐 者 事 機 症 祉 生 介 期 介 養 事 入所 事 対 施 活 護 及 業 護 能 型 業 者 予 業 応 介 事 び 型 医 者 護 指 療 防 居 宅 施 通 介 事 所 定 養 指 通 指 業 介 介 定 所 定指 所 護 介

> 用 用 条 第四 基 項 十二条第四 する基準 る \mathcal{O} 成 基準 でする。 第 準 料 五. +指 等に 四 項、 第四 第 伞 定 百四 年 項 居 成 介護 関 平 並 厚 宅 + 成 する 項 びに + 生 + 成 十 0 1 老 指 条 省 年 十 規 人保 の六 指 指 定 令 ピ 年厚 厚 定に 針 定 介 第 ス 年厚 生 を次 介護 護 第 等 健 生 省 ・基づき、 老 兀 +施 \mathcal{O} 生省令 省 令 **喀養型** 0 設 項 七 事 令 第 号) ように 福 \mathcal{O} 業 第四 三十 祉 \mathcal{O} 第四 員、 居 医 施 百 + 九 九 住、 療 設 定 兀 員 号) 号)第 + + め、 施 施 \mathcal{O} 第十 設の 設 設 人 五. 号)第十二 産在及び 員 条第 及 平 九 備 第 条 成十 人 び 及 八員、 加 条第 第 設 設 兀 び 項 備 七 食 兀 備 項 運 条 年 事 設 兀 並 項 及 及 + \mathcal{O} 第 備 項 び 及 び び に 百 月 提 兀 及 及 に び 運 第 関 供 項 び び 運 第 営 百 す 日 に 及 運 第 営 兀 に 五. る 七 関 カゝ 係 び 営 兀 に + + 関 る 第 に +す 五. 5 適 兀 関 す 条 利 る

適 正 な 丰 続 \mathcal{O} 確

護 介 老 指 護 介 介 護 定 護 予 事 護 護 事 指 短 定 指 老 防 業 予 事 業 期 通 定 定 入所 健 者、 業 者、 認 人福 定 所 小 防 通 者、 施 短 IJ 規 短 知 所 期 ハ 模 指 期 指 症 祉 生 介 設 ピ 入 多 定 入 対 施 活 護 指 定 機 指 所 IJ 介 所 定 地 応 設 介 事 定 療 テ 能 護 生 介 域 型 業保 介護] 者、 養 型 予 活 護 密 通 介 事 介 居 防 介 予 着 護 シ 所 業 療 護 認 防 型 介 老 彐 宅 護 養型 事 介 介 ン 知 事 通 護 定 業 事 護 症 業 護 保 所 事 指 通 吸事業者 一対応型 者、 医 IJ 業 業 老 健 所 定 所 療施 施 短 IJ 所 者 ビリ 福 指定介護 指 期 設 ハ 入 指 指 ピ 設 は 通 定 祉 介 テ IJ 指 定 所 施 定 所 介 指] テ 指 短 護 設 小 定 療 規 定認 介 老 期 定 護 予 シ 養] 人 入 通 事 防 彐 指 模 護 介 シ 知 福 所 所 業 短 ン 定 多 療 護 彐 事 症 祉 生 介 者 期 介 機 養 事 事 対 施 活 護 及 入 業 護 能 型 業 所 応 介 事 び 者 予 型 医 業 指 療 防 居 介 事 所 定 養 指 通 宅 施 指 通 業 定指 護 介 介 定 所 介 設 所

係 正 び宅 認 護 防 介 宿泊 知症 事業 な締結を確保するため、 る手続を行うこと。 介護事業 通 所リハ 護老人福 事 並びに 一対応型 所、 業 所、 ビリテ 所 指定介護 食事 通 祉 指 以 所 施 定 下 \mathcal{O} 介護事業所] 設 小 事 提供に係る契約 予 シ 規)防短期 3 指 模 業 ン事 定介 多 所 次に掲げるところにより、 機 、等」という。 業所 及び指定介護予防 入所療養介護事業所 護 能 予防 型 居 (以 下 通 宅 指定介護予防短 所 介 介 護)におけ 「契約」という。 業 小規模多機 業 所、 ,る居 期 指 指 当該契 住、 (入所 定 定 介 定 地 滞 能 護 生 <u>、</u>の 介 域 在及 型居 約 予 活 護 密 適 防 介 予 着

1

イ 居住、 (1) 居 (i) h 住、 次に 居 住 滞 掲げる額を基本とすること。 等に係る利用料は、 滞在及び 在 及び 宿 宿泊 泊 並 びに (以 下 食事の提供に係る利 居住環境 「居住等」という。)に係る の違 いに応じ 用 て、 それぞ 利用 料

から(4) る基 設 \mathcal{O} ピ 人 と 別表 0) ス介 のも 額 ピ 6 ピ ピ サ 注 いう。) 並 ユニットに (1)口 スに スの] の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号 準 並 ス (1) 9 及 指 までの 護給付 · 罕 から 0) び び ビ 並 定施設 要する費用 ス 1 び (2)イ 成十二年厚生省告示第十九号)別表指 0 (5) に 及 0 (1) 定居宅サービスに要する費用の 'びにユニットに属さない居室等のうち定員が まで び 注5並びに指定施設サービス等に要する費用 費 属する居室、 (1) 1 短 注 か サ · 及び 単 期 か 6 口 8 ĺ 5 位数表の 0 0) 入 (4) Ľ 0) 注 注 所 (3) ま 口 口 ス 療養介護費 額の算定に関する基準(平成十八年厚 まで (1)で 0 10 10 等介護給付 及 並 0 注 短期入所生 療養室及び病 \mathcal{O} び 注 び 15 (1) 注 7 並 (2)に 11 並 0 注 U から(3)ま 注 12 0 イ 11 2費単位 Ź び (1) 並 9 に カゝ び 16 (1) 活 に での 室 指 介 5 カュ 数 一(以 定 介 介護保健 5 護 (1)(4)表の 額 地域密着 護 注 費 か ま (3) 0) 下 6 で 療 定 8 ま 0 介護 居 養 及 で 居宅サー (3) 0) びニ ま 施 施 0) 及 注 福 室 での びロロ 注 等 (1) 11

> 係る手続を行 認 護 防 型 正 び宿泊並びに食事の提供に係る契約(以下 宅介護事業 介 事業 介 な締結を確保するため、 知症対応型 通 所リハ 護 事 所、 老 業 人福 所 ビリテー 指 定介護 うこと。 以 通 祉 指 所 施 定 下 介護事業 設 小 事 ショ 予防短期 規 指 模 業 ン事 定 多 所 次に掲げるところにより、 所 介 機 等 及び 入所療養介護事業所 業 護 能 こという。 所 予 型 指定介護予防小規模多機 防 居 指 宅 通 定介護予防短期 所 介 介)における居住、 事 契約」という。 業 事業 指 当 定 入 指 定 |該契約 所 介 定 地 能型 護) の 適 滞 生 介 域 在 予 活 護 密 及 居 防 介 予 着

イ〜ハ

居住、

滞

在

並

び

に

食

事

(T)

提供

に係る利

用

イ

住、

滞在

宿 泊

泊

. (以

下

居

任等」という。

)に係る

利

用

任及びを

(1)居

居住等に係る利用料

は、

居

住

環境

0

違

いに応じ

て、

それ

ぞ 料

(i) h 費単 年厚生省告 サー 5 人のも と か び 注 \mathcal{O} ビス介護給付 る基準(平成十二年 次に掲げる額を基本とすること。 b 13 (4) 注 11 口 ユ 、 う。 ニットに属する居室、 までの ビス等に (1) (4) 位 (1) 5 介 から の (指 護 数 ま 介 並 並 護保 療 表 び で 注 に 0 養 \mathcal{O} 示第二十一号)別表指定施設サービ (5) 定居宅サー び 15及び 介護 費単 び 施 健 要する費用 ま 注 短 にユニットに属さない居室等のうち定員が一 施 で 期 設 11 福 サ 設 \mathcal{O} 入 位 厚 数表の サー 祉 ホ 所 1 注 口 生 施 (1) 8 療 (1)ピ 省 ビスに要する費用の ビス ス 設 0 養 及 告示第十 サー 0 額の算定に関する基準 介 短期入所生 療養室及び び (2) び 及び 0) 護 (1) (2)イ - ビスの 費 1 (1) \mathcal{O} (1)(3) 注 か 及 (2) 0) 九 び 5 7 \mathcal{O} 及 イ 号)病 イ及 注 (4) 口 び (1) 活)別表指: び 口 ま 0 4 (3) 介 室 並びに指 以 (1) で 注 び 0 (2) 護 額 及び 及 0 10 口 注 費 ス等介護 下 及び 注 び 注 \mathcal{O} 6 0 定 「居 (2)10 注 (平成十二 (3) 居宅サー 定 二 (1) 及び の注 注 12 定 室 及び 11 施 イ (1) 並 か 7 口 8 す

指

定

地

域密着型サー

ビスに要する費用

0 及

額

の算定

に関

す

(2)

及

(3)

 \mathcal{O}

注

6

及

(2)

(3)

0

7

並

いう。 び 単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及び (3) 口 並 省告示第百二十七号)別表指定介護予防サー に 給 光 ま びに介護予防短期入所療養介護費のイ⑴及び 要する費用の からニ (1)での 働 熱水費に相当する額 から4までの 付 <u>)</u>が 費単 省 まで 告示 注4に定める者(以下 利 位 用、 0) 数 第百二十六号)別表指定地域密 額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働 表 注 入所又は入院するものは除 注 9 15及び注16並びに指定介護予防サービス 0 地 |域密着型介護福祉施設サー (1)及び(2)の注7並びにニ(1)から 従 来型個室特例対象者」と < ビス介護給付費 着 型サー (2) 0 ロの注7 ビス費 注9、 室料及 ビス介

> 護費の び (2) の

活

介護費のイ及び

基準

(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介

ビス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生

の注5並びに介護予防短期入所療養介

に指定介護予防サー 祉施設サービス費の

ビスに

要する費用の額の算定に関する

域

密着型サー

ビス介護給付費単位数表の地域密着

イ

口

及びニの注

12 及び注 13

並 護 定

び 福 地

型介

準(平成十

八年厚生

労働省告示第百二十六号)別

表

指

護予防サー

(ii) の並 び ユ に ニットに属さない居室等のうち定員が二人以 光 熱水費に相当する額 従 来型 個 室特例対象者が利用、 入所又は入院するも 上 0 £ \mathcal{O}

(i)並びに従来型個室特例対象者が利用、 当する ユニットに属さない居室等のうち定員が二人以上 熱水費に相当する 入所又は入院するも のも 0)

用、入所又は入院するものは除く。)

に定める者(以下

従

来型個室特例対象者」という。

室料及び光熱水費に

注 1 5 (1) 及び

(1) (2) 0 口

(2) 及び 注 5、

(3) O

(1)及び

(2)

が が 注 3

) が 利

口

(1)から(4)までの 注4及びホ

注 7、

(1) 及

口 略

略

三

三 口 略

(2) 略

(2)

する平 情 \bigcirc を勘案 介護 均 保 んて厚 的 険 な費 法 第 生労働 用 Ŧī. 0) + 額 大臣 及び 条 の三 事 が 業所 定め 第二 る費用 0 項 第二 状 い況その 号 \mathcal{O} 額 に 他 並 規 0) び 定 事 に す 情 同 る 法 特 を 勘 第 定 露案して 六十 介 護 保 条 厚 険 生 0 施 一労働 設 第二 算に 大臣が 項 おける居 第二 定 一号に規定 める費用 住 等 に する 0) 要 つする平 額 特定 伞 成 介 均 護予 +的 Ė な 防 費 年厚生労働省告示 カー 用 0 ・ビス 額 及 (事業者 び施設 第四百 の状況 に おける滞 その 十二号) 他 在 に 0 要 事

費用 る居 定め 第 勘案して厚 第 る 号 二項 Ŧī. 介 十一条 住等に る \mathcal{O} 及 護 費 額 第二号に び 保 及び 第六 用 険 · 要す の 二 0) 生 法 事業 一労働 + 額 伞 を次 第二 -条 規 る 成 大臣 所 定する特 平 九 0 0 均 項 \mathcal{O} 年 ように 正が定め 第二 状況その 的 法 第二 な費 律 一号に 定事業者における滞 第 いる費用 定 用 項 百 他の 規 め、 第 \mathcal{O} 額 定する特 十三 平成十. 事 号 \mathcal{O} 及 び 情 額 \mathcal{O} 号 を勘 並 施 規 七 びに 設 定 定 第 に基 年 案 0) 介 五. + L 在 同 状 護 + て厚 月 に 法 況 保 づ 第六 その き、 要 険 条 なする平 生労働 日 施 0 から + 他 設 等 0 護 条の二 大臣 均 事 に 適 保 用 的 情 険 お 項 が を す な け 法 第 る。 勘

改

正

案

現

傍

線

0)

部

分

は

改

正

部

分

行

二号に 施設 F. 11 並 . う。 険 **闌こ掲げる区分こ芯じ、** 他 ピ び 介 ス に 施 護 \mathcal{O} こに 同 事 状 設 規 保 · 業 者 法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定 情 況 等 定 険 お その する を勘案して厚生労働大臣が定める費用の を 法 け 同 11 平 る滞 · う。 他 特 条第 成 定 在に 九)における居住等に要する平均 事 介 年 一項に規定する特定介護予防 情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の 護 要 法 保険 女する平 律第百二十三号)第五 それぞれ司表の下 |施設等(同条第一項に · 均 的 な費用 \mathcal{O} **闌こ掲げる額とす** 額 十 及 サー び事 規定する特定介護 的 条の三第二 額 な費用 には、 業 ビス事業者を 介護予防 が所の 次 0 0 状況そ 額 表の う る。 項 及び サ 額 第

「木もおじる巨グシカー ニュ	コオコオ同語の一本も非じる名。 こう
区分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
従来型個室(特養等)	一日につき千百五十円
従来型個室(老健・療養等)	一日につき千六百四十円

定め 費用 る居 第五 第二項第二号に規 案して厚生労働 号 介 住等に る費 0 +及び 護 額及び事業 保 条の二 用 第六十一 険 要す 0 法 額 伞 る平均 一第二項: を次 成 条 大臣 所 定する特 九 の 二 0) \mathcal{O} 年 ように 状 が 的 第二号に 法 定め な費 第二 況 律 その 定 第 定 事 る 用 項 百二 ず業者に め、 他の 第二 費 0 規 用 額 定 + 及び でする 平 事 号 \mathcal{O} 情を おける滞 成 額 \mathcal{O} 号 +特 施 規 並 勘案 びに同 Ė 定に 定 第 設 年 \mathcal{O} 介 五 んて厚 護 +在 状 基 十 況そ 月 に要する平 法第六十 保 づ き、 険 条 生労働 日 0) 施 \mathcal{O} 他 カコ 設 5 0 等 護 第 大臣 適 均 条 事 に 保 の 二 用 的 情 お 険 項 す が な を け 法

施設 保険 0 1 並 二号に規定 上 び 他 う。)における滞 ピ 介 護保 ス に同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定 \mathcal{O} 施設等を 状況 掲げる区分に応じ、 事 業者 情を勘案して厚 険 その する 法 いう。)における居住等に要する平 平 (同条第一項に規定する特定介護予防サー 他 特 成 の事 定 在に 九 介護 年 情を勘案して厚生労働大臣が定める費用 要する平 法 生労働大臣が定める費用 保 律 それぞれ同 険 第百二十三号)第五十 施設等(同条第一 均 的 な :表の下欄に掲げる額とする。 費用 \mathcal{O} 額 項に規定する特定介護 均 及 の額 び事 的 条 な費用 の 三 は 業 ビス事業者を 介護予 所 第一 次 状況そ 額 表 0 サ

区分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
従来型個室(特養等)	一日につき千百五十円
従来型個室(老健・療養等)	一日につき千六百四十円

円

備考

単 労位 働 保介護 保 ユ 護 \widehat{I} 型の 護 期 養期 型 号 11 \vdash ユ ユ **給付** \widehat{I} サー 型診 入所 Î 費 ニット ユ 入 介 短 ーット ット 省告 ニット (i) 所 護 施 老 期 ス \mathcal{O} 成 こに]費単 しく -ビスに 人保 入所 設サー 表 療 療 費 療 設 若しくは 十二年厚生省告 (以 養 (i) \ 養 型 示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護 所 型 短 ユ に 規 こに 定 ニット 定施 介護 生活 小 は 型 短 介 期 介 病 健 お 0 定 下 数表 ピ 規 ユ 要 認 期 護 護 院 入 施 規定 す ユ 宅 「指 ^段老人保 する費用 介護 費単 ス費(I 模 設 ニット 知 費 費 所 て 入 療 設 ニット るユニット ユニット サ 介護 $\widehat{\widehat{I}}$ 以 サ 症 所 $\widehat{\mathbb{I}}$ 養 療 短 「ユ す 定 介護 ĺ 疾 療 養 期 費 定 病 位 Ź 下 地 ピ 介護費 入所 福 型 患 のユニット 0) 健 Î ピ 養介護費(Ⅰ)、 に = 床 -型病 ス介 示第二十 域 ユ ユニット 0) 祉 ス等に要 経 0 型 施 老人保健施設短期 関 ツ 経 「指定施 = 密着型サービス介護 型 ユニット型介護保健施設サー 施 一短期入所療養介護費 \vdash 過 額の算定に関する基 療養介護費 設 する基準 過 -型地 ット 一認 院 護 型短期 併設型 設 的 (i) \ 短期入所療養 型 院療養病· 設給付 知 地 サ 個 型介護福 記サービス等介]域密着型介 症疾患型短期 一号 、 う。 -型介護 ĺ つする費用 域密着型 型認知症 費単位 ユニット ・ビス費 入所療養 ユ 床短期)に規定 別表指定 ニット型 ユニット Î 成 老 十二年 祉 数 \widehat{I} 入所療 人保 介護 0 介 疾患型短期 下型介護. 入所療 護 表 施 介護費 額 ユニット 入所療 でする単 福 設 給 以 · 型認 (i), 施 0 福 準 健 定 護 付 厚 サ 祉 養介 施設 (i), 設 算 祉 · (平成 期 下 費単 養] 給 施 老 Î 定 施 入 知 指 |人保 介護 ピ 付 養 省 所生 ツ] に 入 症 短 型 護 設 ユニット ス費 十八 費単 位 介 定 介護 ピ 1 関 所 期 定] 疾 数 地 護 健 ユニッ 示 はする基 / 患型短 ス費(i) ス 療 入所 $\widehat{\widehat{I}}$ ピ 不年厚生 -位数表 《表」と Î 給 費 $\widehat{\underline{I}}$ ピ 域 施 等介 老人 介 介護 宅サ ピ 養 ス ット 設短 ス費 $\widehat{\mathbb{I}}$ \mathcal{O} 密 付 ス 介 療 に 費 着

備老

多

床

期入所 保健施 護費 1 単ビ 関サ 数 護 八 地 所 疾 養 介護老人保 費 型 号 \vdash ユ ユ Į I) 療養 介護費 する基 ビス 患型 型診 ニッ へする Ì 給 域 型介護保健 位 ス 表」とい 年厚生労働 ニット型 短)別 吸密着型 ・ビス 等 $\widehat{\underbrace{\mathbb{I}}}_{\mathcal{O}}$ 期 付 ス 1費単 費 介護 短期 \vdash 療養 入所 介護 設 表 療 表 費 短期 準 \widehat{I} 型 (i) \ ユ 用 に ユ 所 定 لح $\widehat{\widehat{I}}$ う。)に規 = 給 伞 サ 費 入所 ニット 位 ユ 療 病 介 健 介 生 お ĺ ット型 省告 施 いう。 付 護費 入所 護 数 ニット型認 (i)若しくは 養 施 活 院 成十二年厚生省告 ユ 費単 表 療養 病 老 介護 設サー しくはユニット ビスに要する費用 設 て 療 ニット サー 指 人保 (以 示第百二十六号)別表指定地 床 養 $\widehat{\mathbb{II}}$ 療 短 ーユ こに 定施設 6介護費 小規 介護 位 短 病 養 期 費 位 定 下 <u>)</u>の 定 ピ 数表 期 介護 入所 Î に関 ビス費(I 健 床 規定 型病 ス介 するユニット 指 模 老人保健 知 入 ユニット 施 表 ツ 経 ユニット 介護 (以 症 Î 費 療養 する サ 所 \vdash 過 設 定 院 護 す ĺ (i) \ 疾 療 型 短 型 Ź 地 給 下 療 **设福祉施** 0 型 患 養 介 期 基 ピ 短 個 ュ 域 付 示第二十 養 護費 入所 施設 、 う。 0) ス等に要する費用 経 0 型 ユニット (介護費(Ⅰ)、 型介護老人保健 型 準 期 「指定施 ユ <u>.</u>費単 = 密着型サービス 型 病 短期 ユニット型介護保健 額の算定に関する基 過 ユ 入 ーニット ツ 型 認 床 $\widehat{\mathbb{I}}$ 療養介護費 短 ニット 設 的 所 //短期入)に規 \vdash 地 知 位 成 入所療養介護費 療養介護費 期 地域密着型 は、 サ 症疾 八十二年 域 数数 型 設サービス等介 一号)のユニット型 (入所 ĺ 型認知症 -型介護 密 表 夰 定 ビス費 型 ハ所療 護福祉 1着型介 人患型短期 でする単 |域密着型サービス介 以 別表指定 療養介 ユニット型認 定居 厚 ((i), 期 施 下 介護 老人保 養 生 $\widehat{\widehat{I}}$ \widehat{I} 0 介 疾患型短 設 入所生活 介護 護 施 独 額 短 ユニット 福 入所療養 給 ((i), 介護 定居 ĺ 施 準 期 0 護 付 費 ユニット 示 サ 祉 ユニッ $\widehat{\underbrace{I}}_{\mathcal{O}}$ 入所 算 · (平 成 設 祉 ピ 給付 費単 $\widehat{\underline{I}}$ 施 介護 老 サ 定 施 期 知 ス ・ビス 指] 入 症 療 九 介 位. 定

を算 費 介 防 短 護 護 介介設設型型 介七 費 型 知 型 ユ ピ 施 施 療 = 号 $\widehat{\mathbb{I}}$ 護 介 用 認 = 期 予 予 護 介 介 ユ 護 介 症 ス 設 Ļ ニッ)別 防 予 護 ツ 期 予 護 護 予 0 護 疾 知 + 入 サ Ĺ 予防 す 患 1 1 Î 短 防 防 予 予 防 額 療 症 Î 型 ツ 所 L 表 \vdash \vdash べ 所 期 期 防 防 養 型 疾 型 ピ 介 ユ 療 短 短 \mathcal{O} ピ 指 、き者 0) Î 養 期 型 算 患 ス 療 入 入 期 短 短 短 施 介 ス は 定 ツ ユ 養 介 所 所 期 期 介 護 型 ユ 費 費 入 入 期 ピ 定 設 知 保 介 ユ 介 が 1 護 に + = 介 療 療 所 所 入 護 ス 療 介 症 健 護 入 入 Î = 護 利 費 養 養 所 介 関 養 ツ 型 ツ ユ 護 療 療 所 所 予 護 疾 施 保 ツ 予 介護 用 1 養 患 \vdash 認 費 î 介 養 療 療 生 防 護 す ピ 施 療 健 } 防 ユ でする居 んる基 ス費 ツ 養 型 型 護 介 介 養 活 短 給 設 養 型 知 Î ユ サ 施 型 サ \vdash 護 護 症 認 費 費 介 介 介 期 付 施 介 診 =] サ 設 認 ツ サ 疾 護 護 護 型 (i) 費 費 費 準 護 療 ツ 知 ユ $\widehat{\mathbb{I}}$ 入 (i) 設 ピ 知 ビ \mathbb{F} 急型 費 認 所 ナ \vdash] 室 症 = (i) \ $\widehat{\mathbb{I}}$ 費 費 単 ピ 療 所 ス ユ 伞 ス 又 症 型 疾 (i) \ ス 型 費 知 = ツ 0 \widehat{I} 生 養 型 ピ Î 位 ユ 介 成 は 疾 介 患 費 施 療養室又は \vdash 介 症 ツ 0 活 数 介 療 ス ユ ニッ 患 ユ 護 指 + ニッ 型 費 ス 護 \vdash 型 介護 表 設 疾 ユ 0 $\widehat{\mathbb{I}}$ 型型 ニッ ユ 八 保 給 定 ニッ 費 介 予 患 型 病 ユ ユニット サ 療 Î \vdash ニット 介護 ユ 年厚生労 介 什 とい ニット \vdash 防 護 型 診 費 \mathcal{O} (i) 1 院 ٦ .費単 ニット 護 型 施 型介 \widehat{I} 短 介 療 療 \vdash ピ 施 過 0 若 予防 型 予 病 設 う。 病 期 防 護 養 型 = ス 所 型 防 介 位 院 + ·型介 費 室 入 予 病 護 介 型 ツ 介 介 働 型 短 護 介 サ 1 療 数 を 所 期 防 老 護 介 併 \vdash ツ 護 床] Î 護 期 養 老 表 省 1 は 療 ピ 療 人 老 護 護 設 型 入 短 予 経 ピ 1 入 規 告 病 人 老 以 ピ ス . う。 所 期 保 老 老 型 \mathcal{O} 養 防 過 人 ス 型 スに 所 保 費 人 定 示 入保 介 保 人保 ユ 入 健 下 知 介 療 介 保 ツ 健 す 第 $\widehat{\mathbb{I}}$ 所 介 施 期 健 症 Î 護 養 1 護 施 健 る 百 要 ット 入所 設 健 ツ 介 療 施 健 護 疾 保 介護 設 単 す 型 \mathcal{O} 予 施 療 養 設 施施 定 F 介 健 防 介 独 養 ユ

介護 給 \mathcal{O} 付 表 費 に 単 お 位 11 数 7 派表に ユ 規 定する単 ツ 1 型 準 独型 個 室 ユ ニット لح は、 型 指 短 定 期 居 入所 宅 サ 生 活 ピ 介 ス

> 入 短 短 予 介 型 介 健 健 保 保 人人ユす 下 第 に 知 費 施 介 介 ツ ユ 、保健 ニット んる単 ニッ $\widehat{\widehat{I}}$ 防 護 保 指 1 護 期 期 介 護 施 施 健 健 百 要 症 護 ス 設 三十 ゔす 型 予 設 設 施 施 健 疾 サ 療 保 費 療 入 入 短 護 予 Ź 患 \vdash ĺ 所 期 設 施 養 (i) 養 所 防 予 防 介 介 設 施 独 定 認 ユ 費 護 介護 設 設 型 型 七 型 型 施 = 介 療 療 入 短 防 短 護 介 介 知 ユ F. 所 期 期 護 介 뭉 = ツ 養 養 短 予 予 介 ユ 護 用 介 症 認 ス 介 ŀ ユ ニッ)別* 護 護 護 介 介 療 期 防 防 予 予 予 \mathcal{O} 護 疾 知 入 入 サ = 予防 患型 (i)防 防 \vdash Î Ì 養 所 短 短 防 予 予 額 療 症 型 1 入 所 表 ツ ١ 防 防 型 介 費 介 療 所 療 期 期 短 ナ 養 疾 ピ 短 \mathcal{O} を算定 指 1 算 患 期 短 型 施 介 認 ス 護 $\widehat{\mathbb{I}}$ 養 療 養 入 入 期 短 短 ス 定 型 費 費 介 養 介 所 所 期 期 介 定 設 護 型 知 ユ 費 入 入 期 ピ 保 若 介 介 0 \widehat{I} 護 介 護 所 護 に + 介 症 = 療 療 所 入 入 入 ス 療 健 Î すべき者が 護 護 L 護 費 所 所 介 関] 養 ツ ユ 護 費 養 養 療 療 所 予 疾 施 Š 予 保 介護 \vdash Î 養 養 防 護 施 患 0) 費 介 療 療 生 す ピ 療 \widehat{I} は 防 ユ 健 \widehat{I} んる基 ユ 介 養 養 ス 型 ツ 護 介 活 短 給 設 養 型 サ ユ ユ サ = 施 費 } 護 護 診 費 費 介 介 介 期 付 施 介 =] = サ = ツ 設 護 護 護 型 ツ 費 費 準] 護 ツ (i)費 (i) 設 療 ピ ユ ユ $\widehat{\mathbb{I}}$ 入 \vdash 利用する居室 ツ ピ サ \vdash 費 費 \vdash 認 = (i) \ 費 所 単 ピ サ 療 = ユ $\widehat{\mathbb{I}}$ 宷 所 ス F 又 ĺ ス 型 養施 ツ (i) \ Î 生 ス 型 費 知 型 = ツ 型 0 \widehat{I} 位 ユ 介 型 成 は 介 ピ \vdash 費 症 \vdash 活 ピ 介 療 認 ツ ユ 0 数 ニッ ユ 護 認 指 ス + 護 疾患型 介護 表」 ス 知 型 \vdash 型 = ユ 0 $\widehat{\mathbb{I}}$ 設 ニッ 費 ユ 知 給 八 保 定 費 ニッ 症 認 型 病 ツ ユ ユ サ 療 ニッ 年厚 介護 ユ 症 \vdash 健 什 $\widehat{\mathbb{I}}$ لح 0 ニット ニット型 \vdash 疾 知 診 院 費 (i) 1 \vdash 費単 疾 型 = 施 \widehat{I} 介護 患 症 療 療 型 \vdash ピ 施 過 \mathcal{O} 若 療養室 急型 生労 型 ツ 病 1 予 設 う。 型 介 ス 疾 所 養 型 防 型 \vdash 院 介 位. + ユ 費 予防 介 療 病 護 介 型 ツ 介 介 療 介 働 + 型 = 数 併 護 養 床 老 護 介 介 Î] 護 一又は 護 に 護 養 老 表 省] は 療 ツ ピ 子 介 病 経 人 老 護 護 設 ピ 療 病 人 規 以 告 ピ ス \vdash 予 老 養 防 保 人 老 老 型 0) ス 養 床 保 定 ス 費 病 床 人 型 示

介 給 \mathcal{O} 付 表 費単 に お 位 V 数 7 派表に規: ユ = 定 ツ する単 1 型 準 独型ユニッ 個 لح は、 \vdash 型 指 短期 定 居 入所 宅 サ 生 1 活 F. 介

ッサトー 型表福祉ビトし介短小に祉施ス型く護期 介 型 知認ニス 設 \vdash] 護 所 設 付 病 人 護 Ė 費 症 知 ツ ナ 型 院 ユ 療 短 保 Î 介 単 疾 症 \vdash 1 介 ス 型 ピ 規 規 設 認 は 費 = 養 期 健 護 施 入 療 $\widehat{\mathbb{I}}$ $\widehat{\mathbb{I}}$ ット 費 患 型 護 介 ス 模 定 サ 護 ツ 介 施 位 療 疾 ピ 設 知 ユ 所 養 入 Î $\widehat{\mathbb{I}}$ 費 型 患 認 ス (ii), 護 す サ = 病 \vdash \mathcal{O} 護 所 設 養 保 介 給 症 療 人 型 型 費 \widehat{I} る] ツ 保 表 施 介 知 健 保 護 ピ 付 疾 \mathcal{O} 養 床 型 ユ 費 療 短 併 ユ 介 卜 = 併 に 設 護 介 症 = 施 健 福 ユ ピ ス 費 患 ユ 病 養 期 健 $\widehat{\mathbb{I}}$ 介 経 (ii設 設 費 単 型 = 護 設 規 + 療 疾 ツ 施 \mathcal{O} = ス 型 護 過 院 ツ 介 型 護 ユ 祉 入 施 費 老 型 定 療 患 1 ナ = 設 ユ 施 ツ 認 ツ 費 療 1 所 $\widehat{\mathbb{I}}$ 位 短 型 設 ユ 卜 人 す 施 養 型 型] ツ サ = \vdash 数 期 型 費 療 = ユ ピ ユ 設 知 短 養 短 $\widehat{\mathbb{I}}$ $\widehat{\mathbb{I}}$ 若 保 \vdash サ 介 = 1 ツ 型 症 型 期 介 = る ス 設 施 診 ビ 表 入 病 養 期 ツ $\widehat{\mathbb{I}}$ 費 \vdash 健 ツ ス 型 1 介 所 認 護 ツ ツ 単 サ 設 護 療 ピ L に 疾 入 床 介 1 入] \vdash 費 介 ス 型 護 指 規 所 \vdash 施 1 独 (ii)サ 療 ピ < 療 患 短 老 \mathcal{O} 護 所 型 所 知 ユ 費 設 型 型 ピ 養 型 型 (ii)' 護 介 ス 福 定 は 定 養 型 症 = 療 期 型 人 短 費 ツ 介 介 又 施 療 保 護 施 す 介 短 疾 養 保 介 期 ユ ス ピ 介 $\widehat{\mathbb{I}}$ 祉 ユ 入 設ニッ \vdash 護 費 護 保 る 護 期 患 所 健 護 ツ 介 は ス 設 護 養 健 $\widehat{\mathbb{I}}$ 施 介 入 費 予 型 設 費 型 型 護 \vdash 予 ツ 指 $\widehat{\mathbb{I}}$ サ 療 ユ 施 の健 ユ 入 療 施 老 所 ĺ (ii), 費 防 防 1 (ii)養 経 = 設 ユ 施 サ \vdash = 所 短 認 養 設 人 型 定 生 短 短 型 \mathcal{O} F, 施 ツ サ = 設 ピ 型 ツ 療 期 $\widehat{\mathbb{I}}$ 介 短 保 介 介 過 ユ 知 Î 活 期 期 介 若 ス 型 \vdash ツ サ = ス 経 \vdash 養 入 症 護 期 健 護 ツ 護 ユ 設 ピ 介 入 入 予 = 費 サ 介 型 \vdash] ツ ス 等 過 型指 介 所 老 \vdash \mathcal{O} 護 護 L ピ 疾 費 入 施 人 所 所 < 療 型 \vdash 費 護 療 患 所 型 予 防 ツ 護 ス ピ 介 的地 定 ユ 設 ユ 費 $\widehat{\mathbb{I}}$ Î 療 \vdash 費 介 ス 型 $\widehat{\mathbb{I}}$ 護 型 療 保 介 生. 防 ナ は F, 療 養 地 域 地 費 養 短 $\widehat{\mathbb{I}}$ 養 型 型 費 介 活 1 ユ \mathcal{O} ス 養 護 給 域 密 域 介 短 養 期 健 護 ツ $\widehat{\rm I\hspace{-.1em}I}$ $\widehat{\mathbb{I}}$ 介 費 ((ii) 期 ピ 認 = 施 介 保 護 付 密 密 護 期 介 介 ユ 着 1 ユ 入 施 老 \mathbb{F} 護 護 入 ス ツ 護 \mathcal{O} 健 保 ユ 費 着 型 \mathcal{O} 費 入 型 = 護 所 設 型 ユ 知 $\widehat{\mathbb{I}}$ 設 着 人 ユ 費 費 所 介 1 ツ + 療 ユ = 単 型 介 型 所 診 費 保 介 = 症 施 健 $\widehat{\Box}$ ツ 療 短 Î \vdash] = ツ 介 護 サ = 療 療 \vdash 生 護 型 養 設 ユ 施 位 養 期 健 護 ツ $\widehat{\mathbb{I}}$ 疾 \vdash 患 認 型 ツ = 設 護 福] ツ 若 所 型 介 \vdash ピ 施 サ 数 養 入 施 老 ユ

護 疾 型 $\check{}$ サ 療ユ施 $\check{}$ 保ユ 費 着 型 着 費 護 設 人型 Ⅱ生 \vdash \mathcal{O} 入療 病 所 ニッ 単 型 給 患 認 型] 養 = 型 介 (ii)所 養 院 費 療 保 活 設 健 ユ ユ 短 ユ ユ ツ 型 施 サ 位 介 護 サ = 療 病 療 = 養 期 健 付 知 認 ピ 施 護 $\widehat{\mathbb{I}}$ 介 $\widehat{\mathbb{II}}$ ユ = = \vdash 若 \vdash Ì Ì 介 症 知 ス 設 設 数 護 福 ツ 養 床 養 ツ 介 入 施 ツ ツ 費 サ 型 祉 \vdash \vdash 単 護 疾 症 サ 型 ピ 表 福 F, L 介 短 病 \mathcal{O} 護 所 ット \vdash \vdash < $\widehat{\mathbb{I}}$ 1 Ì 型 位 療 患 疾 介 ス 小 に 祉 施 ス 型 護 期 床 ユ 費 痻 短 保 併 Π 型 型 費 = (ii), 養 型 患 護 F. 規 規 介 認 は 費 病 養 期 健 ピ 施 設 入 経 設 型 認 介 (ii) ス費 サー 表 施 介 型 ス 保 模 定 設 護 ユ Î 院 ツ 知 所 過 介 入 施 型 介 知 護 費 す \vdash 併 に 護 介 ユ 健 介 サ 給 症 = 型 護 所 設 療 療 設 ユ 護 症 保 規 = $\widehat{\mathbb{I}}$ 施 \widehat{I} 護 る Ì ツ 0) 型 設 + 療 護 ピ 付 疾 養 短 養 ユ 費 療 短 = 老 疾 健 型 ツ 設 ユ ス 患 \vdash = 定 1 養 療 福 ユ ピ 費 ユ 介 期 病 介 養 期 ッソ $\widehat{\mathbb{I}}$ 入保 患 施 費 す \vdash ナ = \mathcal{O} 単 型 型 = 護 ユ ピ 施 養 = ス 護 床 ツ 介 祉 入 入 \vdash 型 設 }] 費 ツ ス 設 施 型 ツ ユ ツ 短 認 費 短 老 \mathcal{O} 護 る ユ 施 $\widehat{\mathbb{I}}$ 位 所 所 健 介 サ 費 \vdash = 1 卜 ツ 単 サ 診 = ピ 設 数 期 期 人 型 ユ 費 設 知 療 療 短 $\widehat{\mathbb{I}}$ $\widehat{\mathbb{I}}$ 施 ĺ 護 若 1 ス 保 1 独 (ii)サ ツ 型 ツ サ 型 症 型 養 介 (ii), 養 療 表 入 期 入 心設介護 療 F, 費 型 型] \vdash 介 \vdash 介 所 認 所 護 ツ に 疾 健 介 ピ 所 L 介 入 養 ス ((ii), 型 護 介 型 型 指 < 規 患 護 \vdash 又 ス 護 療 療 施 老 所 ユ ビ F, 知 ユ 費 施 護 介 費 介 療 は 型 = 費 = は 保 ス 定 養 症 設 型 ス 福 定 養 人 牛 予防 設 \prod 費 費 ツ 護 保 介 予 ツ 指 養 健 護 祉 施 ユ す 介 短 疾 介 短 活 $\widehat{\mathbb{I}}$ $\widehat{\mathbb{I}}$ Î サ 型 ニッ \vdash 期 1 (11)療 期 患 ツ 防 定 ユ 施 保 施 設 る 護 護 健 護 介 $\widehat{\mathbb{I}}$ 短 1 0) 短 型 介 \mathcal{O} 養 経 = 設 健 設 サ ユ 費 入 型 型 費 入 施 老 1 \mathcal{O} 期 ビ ユ Ì (ii), 期 介 護 ユ 若 施 過 ツ サ 施 サ 1 = 所 短 認 ユ $\widehat{\mathbb{I}}$ 所 設 人 型 費 入所療養介 ス = Î 入 予 L 設 型 \vdash] 設 ユ 1 ピ 型 ツ 療 期 知 療 短 保 介 費 ツ 所 予 防 ツ < サ 介 型 ピ サ = ピ ス 経 \vdash 養 入 症 養 期 健 ツ \vdash Î \vdash 等 生 防 は] 護 療 ス ツ ス 過 型指 介 所 疾 1 ユ 介 入 施 老 \vdash 型 費 費 活 短 型 ユ ピ 療 養 ピ \vdash 介 的 地 定 護 療 患 型 = 護 所 設 人 型 ユ 介 0 $\widehat{\mathbb{I}}$ 介 期 ピ 認 ス 養 型 $\widehat{\mathbb{II}}$ ス 型 護 地 域 地 費 養 型 診 ツ 費 療 短 保 介 = 護 ユ 費 入 ス 知 ツ 費 施 介 介 給 域 密 域 $\widehat{\mathbb{I}}$ 介 短 療 \vdash $\widehat{}$ 養 期 健 護 ツ 保 (i)介 1 $\widehat{\mathbb{I}}$ \mathcal{O} 護 密 着 密 護 期 型 介 所 症 設 護 付 所 入 老 1 施 ッソ 健

ユ ユ ツ ツ 1 1 型 型 介 護 老 老 人 保 保 健 施 施 介 介 護 予 予 防 防 短 短 期 期 入 入 所 所 療 養 介 介 護 護 費 費 (ii) $\widehat{\mathbb{I}}$

Ι

人

介

子

入

 \mathcal{O} ユ ツ ٦ 型 介 護 老 人 保 健 施 設 介 護 予 防 短 期 入 所 介 費

ユ ユ ニッ ٦ 型 型 介 介 護 護 老 老 人 保 保 健 施 設 設 介 護 護 予 防 短 期 入 所 所 療 養 養 介 護 護 費 費 $\widehat{\mathbb{I}}$

 \mathcal{O} = ツ ユ \vdash ニット = ット 型 病 院 型 病 療 院 養 病 療 養 床 人 病 経 床 健 過 型 介 施 介 護 護 予 介 予 防 予防 防 短期 短 短期 期 入 所療 入 所 入 療 養 養 介 療 介 護 護 費 介 費 $\widehat{\mathbb{I}}$ $\widehat{\mathbb{I}}$ こ ゚゚゚゚゚゚゚゚ュ

る 疾 知 症 認 ユ 疾患 患 居 症 知 疾患 室 型 症 ツ 介 型 疾 1 療 患 護 型 介 型 予防 介 養 護 型 診 室 護 介 予 療 又 予 防 短 護 所 は 期 防 短 予 介 病 入 短 期 防 護 室 所 期 入 短 予 主をいう。 療養介護費(ii)を算定す 所 期 防 入 所 療 入 短 療養 養 所 期 療養 介 入 護費 介護費 所 介護費 療 ((ii) 若 養 介護 Î L 費 <u>о</u> くは ユニット Î べ ユニット型 き者 ユニット ユ -型認 ニット が 利 知症認 認 用 す 知型

兀

療養 介入護形老 所 サ療 ー 病 費 短 病 所 期 院 床 老 療 介護 人保 0) 入 療 養 病 短 老 療 養 ピ ス介 人保 養介 表に 所 養 介 院 期 介 診 入所 療 病 護 療 費 健 護 知 療 療 養 床 費 養 $\widehat{\mathbf{I}}$ 健 護 施 費 護 お 症 所 所 \widehat{I} 介 経 (i) 病 療 施 費 設 給 1 疾患型 短 短 (i) \ 養 護 過 床 \mathcal{O} 設 短 て 付 期 期 費 型 短期入所 介 病 短 期 0) 費 「従 Ź 入 病 Î 短 護 院 期 介護老人保健施設 単 入 介 短 所 所 院 ~期入所 院療養病 入所 来型 費 所 位 期入所療養介護費 療 療 療 護 療養 $\widehat{\mathbb{I}}$. 数 0) **吃老人保** 養介護費 養 養病床経過型短期 病院 療養介護 療養介護費 個 表 介護 療養介護費 0) 介護費 に 室 床短期入所療養 病院 療養病床経 規定する介護老 (老 費 健施設短期 健 Î Î 費 療養病 Î ((i), 短期 <u>つ</u> $\widehat{\mathbb{I}}$ の 療 1) 診療 $\widehat{\underbrace{\mathrm{I}}}_{\mathcal{O}}$ 診 養等)」とは <u>の</u> 介護 入所 過 床 病院 入所療養 入所療養介護 療 病 型短 短期 介護 病 所 所 段老人保 院 療 人 療養 院 認 短 短 、保健 療養 入所 養介 期 費 知 期 期入所 療 ((i), 入 入所 介護 病 症 養 所 病 療 健 護 施 疾患 病 床 療 床 養 費 指 施 設 費 病 療 療 床 短 費 養 短 介 短 定 《養介護 \widehat{I} 巡期入所 型 養 院 経 期入 介護 護 期 短 居 介護 療養 短 過 入 宅 期 介

養介護費(i)

認

. 知症疾患型短期入所療養介護費

Î

<u>の</u>

認

が型 1 0) ツ = ユ = ・の ·型認 ット ニッ 認 \vdash 利 ツ ユ ユ ニッ ニッ ニッ 型 1 用 知 ニット型 ユ でする居 \vdash 症 認 型 型 ニット 知 ニット ト型 ト型 ٦ 認 型 疾患型介 知 症 病 疾患型 型 院 症 知 診 疾患型 介護老 病 一介護 型 室 症 療 療 型 介 院療 疾患 養 介 所 介 療 護 護 介 病 療 老 護 予防 人保 人保 養 介 護 型 養 養 老 床 人保 老 人保 室 護 子 介 病 病 経 防 又 短 予 護 床 健 床 過 健 健 保 は 期 防 予 施 短 介 型 介 施 健 施 健 入所 病 短 期 防 介 護 護 設 設 施 設 施 室をいう。 期 入 短 護 予 介 介 設 予 設 介 療養介護費 所 防 護 護 介護 入 期 防 予 護 所 入所 防 予 療 短 短 予 予 護 療 養 期 防 予 期 防 短 防 養介 介護費 療養 防 期 短 入 入 短 防 短 所 期 所 期 短 入 期 短 護 介護費 療 期 (ii)を算定 療 所 入 入 期 入 費 所 (ii)養介護費 所 養 療 入 所 療 介護 養 療 所 所 岩 Î 介 養 養 療養 介護費 護 L 介護費(Ⅲ 介護費 $\widehat{\mathbb{I}}$ くは 費(Ⅱ す 0) Î ユニット 介 介 ^べき者 ユニ 護 護 ユニ ((ii)費 `|ユ ツ ユ $\widehat{\mathbb{I}}$

兀 i) ` 療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、 \mathcal{O} 費 短 病 所 病 介 入 護 所サ 短 療 段老人保: 床短期 療養 この 期 期 院 養 護老人保健 所 Ì 診 療 療養 介護 入所 養 ・ビス 療 病院療養 療養介護 入 介護費 表 所 所 介 診 介護 に 病床 入所 療 護 費 健 療 療 療 養病 養 費 \widehat{I} 施 養 お 所 療養 経 (i) 病 施 費 Î 介 介 設 給 V 療 護 床 0) í:) \ 短期 て 床 護 過 設 付 養 介護 型 短期入所 病 0) 短 費 費 短 費 病 病 介護 Î 短期 入所 単 期 (i) 院 期 従 介 床 院 院療養病 入所 来型 入 費 位 短 療 護 段老人保: 入所 0 $\widehat{\mathbb{I}}$ 所 療 数 診 期 養 老 療養 療養 病 療 養 個 表 人保 病 療 入 療養 \mathcal{O} 院 床 養 介 12 室 所 所 床 介護 介護 一(老 療 病院療養病 短期入所療養 介護費(i)、 護 健 規 経 療 療 健 施設短 養病床 介護費 費 定する介護老 **^性過型短** 施設 健 養病床 養 $\widehat{\widehat{\mathbb{I}}}$ 費 費 介 • ((i) $\widehat{\parallel}$ 護 短 この 療 **型期入所** , 経過 (i) 開入所療養介護 期 短期 費 養等)」 の 床短期 介護老 認 病 Î 入所療養介護 介護 型 病院療養病床 病院療 院療養病 知症疾患型 入所療養介護 短期 療 人保 の لح 入所療 費 人保 養 診 は、 (i) 入 介 健 療所 養病床経 所 健 護 州床短期入所 療 養 施 費 指 病 短 療 費 認 ((i), 介 短 定 期入所 \widehat{I} 知 費 養 院 期 護 短 期 居 Î 症 病 療 過 入 期 入 介 床 養

介護 サー 養型経 療養施 護費 サー 介 期 F, 疾 費 費 護 $\widehat{\mathbb{I}}$ 療 費 施 介 介 護 施 $\widehat{\mathbb{II}}$ ス 定 症 症 費 (i) 養型 $\widehat{\widehat{I}}$ 患 v 護 施 所 入 ス 療 療 設 疾患型 疾 $\widehat{\mathbb{II}}$ \mathcal{O} 介護 介 サー 所 型 ピ F, Î 老 療 養 0 養 認 療 ス 設 $\widehat{\Box}$ 療 患 一費 人保 ス費 療 護 経 \mathcal{O} 養 施 認 施 養 ス 経 設 \mathcal{O} 介 + 養 \mathcal{O} 型 知 過 認 若 費 予 養 認 施 設 知 設 症 施 ピ 型 サ 療 護 \mathcal{O} 短 介 認 給 過 過 短 Î 知 L サー ス費 防 型 サ 症 設 型 介 1 保 介 護 健 介 付 知 設 疾 \widehat{I} 養 ピ 期 知 期 $\widehat{\mathbb{I}}$ 介 症 短 護 費 介 症 患 サ 介 護 型 健 護 \mathcal{O} 施 サ 疾 ピ ス 入 費 症 入 護 疾 は ĺ 期 単] 患 型 0) (i) \ ス 0) 介 等 設 費 護 疾 ピ ピ 護 療 施 保 介 所 疾 所 $\widehat{\text{IV}}$ 老 患 (入所 ス費 ス費 費 患 型 介 診 養 介 位 療 ピ ピ 療 療 護 設 健 護 介 療 患 療 Î 型 人 知 ス費 護 養 型 ス 介 護 療 保 0 型 療 養 養 サ 施 護 養 養 施 $\widehat{\mathbb{II}}$ 保 介 療 症 表に 療養介護費(Ⅲ 0 介 費 型 養 子 施 護 (i), 療 所 施 設 設 健 認 短 $\widehat{\mathbb{II}}$ 給 介 介 護 養 疾 健 型介 - ビス費 防 養 介 介 護 療 設 サ \mathcal{O} 施 サ 施 付 護 護 設 (i) $\widehat{\mathbb{I}}$ 知 期 療 型 患 施 護 規 ĺ 護 短 0) 養 施 サ 療 設 費 費 サ 療 設 症 入 設 認 経 養 型 2老人保 設サ **咬療養施** 期入 認知 定する介護 ビス 単 施 護 1 養型介護 サ ビス費 サ \mathcal{O} 疾 所 (i) $\widehat{\mathbf{v}}$ 認 施 介 知 渦 ĺ 施 診 療養施設 患 ピ 設 (i) \ 位 療 ピ 護 症 型 知 設 サ 八所療養 費 症 ĺ 療 型 ス 設 ス ピ ピ 数 0 養 主介護療 予防短 認 症 サ 疾 型 記 設 サ ー こス費 費 費 短期 表に 健施 ビス 疾患型介護] 所 Î ス費(i)、 (i) \ 認 介 /一ビス費 療 患型介護 疾 短)の介護老人保健施設介 知 ビス 型 療 Î 1 (i) \ 知 八 患 型 養型介護療養 期 症 費 介 サー (i) \ 介護費 設 老 ピ 0 養 規 症 入所 費 湖 介護保 養施 療 疾 費 人 又は 介 ス Î 護 施 ピ 定 疾 i) 介護 診 入所 所 患 費 (i), 養型 ス費 患 護 保 療 ピ 設 す 療 îv 療 療 療 設 介 型 療 んる介 ス費 (i) \ 予 健 指 (i) 療 養 サ 型 養 派所型介 《養型介 サー 療 療 養 健 護 認 短 養 <u>つ</u>の (i) \ 防 施 認 施 経 ĺ 短 介 定 養 若 認 養 施 施 保 期 介 知 ((i), 短 設 介 施 知 護 期 護 設 過 ピ 介 介 施 認 設 ピ 施 設 健 知 護 症 入 ス費 設 症 サ 費 期 介 護 型 保 入 ス費 護 護 症 サ 護 療 護 設 所 設 知 サ 施 費 疾 介護 入 ĺ 健 護 予 疾 所 老 費 は サ 診 療 養 療 サ] 患 症 疾 設 療 \widehat{I} ((i), 所 予 1 患 ピ 施 - ビス費 型介 養施 疾患] 患 養] ピ $\widehat{\mathbb{I}}$ 療 サ 型 養 ス費 型介 護 防 療 ピ 療 養 型介 知 F, 所 施 ス 認 ピ 短 介 <u>..</u> ス 養 短 養 サ ス 型 型 療 護 費 指 症 設 設 ス ピ 知 期 護

ビス 1), 介護 介 設 介 L 施 認 施 知 設 知 設 介 F. 過 施設サー 設 護 護 患 短 健 短 $\widehat{\mathbf{v}}$ 疾 所 型介護 サー (施設サ 保健 くは サー 療養型 護 ス 費 患 療 期 介 知 設 症 症 サ 期 型 サ 費 療 ĺ 費 型 養 費 護 予 サ 症 疾 疾 診 療 Î 0) 認 入 入 短 ĺ 1 患 患 療 Î (i) \ 養 ピ 所 認 所 予 防 認 疾 ビ ピ 養 施 短 介 知 期 $\widehat{\mathbb{I}}$ ĺ 防 患 型 型 ス 施 ビ 設サ 期 護 ナ 知 ピ ピ ス 所 療 介 施 ス 療 知 症 入 の 費 費 費 型 \mathcal{O} 費 養 短 1 症 ス 型 ス 介 介 設 養 護 設 ス ピ 指 養 症 入 疾 所 療 費 費 費 Î (i) 介護 サー サー $\widehat{\mathbb{II}}$ ス費 ĺ 所 患 介護老人保 介 期 疾 介 護 護 療 施 療 定 介 疾 療 ピ 養 患型 (i) 養型 Î 護 型 護 入 ス 患 護 療 療 設 養 ピ 施 療 養 $\widehat{\mathbf{v}}$ 型経 <u>の</u> - ビス費 介 養 F ス 費 費 所 型 療 \mathcal{O} 養 療 サ 施 設 費 養 短 介 $\widehat{\mathbb{I}}$ 認 認 ス費 療 護 経 施 認 施 養 経] 設 0) 介 ナ 短 介 期 護 (i), \mathcal{O} 養 Î 認 知 過 知 サー 養 給 認 施 設 知 設 施 療 護 \mathcal{O} 期 護 費 過 過 ピ Î 入 知 症 型 症 症 $\widehat{\underline{I}}$ ス費 若 健施設介護予防短期入所療養介護費(i)、 介 付 型 設 サ サ 設 型 養 保 介 費 知 ピ 入 所 $\widehat{\mathbb{I}}$ $\widehat{\mathbb{I}}$ 介 症 疾 介 疾 サー ス 等 護 費 介 症] 疾] 介 型 護 所 サ ピ 健 \mathcal{O} (i) 療 患 護 護 疾 患 患型 費 単 護 1 F 0) 護 ス 0) 介 疾 ピ 施 保 介 療 養 0 (i) 老 型 型 患 療 $\widehat{\widehat{I}}$ ス費 療 患 ス 診 費 護 健 護 位 ピ 療 療 設 介 は 養 介 認 ピ 型 人保 介 養 認 短 費 こス費 上療所 養型 原養 数 養 型 介 養 ス サ 施 保 護 護 基 介 $\widehat{\mathbb{I}}$ 知 介 護 療 施 期 知 施 介 費 護 施 ĺ 0) 表 設 健 給 潍 護 (i) 費 症 $\widehat{\mathbb{I}}$ 護 療 養 設 症 入 健 型介 に 護 療 設 施 介 設 $\widehat{\mathbb{I}}$ \mathcal{O} 介 ピ サ 施 付 適 費 (i) 疾 $\widehat{\mathbb{I}}$ 型型 施 療 養 サ 所 疾 に規定す ※養施 設 こス費 護 護療養施 費単 0 サ 療 合診 療 設 患 サ 設 湿 介 ĺ 養 認 施 経 患 療 0) 養型 老 認 1 サ サ 0 ビス費 護 型 ・ビス費 認 施 設 型 養 知 渦 人 診] (i) \ 認 ビ 施 知 療 ピ 位 療 短 護 型介護 サ 症 認 短 介 知 設 る介 症 ・ビス費 保 介護 ス サ 療 養 ス ピ 数 所 知 期 護 予防 ĺ 期 症 サ 疾 知 `(i)` 費 ĺ 費 ス費 健 疾 所 施 設 表 短 症 入 - ビス費 患型 \widehat{I} 療 1 費 疾 入 症 型介護 (i) \ に規 Î 施 護] 患 ピ 設 療 サ 期 疾 所 患型 短期 養型 ピ 療 所 疾 $\widehat{\text{IV}}$ (i), 型 ス 1 (i.) 患 設 老 ピ サ 養 入 療 介 ス 介 養 患 療 費 介護 1 定 介 人 又 ス 施 ピ 所 型 養 費 入所 \widehat{I} 護 施 介 診 療 護 養 \mathcal{O} 費 ス費 保 は 療 ピ 設 す 療 短 介 $\widehat{\widehat{IV}}$ 養型 保健 療 介 護 療 療 護 設 経 介 認 á ((i) 若 子 健 指 療 養 ス サ 養 期 護 サー 0) 護 療 養 所 養 療 護 過 知 施 費] $\widehat{\Box}$ 介 介 費 施 定 入 \mathcal{O} 型 終 養 養 認 施 認 施 保 費 症

介護予防! 護費 短期 介 護 認 療 護 の所 療 型 病 費 短 養 護 防 予 知症 予防 護 養 介 床 $\widehat{\mathbb{II}}$ 期 病 養 療 費 短 介護 介護費 入所 護予 入所 養 経 床 (1)を算定すべき者が利用する療養室又は病室をいう。 知 $\widehat{\mathbb{I}}$ 予 期 Î <u>の</u> 疾患 介護 介護 期 症 過 費 短 防 入 (i)防 療 入 費 期 疾 短 0 療 型 病 \mathcal{O} 所 短 型介 入所 患型 介護 所 (i) \ (i) 費 期 診 期 養 短 院 養 予 病 療 若し 介護 (i) \ 療 入 介 期 療 防 院 養 療 入 主介護予 入所 養 護 所 護 予 養 短 介 療 所 所 療 < 認 診 介護予)防短期 病床 療養 介 予 養 費 費 期 養 護 療 は 知 認 療 療養 入所 病床 護 防 介 í:) \ 費 養 $\widehat{\mathbb{I}}$ 認 症 所 知 介護 (i) 護 防 介 費 短 介 知 疾 症 介 介護 期 費 防 護 0) (介護費(i)、 (入所療養介護費(Ⅰ)の病 護 短 療養介護費 $\widehat{\mathbf{v}}$ 急型 症 疾 護 病 Ź 期 費 費 予防短期 短 病 $\widehat{\mathbb{II}}$ 予防 院 疾 患 病 院療養 予 所 期 0 入 Î (i) 患型経過型介護予 介護予 型 療 院療養病床 認知 療養介護費 0) 防 所 入 原養病床 介護予防 短 認知症疾患型介護予 療 0) 所 短 期 診 、認知症· 症疾 養介護費 病床 期 療 入所療養 $\widehat{\mathbb{I}}$ 病院 ,防短期 入所 療 養 入所 所 介護予防 の病院療 介護費 経 療養 療養 短期 介護 介 ((i), 疾患 過型 療養 入所療養介護費 護 (i) \ 介 入所 介 病 子 予 型介 介護 護 (i) 介 護費(i)、 認 防 護 短 防 防 床 派養病 護 予 院 認 療 期 短期入所 知 費 経 短 短 防 護 子 療 費 入所療 症 知 養 認 期 過 期 Î (i) \ 短 防 予 防 養 床 介護費 入所 型介 入所 疾 症 知 湖外入 短 防 短 病 介 患型介護 0 疾 症 病 湖入 期 床 護 短 (IV) / 患型介 療養介 派養介護 療 院 疾 診 護 病 療 所 期 予 入 経 急型 予防 $\widehat{\mathbb{I}}$ 療 療 院 養 養 療 所 入 所 過 防 介 所 療 介

五 短期 設短期入所療養介護費(ii)、 \mathcal{O} 入単 位. 入所 護老人保 生 活 表 表 護 療 介 に に 老 護 養介護 規 お 人保 定す 費 健 V $\widehat{\mathbb{I}}$ 施 て「多 健 費 設 施設 $\widehat{\mathbb{I}}$ 短 単 ~期入所 独型 介 床 短期 の 護 室 介 老人保健施設 短 入所療養介護費 遊期入所 とは、 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ 護老人保健施設 療養介護費 生 指 活 定 (ii), 短期入所療 介護 居 $\widehat{\mathbb{I}}$ 短 費 サ 期入所 介 $\widehat{\mathbb{I}}$] の 護 ピ 介護 2老人保 養 ス 療 併 介 介 老人保健施 養 護 設 護 介 健 費 給 |護費 施 Î 短 付 期 設

> 認知症 i) ' 用 適 知 養 護予防短期入所 療養介護費 介 所 床 診 過型介護 療養病床経過型介護 入 費 期 健 介 養 予 病 **| 護予防** 療養 '防短 床介護 ((i), 合診 認知 介護 介護 施設 する 所療養介護 入所 症 介 療 護 護 病院療養病 老 疾 所 介護費 療養 療 費 疾患型介護予 症 期 介護 療 患 予 療 費 人 病院療 予防 保 養室 予防 短期入所 入所 所 型 疾患型介護 防 養 Î $\widehat{\mathbf{v}}$ 介護 介 経 $\widehat{\mathbb{II}}$ 短期 予 病 健 又は 護 \widehat{I} 費 防 0 床 0 療 短 短 施 過 \mathcal{O} 養 床経 期 予 型 認 療 介 診 養 期 短 設 入 $\widehat{\mathbb{II}}$ 病 入所 養 認 療 0) 入所 病 防 介 知 所 護 療 介 期 介 Î 床 の 介護 養介護 室 防 予防 過 入所 短 護 知 認 予 護 予 護 症 療 所 介 症 養 療養 防 型介護予防 病院 \mathcal{O} を 期 予 疾 短 知 防 費 療 療 予 護 **湖入所** *(*) 入 患 費 疾 短 症 介 養 短期入所療養 養 病 防 防 短 療 予 虎療養病 院療養 (i) \ 介護 介護 所 型 患型介護予防短期入所療 費 期 疾 護 養 短 期 病 短 防 (i), 療 入 患型介護予防 費 介 期 期 介 入 床 診 短 ((i) 養 所 所 費 費 護 入 護 療養介護費(Ⅳ 介 入 認 期 療 短期 床介 (i) \ 病床 .介護費(I)を算定すべき者が 費 所 所 療養介護費 療 護 $\widehat{\mathbb{I}}$ 予 知症 認 入 所 (i), 療養 養介護費 療 子 防 認 知症疾患型介護予防 療 所 6介護費 /護予防 養 0) 入所療養介 介護予 防 短 近疾患型 病院療 知 療養介護費 養 期入 病院 介護費 介護費 短 成病床 症 病 短 期 n院療養 疾 療養 短期 防短 期 $\widehat{\mathbb{I}}$ (i) \ 所療養介 $\widehat{\mathbb{I}}$ 入 子介護 八患型: **添養病床** 介護 <u>の</u> $\widehat{\widehat{\mathbb{I}}}$ 所 Î 入 認知症 の 護費 入所療 期 0 所 療 病 病 介護 予防短期入所 予防 <u>______</u>の $\widehat{\mathbb{I}}$ 認 若し 養 療 診 養 床 入所療養 院療 介護予防 床 知症 $\widehat{\widehat{I}}$ 介護 護 養 経 介護費(i)、 療 介 \mathcal{O} 介護 予 介護 護 過 養 < 費 疾患型介 所 この 病院 防 短期入所 期 養 (i) \(\) 疾患 介護 は 療 費 型 老 短期 病 予 (i) 人保 病 介 基 養 介 所 短 防 床 療 $\widehat{\Box}$ 費 利 準 病 護 院 護 療 入 期 養 短 療 経

五. 設短期入所療養介護費(ii)、 の入単 この 期 介 所 位 生活 入所療 護老人保 数 介護 表 表に 気に規 介護 老 養 お 人保 健施 介護費 定 費 い でする単 Î て 健施設短 設 ' 写 Î 短 介 床 期 独 **入所** /室」と 護 型 期 段老人保 介 短 入 病院療養病床短期入所療養介護費 療養 護老人保 期 所療養介護費 入所 は、 水健施設 介護 生 指 ·健施設 費 活 定 足居宅サ 介護 短 (ii), 期入 $\widehat{\mathbb{I}}$ 費 短 介護 八所療 期入所療養 $\widehat{\mathbb{I}}$ の ピ 介護老人保健 老 養 ス 人保 併 介 介 護 設 護 介護 健 費 型 給 Î 施 短 付 期 設

費 所 病 養 療 0 ((ii), 床 療 病 病 養 経 床 介 院 介 過 短 護 療 護 型 病 期 費 養 費 短 院 入 \prod 病 期 療 所 $\widehat{\mathbb{I}}$ 床 入 養 療 \mathcal{O} 短 \mathcal{O} 所 病 養 病 期 病 療 床 介 院 入 院 養 護 経 療 所 療 介 過 費 養 療 護 型 養 病 $\widehat{\mathbb{II}}$ 養 費 病 短 床 介 床 (ii)期 0 短 護 経 入 病 期 費 所 院 過 入 (ii), 療養 病院 型 療 所 短 養 療 期 療 介 病 養 病 入 養 護 床 介 院 所 病 短 護 療 療 床 Î 期 費 養 養 入 経 病 0) 所 介 過 床 護 型 病 療 短 費 短 院 養 病 期 期 療 介 院 入 入 養 護 療 所

サー ∬療養 短期 護費 養型 1. F, 設 数 護 護 療 費 養 1 密 症 所 0 施 サー 認 疾患型 福 養 養 ス ピ 表 着 療 診 $\widehat{\mathbb{II}}$ 診 費 ス 費 入所 施 に 型 介護 介 設 ピ 祉 知 養 認 療 $\widehat{\rm I\hspace{-.1em}I}$ 療 療 指 療 ス費 ・ビス費 (iii 施 \mathcal{O} 護 サ 規 介 症 介 設 施 知 所 養型 所 定 所 ((ii), 1 設 サ 療 療 定 設 護 費 疾 \mathcal{O} 護 療 短 症 短 型介護 地 短 ((ii), サー (ii)+ 養 する介 患 養 期 費 養 ピ 福 認 疾 期 経 域 期 型 $\widehat{\mathbb{I}}$ 型 施 ス 療 介 (11) ピ 祉 知 入 患 入 過 密 入 若しく - ビス費 ス 介 費 養 護 型 ピ 設 介 施 短 症 所 所 療養施設サー 型 着 所 ((ii), ス 費 護 型 護 設 費 サ 護 介 期 疾 療 短 療 介 型 グサ 療 費 療 介 養 保 護 介 福 患 認 期 Î 入 $\widehat{\text{IV}}$ 養 護 サ 養 養 $\widehat{\mathbb{I}}$ 1 Ľ 護 健 保 護 は 所 型 介 知 祉 入 介 療 ĺ 介 護 0) 施 ス 健 保 施 認 短 症 所 療 療 施 ピ 療 \mathcal{O} 護 ・ビス 養 護 療養型 費 養 設 養 施 健 ス 知 養 認 期 費 療 設 設 疾 費 が施設サ 費 指定施 / 患型短 介護 費 診 型 施 サ サ サ (ii), 設 施 症 知 入 (ii)' 養 Î ·ビス費(ii)、 介護給付費 五介 護 サ ĺ ĺ 設 所 介 Π 療所型介護 設 $\widehat{\mathbb{I}}$ 疾 症 ナ サ ĺ 費 護 経 患型経 ピ ピ ピ 療 疾 0 0 ス費 設 若 患 期 療] $\widehat{\mathbf{v}}$ 養 認 費 過 ス 療 ス ビ 診 ピ 診 費 型介護 費 養 養 ピ ス ピ サ しく 型 介 知 入 Î 療 ス 療 ĺ 費 型 施 ス $\widehat{\mathbb{I}}$ ス $\widehat{\mathbb{I}}$ 過 \mathcal{O} 短 護 症 所 所 費 単位 所 費 **寮養施** $\widehat{\mathbb{I}}$ 介 設 費 F, は 型 認 期 費 疾 療 \mathcal{O} 短 診療所型介護療養 短 $\widehat{\mathbb{I}}$ 入所 療 護 サ 0 Î ス 経 短 (ii), 患 養 認 知 期 Î 数 期 等 小 療 介 \mathcal{O} 過 期 症 型 介 \mathcal{O} 養 療 知 入 表 入 設 \mathcal{O} 介 \mathcal{O} 規 介 的 療 短 護 施 養 養 ピ 護 入 疾 症 所 療 に 所 ス 保 介 模 護 地 所 患 養 認 期 設 施 療 護 費 疾 療 規 療] 費 型 経 設 養 健 保 護 介 給 域 療 介 知 入 患 養 $\widehat{\mathbb{I}}$ 定 養 1 Î 護 所 型 ピ 過 +}-型 施 健 保 付 密 養 短 護 症 介 とする地 介 介 費 着 介護費 費 療 0) ス] 設 施 健 福 期 疾 短 護 ピ 護 過 型介 養介 費 単 入所 ((ii) 患型 ス 介 \mathcal{O} 護 サ 設 認 期 ピ 施 祉 費 施 型 費 知] 施位 入 ス 療 療 設 サ 介 域

0) 施 養 ビの護 介 過 表に 患型 認期 費 費(ii)、 養 小 等 入 養 疾 療 診 入 所 病 養 0 0 保健 / 患型短 派養介護 入所 療養 床経 型 護 的 所 (ii) \, 療 療 施 ス 規 介 介 知 所 診 病 養 介 病 養型 規 費 模 護 症 サ 設 養 保 地 療 経 護 療 療 床 経 所 介 護 院 給 型 1 施 介 療 渦 + $\widehat{\mathbb{I}}$ 健 域 定 養 過 費 疾 療 養 介 過 短 所 保 療 経 1 介護 護 する 認 期 型 病院 期 ピ 型 設 施 付 密 介 型 患 養 費 養 護 費 介 療 $\widehat{\mathbf{v}}$ 健 養 サー 費単 Î 費 過 ス 介 ピ 設 福 着 護 短 型 介 知 入 病 護 短 入 養 $\widehat{\mathbb{I}}$ 施 病 型介護 護 所 費 護 ス 療 療 サ 祉 型 地 費 期 \mathcal{O} 短 症 所 費 期 療 床 病 $\widehat{\mathbb{I}}$ 設 床 (ii) \ 養型] 療 費 養 ピ 施 位 介 域 $\widehat{\mathbb{I}}$ 入 認 期 費 療 \mathcal{O} 短 (ii)入 養 療 疾 床 サ 短 ス 費 (ii), 養 施 ピ 設 数 護 密 所 入 患 養 認 期 \mathcal{O} 所 病 養 知 短 病 $\widehat{\rm I\hspace{-.1em}I}$] 期 派表に規 サー 療 施 介 ス費(ii)、 福 所 型 介 病 設 着 療 症 知 入 期 療 床 介 院 ビス費(ii)、 入 ((ii), 養 護 サ 祉 型 指 療 護 護 療 設 \mathcal{O} 養 疾 短 症 所 診 院 養 経 療 入 所 ĺ 施 療 ビス費(Ⅱ 介 介 養 認 費 介 費 養 サ 療 施 定 患 期 疾 療 療 所 療 過 養 療 心設サー %定する 型] 設 護 地 養 養 護 型 介 知 入 患 養 養 護 型 ビ 所 療 病 $\widehat{\mathbb{I}}$ $\widehat{\rm I\hspace{-.1em}I}$ 養 経 型 施 ス サ ピ 療 福 域 費 護 症 所 型 介 養 病 費 短 床 短 療 介 密着型 ĺ ス 費 養 護 介 設 介 祉 期 費 疾 療 \mathcal{O} 養 床 (ii), 期 \mathcal{O} 過 短 介 短 $\widehat{\mathbb{I}}$ 護 型介護 いサー - ビス費 費 護 護 介 養 ビス費(ii)、 型 (ii), 施 患 認 期 費 (ii)' 護 経 入 病 期 入 病 介 費 若しく 護 設 型 介 療 保 介 所 院 所 知 (ii)費 過 Î 入 床 入 護 (11)介護保 福 サ 護 サ 短 護 所 型 病 療 養 ピ 健 療 症 短 療 所 Î 保 **膝養施** 療養 施設 院 養 祉施 1] 療 療 期 費 養 \mathcal{O} 施 ス $\widehat{\mathbb{I}}$ 養 認 疾 期 短 療 健 養型 療 費 期 入 養 認 療 介 病 設 ビ ピ は 介 知 患 入 0 養 $\widehat{\rm I\hspace{-.1em}I}$ 病 施 施 健施 型 養型 (ii)' ス ス 護 サ サ 設 基 護 症 所 介 知 所 診 入 養 床 介 院 設 費 介 診療 介護 指 費 設 設 1 サ 準 費 疾 療 \mathcal{O} 短 護 症 療 療 所 病 短 療 サ] Î (ii), 認 ナ 経 ピ サ ピ 設 定 護 適 患 養 期 費 疾 養 所 療 床 期 費 Î 養 所型 入所 (ii), 患型 (ii) ' 1 過 ス 療 療 ス サ ピ 施 給 合 型 介 知 介 療 養 経 入 ピ 病 若 費 費 護 0) ピ 型 養 養 ピ ス 設 付 診 短 症 護 養 介 過 所 ス 費 床 費 ス費 ス費 護 介 介 施 $\widehat{\mathbb{II}}$ ピ L 費 療 認 期 費 疾 療 短 費 病 型 病 療 短 $\widehat{\mathbb{I}}$ 介 1 < 護 護 設 ス費(I 単 所 知 入 $\widehat{\text{IV}}$ 患 養 認 期 Î 費 短 院 養 床 Î 期 <u>の</u> $\widehat{\mathbb{I}}$ Î 所 型 ((ii))療 療 サ ピ は 位 短 症 介 知 入 短 期 療 介 院 入 ス 経 数 期 疾 療 の短 護 症 所 \mathcal{O} 期 入 養 介 所

介護予防! 予防 短 養 護 介 \mathcal{O} 護 費 健 護 患 V 療 施 知 サ 疾 入 所 所 所 ス ((ii), 介 所 費 護 老 費 型 認 1 Ì 病 病 療 療 療 施 養 設 症 患 病 0 Î 人保 短期 養 子 養 設 Î 護 施 知 サ 型 療 床 院 養 経 疾 ピ ピ 院 認 療 介護 防 症 患 養 療 介 介 介 給 過 ス 介 ス 所 経 設 所 療 知 費 型 介 護 短 短 健 介 護 入 護 型 + 疾 ピ 護 費 療 過 養 \mathcal{O} 付 養 介 症 患型 ス費 所 護 型 病 費 期 費 期 施 護 費 予 併 費 介 養 病 介 療 $\widehat{\mathbb{I}}$ 護 病 疾 ((ii), 入所 ((ii), 単 費 介 院 入 設 老 防 設 護 介 床 療 護 ピ $\widehat{\mathbb{I}}$ 予 床 患 所 介 人 養 型 位 護 護 経 療 短 療 ス 介 療 施 \mathcal{O} $\widehat{\mathbb{I}}$ 防 介 型 費 護 保 期 介 養 護 費 予 過 養 療 療 \mathcal{O} 介 数 養 認 設 診 短 護 介 介護 型 養 病 養 予 健 護 護 0) 防 病 病 入 表 施 (ii), 療 施 知 サ Î 療 期 爭 護 介護 認 介 防 費 所 に 短 院 介 院 施 予 設 養 認 設 床 症 所 入 防 療 老人 知 護 規 護 経 療 療 短 設 (ii) ' 療 防 サ 施 知 サ 型 0 期 疾 ピ 所 短 養 養病 定す 養 費 期 介 養 症 費 短 認 設 症] 患 ス 診 入 予 過 介 期 施 療養介護費 ;護予防 保健 疾患型介護予防 期 防 型 病 入 介 サ ビ 費 療 所 \widehat{I} ビ 知 疾 護 $\widehat{\mathbb{I}}$ 入 設 床介 んる単 介 介護 護 療 所 症 ービス費 患 ス 所 短 床 入 ス 介 療 Î 所 サ 療 費 所 費 型 費 期 施 疾 介 養 護 経 \mathcal{O} \mathcal{O} 養 療養介 護予 療養介護 生活 急型 病院 老 介 病 短期 設 Î 独型 $\widehat{\mathbb{I}}$ 介 護 入 予 過 療 \mathcal{O} 施 F. 護 所 人保 子 護 防 型 院 養 認 設 介護予防 ス $\widehat{\mathbb{I}}$ 防 介護費 防 費 療 短 介 療 療 入所 \mathcal{O} 介 又 介 $\widehat{\text{IV}}$ 療 施 サ 知 費 護 短 養 期 護 養 短 養 費 健 介 護 は 護 養 認 設 1 <u>つ</u>の 症 費 短期 ((ii)) 期 介 入 予 病 期 病 療 施 護 予 指 療 \mathcal{O} 施 知 疾 ピ 診 養介 護 所 防 入 床 短 設 老 Î 防 養 認 患 入 床 定 設 症] ス) 若 療 入所 所 診 療 所 介 期 介 人 短 介 施 知 サ 費 費 短 介 疾 ピ 所介 L 療 Î 期 護 護 護 入 護 保 期 護] 患 ス 介 療 養 療 病 設 症 $\widehat{\Box}$ 病 療 介 入 養 予 費 所 子 養 所 予 院 健 介 入 予 ナ 疾 ピ 護 護 は 院 養介 所 介 $\widehat{\mathbb{I}}$ 療 護 所 Ì 患 ス費 介 介 介 \mathcal{O} 護 防 防 療 防 施 防 療 $\widehat{\mathbb{I}}$ 子 療 認 療 護 養 養 短 設 老 生 認 護 護 病 費 短 短 サ ピ 養 短養 労 養 短期 入 床 介 護 知 防 知 護費 ((ii) 黛費(Ⅱ 人保 活介 ス費 養 1 介 ((ii))0) 費 院 期 介 療 予 施 知 短 症 ((ii)防療 介 入 護 養 ビ 設 症

療防施護養短設老 費(Ⅱ)、 ii)′ ii)' i i) 護 所 防 床 予 指 療 施 サ 疾 ピ 入床 \mathcal{O} 知 療 施 ^{吃老人保は} 防短期 療養 介護 設 定介護 養施 認知 設サ 患型 所 介護予防 短期入所 ĺ 診 費 短 症 ス 所 設)若し 期 介護費 介護 疾 費 療養介護 ピ 型 療 サ $\widehat{\mathbb{I}}$ 病 病 患型 入所 ĺ ĺ 予防 設 症 ス (ii)所 介 介 介 \langle 院 院 費 入所 サー 疾患型 予 健 介護 ピ 護 療 \mathcal{O} 護 予 ピ 療 療 は 防 防 費 療 $\widehat{\mathbb{I}}$ 療 施 ス 養 病 短期入所 短期入所 介 $\widehat{\mathbb{I}}$ 療 痻 ス 養 養 認 費 ((ii), 養 養 老 生活 サー 護 認 病 院 費 短 設 ピ 養 費 病 \mathcal{O} 病 知 <u>の</u> 介護 介護 人保 Î 介護 期 ((ii), 療 ス 介 療 施 知 施 Î 床 床 床 症 一費 介護 入所 護 介 ピ 養 認 設 症 設 介 養 この療 介護 介 疾 護 病 費 療 費(ii)、 予 健 護 $\widehat{\mathbf{v}}$ 療 施 知 ナ ナ 病 ス 疾 \mathcal{O} 護 患 養介護 \widehat{I} 病院 介 認 院 養 老 療 防 費 養] 患 Ì 予 床 施 設 症 診 予 予 型 介 人 養 短 設 護 \mathcal{O} 施 知 サ ピ 型 防 経 療 疾 ピ 療 $\widehat{\mathbb{I}}$ 防 防 経 療養 保 養 護 介 期 給 設 患 短 \mathcal{O} 介 認 症 ス 介 ス 過 所 短 短 過 型 病 病 費 費(ii)、 健 護 護 サ 疾 型 費 護 費 期 介 入 付 知 ピ 型 期 期 型 ((ii), 病床 ス費 院 護 費 所 予 併 患 介 (ii)入 介 床 施 費 症 療 介 $\widehat{\mathbb{I}}$ 入 入 介 ^设老人保 設介 設型 経 防 単 型 護 療 療 疾 ピ 養 所 護 護 $\widehat{\mathbb{I}}$ 所 所 護 介 養 ス 介 養 短 患 施 療 予 過 位 療 \mathcal{O} $\widehat{\mathbb{II}}$ 療 療養介 療養介護 療 **| 護予防** 6介護費 病院 護予 型 費 型 病 病 \mathcal{O} 期 介 養 防 数 護 設 養 診 養 養 (健施設 介護 護予 介 院 介 介 (ii)' 療 0) 施 短 床 入 表 知 + 療 施 施 防 所 護 養 療 に 経 療 認 症] 護 期 護 設 所 護 設 老 規 施 過型 短期 防 予防 短 (ii)' 療 療 費 入 養 養 知 サ 疾 ピ 型 サ 費 費 サ 期 介護予 養施 患 人保 認 1 所 病 病 養 短 定 設 症 ス 介 Ì Î \widehat{I} $\widehat{\mathbb{I}}$ 費 療 短 介 床 入 床 入 介 期 す 知 サ 疾 ピ ピ ピ 症 患型 介護 る単 0 養 期 護 経 所 介 \mathcal{O} 所 健 護 入 設 1 ス 介 Î 療 ス <u>の</u> ス 費 疾患 療 護 防 所 費 診 介 入 予 過 療 施 費 サ ピ 費 病 病 養介 ス費 $\widehat{\underbrace{I}}_{\mathcal{O}}$ (ii), (ii), 療 護 所 防 型 予 養 短 設 老 生 独 介 療 \mathcal{O} 施 院 院 $\widehat{\mathbb{I}}$ 療養 人保 防 型 所 費 短 介 介 期 介 活 型 ビ 護 養 認 設 療養 療 ス費 (ii)文 療 期 護 護 短 護 入 護 介 介 介 îv 療 施 知 + 養 介 費 費 所 予 健 介 護 護 護 養 認 設] 診 入 症 病 は

知 介 短 病 症 護 期 床 疾患型 費 入 介 (11)所 護 療 予 介護予防 養 防 認 介 短 知 護 期 症 費 入 短 疾 所 $\widehat{\mathbb{I}}$ 期 患 療 入所 型 \mathcal{O} 養 介 診 介 療養 護 療 護 予 費 所 介護費(ii)、 防 療 短 養 期 病 入 床 診 所 介 療 療 護 所 認知症疾患型 養 予 療 介 防 養 護 短 病 費 期 床 入 介 Î 所 護 介 \mathcal{O} 療 予 防

入 型 所 介

予

防

短

期

入

所

療

養

介

護

費

 $\widehat{\mathbb{I}}$

0

認

知

症

疾患型

介

護

予防

短

療養

介

|護費(

療養介護費(ii)、

認知症疾患型介護予防短期入所

Ι

0

認

知

症

疾

患

型

介

護

予

防

短

滋期入

(所療養介護費

((ii))

認

知

症

疾患

V O 入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型介護予防短期 が症 III) の 認 利用する居室、 疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき者 認 知症 知症 疾患型介 疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、 療養室又は病室をいう。 、護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは認知 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(認知 症 疾患

経過型 の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療 護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型介護予防短期入所 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、 養 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室 予防短期 介護費(ii)、 療養室又は病室をいう。 介護予防 入所療養介護費(Ⅱ)の 認 短 選 期 入 所 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 知 症 疾患型介護予防 療養介護費(Ⅱ) 認 知 症疾患型介護予防 短期入所療養介護)若しくは基準適 認知症 認知症疾患型 短 合診療所 疾患型介 費 期 (Ⅲ)の (Ⅲ)の

傍線
0)
部
分
は
改
Œ
部
分
$\overline{}$

八・九 (略) 一人以上配置されていること。 一人以上配置されていること。 「「「「大坂」」 「「大坂」」 「大坂」」 「大坂」」」 「大坂」」 「大坂」」」 「大坂」」 「大坂」」 「大坂」」 「大坂」」」 「大坂」」」 「大坂」」 「大坂」」 「大坂」」」 「大坂」」 「大坂」」 「大坂」」 「大坂」」 「大坂」」」 「大坂」」 「大坂」」」	リハビリテーション指導管理の施設基準〜六 (略)	平成二十年五月一日から適用する。 労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等を次のように定め、労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等を次のように定め、平成二十年厚生労働省告示第二百七十三号)の規定に基づき、厚生平成二十年厚生労働省告が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数(厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数(改正案
八・九 (略) されていること。 されていること。	リハビリテーション指導管理の施設基準〜六 (略)	平成二十年五月一日から適用する。 労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等を次のように定め、 平成二十年厚生労働省告示第二百七十三号)の規定に基づき、厚生 厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数(現

現 行

年厚生労働省告示二百六十三号)

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成十 八年厚生労働省告示第百二十六号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定め |八年厚生労働省告示第百二十六号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定め る夜間対応型訪問介護費に係る単位数を次のように定め、平式十八年四 る夜間対応型訪問介護費に係る単位数を次のように定め、平式十八年四 月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数は、別表に 定めるとおりとする。

別表

(略)

2 定期巡回サービス費(1回につき)

注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型 サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業 所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(指定地域密着型サービス基 準第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、定 期巡回サービス(同項に規定する定期巡回サービスをいう。以下同 じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 • 4 (略)

改下案

○厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数(平成十八│○厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数(平成十八 年厚生労働省告示二百六十三号)

> 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十 月一日から適用する。

> 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数は、別表に 定めるとおりとする。

別表

(略)

347単位 2 定期巡回サービス費(1回につき)

381単位

注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型 サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業 所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(指定地域密着型サービス基 準第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、定 期巡回サービス(同項に規定する定期巡回サービスをいう。以下同 じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 • 4 (略)

(傍線の部分は改正部分)

-							
				北 海 道	都道府県名	厚生大臣が完める地域を次の他の地域をといる地域を次の店舗をできる。 はい はん	改
福島町	伊達市	歌志内市	名寄市	函館市	市町村名	では、 では、 では、 では、 での他の地域の基準第 での地域の基準(での地域の基準(で成十一 での地域の基準(で成十一 での地域の基準(で成十一	^
、字豊浜及び字宮歌 字松浦、字吉野、字は	大滝区		風連町	子町、絵紙山町、新-恵山岬町、元村町、京	ける当該区域の名称当該地域が市町村の口	一二厚告五〇六・改称) 一二厚告五〇六・改称) 一二厚告五〇六・改称)	正
歌字館崎、字吉岡、字美山字館崎、字吉岡、字美山				八幡町、新浜町及び銚富浦町、島泊町、新恵	区域の一部の場合にお	■ 高・ は、で、 は、で、 は、で、 は、で、 の、 は、で、 の、 は、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 の、 で、 で、 の、 で、 で、 の、 で、 で、 の、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	案
				北 海 道	都道府県名	原生大臣が完 の他の地域の其 に係る離島その はで、 を を がる地域を次の 島 での他の り の他の り り る り り る り る り り る り り り り り り り り	現
——福 島 町	伊達市	歌志内市	名寄市	函館	市町村名	大臣が定める特例居宅 での他の地域の基準第大臣が定める特別居宅 での地域の基準第十一二厚告五〇世	<i>_</i>
、字豊浜及び字宮歌字松浦、字吉野、字館崎、字吉岡、字美	大滝区		風連町	子町、絵紙山町、新八幡町、新浜町及び銚山町、絵紙山町、新八幡町、新浜町及び銚恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新恵	ける当該区域の名称当該地域が市町村の区域の一部の場合に	大号の規定に基づき厚生 一年三月厚生省告示第九十年三月厚生省告示護サービス費等 が表準第六号の規定に基づ で成十二年四月一日か 平成十二年四月一日か 平成十二年四月一日か で成十二年四月で表 である特例居宅介護サービス費等の支	行

安平町	香川、H	厚真町	士 瞥 町	大空町	上湧別町	佐呂間町	北 竜町	雨 竜 町	浦 臼 町 ———	奈 井 江 町	積丹町 大字美国町	共和町 発足及び 発足及び	留寿都村
	財田、富丘及び伏見、旭浦、大原、川東、成香、岩屋、										国町、大字婦美町及び大字幌武意町	び幌似、前田、老古美、梨野舞納、宮丘、	

安平町	洞爺湖町	厚真町	壮 瞥 町	大空町	上湧別町	佐呂間町	北竜町	雨竜町	浦臼町	奈井江町	積丹町	共和町	留寿都村
	香川、財田、富丘及び伏見洞爺町、旭浦、大原、川東、成香、岩屋、										大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町	発足及び幌似南幌似、前田、老古美、梨野舞納、宮丘、	

理 の通り の通り 大田一	本別町	東別町 ・ 忠類 ・ 忠類 ・ 忠類 ・ 忠類 ・ 忠類 ・ 忠類 ・ 忠類 ・ 忠類	更別村	中札内村_	鹿追町	士 幌 町	字郷、富川北 字 明 川 北	むかわ町	_
の通り、太田東、太田西、太田北、乙り、太田七の通り、太田八の通り、太田八の通り、太田六《田四の通り、太田五の通り、太田六の通り、太田二の通り、太田三の通							版、字清畠、字正和及び字三和 予旭町、字豊田、字美原、字厚賀町、 『、字幾千世、字庫富、字広富、字豊川南、富川西、富川駒丘、門別本町、北、字平賀、字福満、富川東、字富浜		

厚岸町	本別町	幕 別 町	更別村	中札内村	鹿追町	士幌町	日高町	むかわ町
田九の通り、太田東、太田西、太田北、乙の通り、太田七の通り、太田八の通り、太田八の通り、太田六り、太田四の通り、太田二の通り、太田三の通		晩成、忠類・出類・出類・出類・出類・出類・出類・出類・出類・出類・出類・出類・出類・出類					字賀張、字清畠、字正和及び字三和郷、字旭町、字豊田、字美原、字厚賀町、字緑町、字幾千世、字庫富、字広富、字豊富川南、富川西、富川駒丘、門別本町、富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜	

番から 番から 百七十 十二番 幌、 番から 九 シ 丁目 兀 番 ウシ、 十六番から二丁目五十七番、三丁目一番か 丁目九十六番から一丁目百番 目 七 百 丁 -番から 自二 月五 門静 番 番 番 番 İ 目 百 五. カ 目 片無去、上尾幌(国有 番 丁 八 五. 太田宏陽、サッテベツ、 目 四丁 番 + ,目百六十三番 ,目六十八番から一 番から の手(一丁目一 十六番から四丁目 兀 三丁 番 +九 厄 $\overline{+}$ 番 大字大田村十六番、 一丁目四番から二丁目二十二番 番 ・四番から二丁目四十番、二丁目四 丁目百四十七番 丁目百四十二番 丁目百二十七番 丁目五十五番から一丁目六十六番 四丁目百十六番に限る。 から三 Ł 番 丁 丁 から三丁目三番 丁 丁 番 目 目 三丁目十二番 番 Ħ 目 から三丁 目 目 百二十六番 から二丁 丁目 百 白浜(二丁 丁目二十六番 丁目 番から四 三百七番 丁 一百七十八番 Ŧī. 目 + 七番 三百 目 番 九 -六番に 二丁目一番 九十 目 十六番 地 丁目九十二番 百八番 八十 兀 から三丁 から三丁 から二丁 目 0) 月月八 百七 三丁 三丁 丁目六番 百二十七番 太田 丁目百五十番 丁目百四 丁目百二十九 限 大別、 番 から二丁目三 から二丁目三 部に限る。 る。 目 + 番 目 南、 丁目百三 丁目三十 四丁目百 兀 目 目 九 五. 目三百七 兀 Ŧī. 百二 丁目 番 番、 百 番 番 二丁目 セタニ サンヌ 十五 五十 光 栄 宮園 兀

ウシ、 幌、 地七 ら百 百八 去、 ら百九十 兀 百七十六 九十三番地二百五十六から百九十三番地二 二百 番 地 九 百 から 番 番 兀 十六から百九十三番地二百十二、 五. 百 番 地 番 番 地 + + 地 丁 一百七番地、 1九十三 番地、 五十 太田 + 目 上 六十から百九十四番地二百七十五 地百六 から百九十三番地十一 地 地 + 百 九 七 七 七 五. 字宮 一百三十、 尾幌 + + 番地三から百九十 七 七 八 番 大字大田村十六番地、 字白浜 から 番地 宏陽、 匝 Ė から百九十三番地二百五十四 から百九十 番地五十七、 十六番地 百 地 七 七 七 遠 十九、 (国 八 番地九十六 +二百六番地 番地二百五十七 百九十四番地七十四から百九十 百九十四番地 番地二百四十八 + 番地三十八 町 百九十二番地 $\overline{+}$ ·七番地八 + |有地 (百七十七番地 サッテベツ、 番地 町 二百八番地 百九十三番地二百三十二か 五 + 五 番地 -番地、 £ 百九十四番地百七十一か の 一 百八 十七番地 百九十 から七十七番 から七十七番 から七十七番地三十 番地五十八 から七 百八十七番 一から二百六番地三 部 十七番地十三から 一から百九十四番 に限る。 ++ 番地六、 百 大別、 二百九番地 百九十四番 百九十三番 四、 太田南、 百九十三番 八十六番地 十八番地六、 番 番 百九十三番 から七十七 百九十三 地に限る 地 百 セタニ 地二百 百九十 八十五 地九十 百九十 から 門静 片無 地 百

る。) 七番、四丁目十三番から四丁目十八番に限る。)

から二 百七十 から 限る。 番 から十一 地三百八十六、 十 百 九 兀 百三 百二 百 地 + 地 地 十 番 れから十 から 番地四百十二から十一番地四百十四 地 番地三百九十 九 + 百 + 兀 地 から十 番地三百九十五、 四百十、 番地四百六、 Ξ 番 + + + 番 番 七 二百 + $\overline{+}$ + 百九番地三、 番地二百五十九、 地二百四十 番 + 七 九 Ŧī. 地 +地 地百九 番地四百二 + 番地二百七十六から十 番地百九十四 か + 百 サ 十二 +5 番地三百七十三から十一番地三 番地百八 番地百七十六 番地百五十九、 +番 + + + ンヌシ及び字住 一百十五 + 番地二百八十五 $\tilde{+}$ 1地三から十 番地三百三、 番地四十五 一番地三百八十一から十一番 + 番 番地百四 番地百三十二から十 番地百一 地、 + 番地四百十一の一部 八 番地百一 + 十五 番地 + 番地三百八十八から十 二百十番地、 + 番地四百八から十 十一番地三百九十九 + 番 二百十三番 + 十七 十 番地三百九十三 + 地百十七、 + +番地四百四から + 番地二百五十七 番 二百十六番 番地二百二から 十 + + +0) 番地二百六十 番 地 +から十 江 番地三百 + 番地 地百九十六 番地百九十 番地百七十 番 九 町 番地二百 二百 番 +地 地 7 番地三 百六十 地百 八十 +番地 番 地に + 番 番 五. 五. 地 地

岩手県盛岡市	弟子屈	標茶町	浜中町	
に限る。)、黒川(一地割から三地割までの貝沢の地域に限る。)、浅岸(字元信の地域字上八木田、字下八木田、字銭掛及び字小ら三十六番地までの地域に限る。)、新庄(上米内(字白石、字小浜及び字畑十一番地か	町	字片無去字片無去字がます。字中チャンベツ原野、字雷別、字下チャン字中チャンベツ原野、字雷別、字下チャン字チャンベツ原野、字上チャンベツ原野、字上チャンベツ原野、字上チャンベツ原野、字上チャンベツ原野、		
盛 岡 市	弟子屈町	標茶町	浜中町	
に限る。)、黒川(一地割から三地割までの貝沢の地域に限る。)、浅岸(字元信の地域字上八木田、字下八木田、字銭掛及び字小字三十六番地までの地域に限る。)、新庄(上米内(字白石、字小浜及び字畑十一番地か		字片無去字片無去字かが、字中チャンベツ原野、字雷別、字サチャンベツ原野、字雷別、字チャンベツ原野、字上チャン		一番地四百十八から十一番地四百二十八、十一番地四百二十八、十一番地四百二十四、十一番地四百九十四、十一番地五百二十六、十一番地五百二十六、十一番地五百二十六、十一番地五百二十六、十一番地五百二十六、十一番地五百二十六、十一番地五百二十六、十一番地五百二十六、十一番地五百二十五、十一番地五百二十十二番地五百二十十一番地五百二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十

山形県		秋田県				宮城県	
尾花沢市	市利本荘	鹿角市	女 川 町	加 美 町	丸森町	栗原市	
大字南沢、大字野黒沢、大字芦沢、大字名野々、大字岩谷沢、大字荻袋、大字寺内、大字押切、大字高橋、大字富山、大字市大字丹生、大字正厳、大字行沢、大字中島	鳥海町下川内及び鳥海町小川鳥海町伏見、鳥海町栗沢、鳥海町上川内、	尾去沢	浦町及び竹浦桐ケ崎、横浦、指ケ浜、高白浜、尾浦、尾扇及び竹ノ尻の地域に限る。)、飯子浜、屋取及び竹ノ尻の地域に限る。)、飯子浜、畑前浜、大石原浜、野々浜、塚浜(塚浜、小	沢、米泉、君ヶ袋及び沼ヶ袋小泉、木舟、谷地森、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、孫	耕野及び大張	栗駒耕英及び栗駒大峰	、字葛巻及び字川久保の地域に限る。)、 乙部(一地割の地域に限る。)、 玉山智。)、 乙部(一地割の地域に限る。)、 玉山智。)、 乙部(一地割、二十七地割、二十七地割、二十三地割、二十七地割、二十七地割、二十三地割、二十七地割、二十三地割、八地割、八地割、二十一地割、二十一地割の地域に限る。)、手代森(一地割及び十八地地域に限る。)、手代森(一地割及び十八地
山 形 県		秋田県				宮城県	
 尾 花 沢 市	市利本荘	鹿角市	女川町	加 美 町	丸森町	栗原市	
大字南沢、大字野黒沢、大字芦沢、大字名野々、大字岩谷沢、大字荻袋、大字寺内、、大字押切、大字高橋、大字富山、大字市大字丹生、大字正厳、大字行沢、大字中島	伏見、栗沢、上川内、下川内及び	尾去沢	浦町及び竹浦桐ケ崎、横浦、指ケ浜、高白浜、尾浦、扇ケ崎、横浦、指ケ浜、高白浜、尾浦、屋取及び竹ノ尻の地域に限る。)、飯子御前浜、大石原浜、野々浜、塚浜(塚浜、	沢、米泉、君ヶ袋及び沼ヶ袋小泉、木舟、谷地森、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、	耕野及び大張	栗駒耕英及び栗駒大峰	、字葛巻及び字川久保の地域に限る。)、 「一地割、八地割、九地割、二十七地割の地域に限る。)、 玉山割、八地割、土土地割の地域に限る。)、 二十二地割の地域に限る。)、 大ヶ生(一地割、二十八地割の地域に限る。)、 大ヶ生(一地割、二地割の地域に限る。)、 大ヶ生(一地割及び十八地割の地域に限る。)、 大ヶ生(一地割及び十八地割の地域に限る。)、 手代森(一地割及び十八地

- due		ı →				
新 潟 県	栃木県	福 島 県				
十 日 町 市	鹿沼市	郡 山 市	戸沢村	鮭 川 村	舟 形 町	大江町
松之山藤内名、松之山橋詰、松之山坂下、松之山三桶、松之山沢口、松之山猪之名、松之山小谷、松之山大荒戸、松之山水梨、松之山水間、松之山大荒戸、松之山水梨、林之山光間、松之山新山、松之山水梨、山水、、、、、、	深程	域に限る。) 湖南町(浜路、横沢、舘、船津及び中野の地	田及び大字松坂大字岩清水、大字津谷、大字名高、大字神	、大字石名坂及び大字京塚大字川口、大字向居、大字佐渡、大字中渡	富田大字長沢、大字舟形、大字長者原及び大字	木沢及び大字毒沢 木沢及び大字毒沢 大字本郷甲、大字本郷乙、大字本郷己、大字が高い、大字本郷で、大字本郷で、大字がが、大字がが、大字がが、大字がが、大字がが、大字がが、大字がが、大字が
新 潟 県	栃木県	福島県				
十 日 町 市	鹿沼市	郡 山 市	戸 沢 村	鮭 川 村	舟 形 町	大 江 町
松之山藤内名、松之山橋詰、松之山坂下、松之山三桶、松之山沢口、松之山猪之名、松之山小谷、松之山大荒戸、松之山松口、松之山光間、松之山新山、松之山水梨、林之山光間、松之山新山、松之山水梨、新平、儀明、小池、田野倉、名平、室野、莇平、儀明、小池、田野倉、名平、室野、	深程	域に限る。) 湖南町(浜路、横沢、舘、船津及び中野	田及び大字松坂大字岩清水、大字津谷、大字名高、	、大字石名坂及び大字京塚大字川口、大字向居、大字佐渡、大字中	富田大字長沢、大字舟形、大字長者原及、	木沢及び大字毒沢 木沢及び大字毒沢 木沢及び大字毒沢 大字本郷甲、大字本郷乙、大字本郷丙、大字本郷丁、大字本郷戊、大字本郷己、大字所部 京本郷丁、大字はの平、大字が本、大字をが、大字がが、大字がが、大字本郷で、大字本郷で、大字がが、大字がが、大字がが大字原田

	石川県							
輪島市	小松市		津南町	阿賀町	上越市	糸魚川市	村 上 市	
田、門前町高根尾、門前町本市、門前町栃門前、門前町清水、門前町走出、門前町和院内町、渋田町、西山町、東山町、門前町町・町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、	嵐町及び中ノ峠町	大字中深見、大字外丸及び大字三箇上田、大字芦ヶ崎、大字赤沢、大字谷内、上田、大字芦ヶ崎、大字赤沢、大字谷内、	、大字上專字大字、大字上次藤、大字結		安塚区	大字御前山及び大字市野々	端、猿沢、桧原及び板屋越寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川	赤倉、松之山東山及び浦田、松之山男川、松之山上殿池、松之山下水島、松之山上野、松之山下鰕池松之山天水島、松之山上殿池、松之山下水島、松之山黒倉、松之山下水越、松之山陽本、松之山黒倉、松之山天水越、松之山観音寺、松之山古戸、松之山湯山、松之山観音寺、松之山古戸、松之山湯山、
	石川県							
輪島市	小松市	朝 日 村		津	里 肾	可且	上 糸 魚 川 市	
深田、広瀬、日野尾、鬼屋、舘、広岡、西清水、走出、和田、高根尾、本市、栃木、院内町、渋田町、西山町、東山町、門前、院村町、北田町、小田屋町、忍町、東印内町、西町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、	嵐町及び中ノ峠町	大字桧原及び大字板屋越大字桧原及び大字板屋越大字上野、大字川端、大字猿沢、大字寺尾、大字宮ノ下、大字下中島、大字	、大字外丸及び大字三箇	大字上郎宮野亰、大字上郎寺石、大字上郎沢、大字上郷大井平、大字上郷子種新田、 大字利成 大字方成 大字利成 大字方萠 大字利成 大字方萠 大字方萠		7	大字御前山及び大字市野々	松之山湯本、松之山黒倉、松之山天水越、松之山東川、松之山上鰕池、松之山下鰕池、松之山下水島、松之山東門、松之山下鰕池、松之山天水島、松之山黒倉、松之山下水越、松之山湯本、松之山黒倉、松之山天水越、

穴 水町 —、甲	志賀町	白山市 尾	珠洲市上	六 町 前 門
沖波、前波、宇加川、明千寺、花園、古	赤崎、小窪、鹿頭、笹波及び前浜に見、大福寺、稲敷、栢木、香能、福浦港	荒谷、東二口及び深瀬に添、女原、釜谷、五味島、瀬戸、鴇ケ谷	一戸町及び三崎町	所町西中尾、門前町小流、門前町上河内 門前町風原、門前町水油、門前町水流、門前町風原、門前町大泊、門前町風原、門前町大泊、門前町風原、門前町大泊、門前町大泊、門前町大泊、門前町大泊、門前町大泊、門前町大泊、門前町大泊、門前町大泊、門前町大泊、門前町大泊、門前町大泊、門前町大治、門前町大治、門前町大治、門前町大金、門前町大治、門前町大金、門前町大金、門前町大名、門前町大名、門前町大金、門前町大名、門前町町大名、門前町町大名、町前町町村町町町大名、町町町町町村町町町町村町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町

穴水町	志賀町	白 山 市	珠洲市	
、沖波、前波、宇加川、明千寺、花園、古甲、山中、鹿波、鹿上、野並、曽良、大郷	、赤崎、小窪、鹿頭、笹波及び前浜酒見、大福寺、稲敷、栢木、香能、福浦港	、荒谷、東二口及び深瀬尾添、女原、釜谷、五味島、瀬戸、鴇ケ谷	上戸町及び三崎町	中尾、小滝、上河内、猿橋、小石、植戸、 中尾、小滝、上河内、猿橋、小石、植戸、川、北川、切狭、木原月、黒岩、腰細、小川、北川、切狭、木原月、黒岩、腰細、小中谷、馬場、藤浜、二又、馬渡、南、山是中谷、馬場、藤浜、二又、馬渡、南、山是中谷、馬場、藤浜、二又、馬渡、南、山是中谷、馬場、藤浜、二、以馬渡、南、山是市谷、馬場、藤浜、二、以馬渡、南、山是市谷、馬場、藤浜、二、、馬渡、南、山是市谷、馬場、藤浜、二、、馬渡、南、山是市谷、馬場、藤浜、二、、馬渡、南、山上、西山、北川、山、北川、山、北川、山、、北川、山、、北川、山、、山、、山、、山、、山、、山、、山、、山、、、山、

	静岡県					長野県			山梨県	
沼津市	浜松市	白馬村	池田町	筑 北 村	麻績村	大町市	湖富士河口	甲斐市	甲府市	能 登 町
井田及び舟山	町中部及び佐久間町半場での地域に限る。)佐久間町佐久間、佐久間横川(九百六十八番地から千三百八十番地ま		大字広津及び大字陸郷	坂北		平	精進、本栖、富士嶺	菅口及び福沢	古関町、梯町	、白丸、内浦長尾及び新保川尻、秋吉、河ケ谷、清真、立壁、四方山川尻、秋吉、河ケ谷、清真、立壁、四方山坊、田代、駒渡、宮犬、不動寺、行延、時坊、田代、駒渡、宮犬、不動寺、行延、時な波、恋路、明生、布浦、上、福光、滝之社及び竹太
	静岡県					 長 野 県			— 山 梨 県	
沼津市	浜松市	白馬村	池田町	筑北村	麻績村	大町市	湖富士河口	甲斐市	甲府市	能 登 町
井田及び舟山	間町中部及び佐久間町半場での地域に限る。))佐久間町佐久間、佐久横川(九百六十八番地から千三百八十番地ま		大字広津及び大字陸郷	坂北		平	精進、本栖、富士嶺	菅口及び福沢	古関町、梯町	君及び竹太 君及び竹太 君及び竹太

	兵 庫 県				愛 知 県				
佐用町	姫 路 市	東栄町	設楽町	新城市	豊 田 市		伊豆市	藤枝市	島田市
大畠、小日山、目高、寄延、上月、仁位、	域に限る。)及び夢前高長夢前山之内(佐中、熊部、坂根及び小畑の地	角大字本郷、大字奈根、大字下田及び大字川	橋及び松戸田口、清崎、荒尾、和市、小松、長江、八田口、清崎、荒尾、和市、小松、長江、八	乗本	る。) 、		石上の地域に限る。) とび小土肥(字 上肥(字平石の地域に限る。) 及び小土肥(字	取岡部町野田沢、岡部町青羽根及び岡部町玉	び川根町葛籠伊久身、千葉、川根町家山、川根町抜里及
	兵庫県				愛 知 県				
	姫 路 市	東栄町	設楽町	新城市	豊 田 市	川 根 町	岡 部 町	伊豆市	島田市
大畠、小日山、目高、寄延、上月、仁位、 佐用、平福、江川、力万、須安、宇根、西	域に限る。)及び夢前高長夢前山之内(佐中、熊部、坂根及び小畑の地	角 大字本郷、大字奈根、大字下田及び大字川	橋及び松戸田口、清崎、荒尾、和市、小松、長江、	乗本	る。) 、	家山、抜里及び葛籠	三ツ野、野田沢、青羽根及び玉取	石上の地域に限る。) 土肥(字平石の地域に限る。)及び小土肥(字	伊久身及び千葉

岡山県				島 根 県	鳥取県		和歌山県		
高梁市	邑南町	川 本 町	江 津 市	浜 田 市	八頭町	すさみ町	有田川町	新 温 泉 町	
川上町地頭、川上町七地、川上町三沢、川	矢上	原、大字田窪、大字南佐木及び大字北佐木大字川本、大字因原、大字都賀行、大字三	。) 桜江町後山(後山上及び後山下の地域に限る 桜江町市山、桜江町今田、桜江町江尾及び	び三隅町芦谷、三隅町井野、三隅町室谷及、三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内三隅町古市場、三隅町	部が別府、新興寺、安井宿、桜ヶ丘及び日下	江住、見老津及び里野	東大谷大字に川、大字日物川及び大字大字境川、大字二川、大字日物川及び大字	野畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋、居組、切	久及び平松井、宝蔵寺、下徳久、林崎、東徳久、西徳早瀬、多賀、中島、米田、小山、安川、土
岡山県				島根県	鳥取県		和歌山県		
高梁市	邑南町	川 本 町	江 津 市	浜田市	八頭町	すさみ町	有田川町	新 温 泉 町	
川上町地頭、川上町七地、川上町三沢、川	矢上	原、大字田窪、大字南佐木及び大字北佐木大字川本、大字因原、大字都賀行、大字三	。) 桜江町後山(後山上及び後山下の地域に限る桜江町市山、桜江町今田、桜江町江尾及び	び三隅町芦谷、三隅町井野、三隅町室谷及、三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内	小別府、新興寺、安井宿及び日下部	江住、見老津及び里野	東大谷東大字境川、大字二川、大字日物川及び大字	野畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋、居組、切	

	Д Б У		
町 安 芸 太 田	芸	美兴	
大字平見谷大字平見谷大字平見谷大字平見谷大字が、大字時間、大字上殿、大字括山及び大字梶ノ木、大字横川、大字柴木、大字川手、大字梶ノ木、大字声で、大字北居、大字打梨、大字が計、大字声河内、大字田吹、大字吉		丁青弌、豊芝丁竐台屋、豊芝丁芅一	備中町布賀町志藤用瀬、備中町布瀬、備中町長屋及び町志藤用瀬、備中町布瀬、備中町長屋及び上町領家、川上町吉木、川上町脱数、備中
	Ę	1.	
町 安 芸 太 田	市安野芸品	計	

			高知県		徳島県		山口県	
大豊町	土 佐 町	香美市	須崎市	町東みよし	神山町	長門市	岩国市	北広島町
、上東、中屋、黒石、庵谷、船戸、梶ケ内木、八川、岩原、東土居、西土居、佐賀山田、南大王、八畝、立野、西川、粟生、筏大平、大滝、川井、中内、西峯、柚木、怒大平、大滝、川井、中内、西峯、柚木、怒	田井	野及び香北町日ノ御子丸、香北町萩野、香北町岩改、香北町橋川香北町美良布、香北町下野尻、香北町太郎香北町吉野、香北町小川、香北町韮生野、香北町吉野、香北町小川、香北町韮生野、	久通	での地域に限る。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	神領	小田具下、油谷向津具上、油谷川尻及び油谷蔵具下、油谷向津具上、油谷角山、油谷向津油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津	美川町小川、美川町四馬神及び美川町添谷	、今吉田、阿坂及び吉木新郷、新都、寺原、石井谷、古保利、今田
			高知県		徳島県		山口県	
大 豊 町	土佐町	香美市	須崎市	町東みよし	神 山 町	長門市	岩国市	北広島町
、上東、中屋、黒石、庵谷、船戸、梶ケ内木、八川、岩原、東土居、西土居、佐賀山田、南大王、八畝、立野、西川、粟生、筏大平、大滝、川井、中内、西峯、柚木、怒	田井	野及び香北町日ノ御子丸、香北町萩野、香北町岩改、香北町橋香北町美良布、香北町下野尻、香北町太香北町吉野、香北町小川、香北町韮生野	久通	での地域に限る。)	神領	小田とのは、一部谷川県及び油谷蔵具下、油谷向津具上、油谷川尻及び油谷蔵油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津	美川町小川、美川町四馬神及び美川町添	、今吉田、阿坂及び吉木新郷、新都、寺原、石井谷、古保利、

福 岡 県				
 飯 塚 市	四万十町	津 野 町	仁 淀 川 町	
曲、字仁田尾、字萩の迫、字畑川及び字広曲、字二田尾、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字	興津	川床鍋、久保川、貝ノ川、永野、西谷乙及び貝ノ、久保川、貝ノ川、兼ノ川、西谷甲、姫野々新土居、三間川、樺ノ川、西谷甲、姫野々	崎、大板、岩戸、相能及び蕨谷、桜、葛原、久喜、川口、加枝、遅越、大屋、中村、寺村、田村、橘谷、宗津、鹿森峯岩戸、本村、二子野、藤ノ野、引地、長	保連火、桃原、永渕、柳野、大砂子及び大久連火、桃原、永渕、柳野、大砂子及び大久、寒大田、寺内、安野々、西久保、川戸、
福 岡 県				
 飯 塚 市	四万十町	津 野 町	仁 淀 川 町	
曲、字仁田尾、字萩の迫、字畑川及び字広中住(字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字内住(字大野、字白坂、字原、字払足及び字鍛冶木屋の地域に限る。)、字地蔵ヶ原、字下木屋、字原、字仏田、字を下、字が上、字が八尾、字が出、字が上、字が八尾、字が出、字が上、字が八尾、字が出、字が八足、字が上、字が八足、字が出、字が八足、字が上、字が八足、字が出、字が八足、字が出、字が八足、字が、字が八足、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、	興津	川床鍋、久保川、貝ノ川、永野、西谷乙及び貝、久保川、貝ノ川、棒ノ川、西谷甲、姫野新土居、三間川、樺ノ川、西谷甲、姫野	崎、大板、岩戸、相能及び蕨谷、桜、葛原、久喜、川口、加枝、屋、中村、寺村、田村、橘谷、字峯岩戸、本村、二子野、藤ノ野、	保連火、桃原、永渕、柳野、大砂子及び大久連火、桃原、永渕、柳野、大砂子及び大久、奥大田、寺内、安野々、西久保、川戸、

字の口鳥、、、阿三角ヶ堂字 窪地、越字字字蘇反佛塚目鋤 、大南下谷、、 京に勿字塚東東	字	京麻市 谷字ト字畑ヲ千 八倉リ川及ムチ	五 大 十 字	の 上 ノ 地 ノ 内 の
建、字蓋ノ谷、字仲田、字細工谷、字長間、字蓋ノ谷、字仲田、字細工谷、字長期、字蓋ノ谷、字神川、字湖ノ下、字坂ノ根、字字下真梨穂、字が以、字形山、字田ノ原字南真門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原字南真門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原字南真門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原字南真門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原字南真門、字壁別、字高柿、字森ノ下、字字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字字大坪、字鶴牧、字高柿、字本ノ下、字字大坪、字鶴、字が山、字に見い、字がは、字には、字がは、字には、字には、字には、字には、字には、字には、字には、字には、字には、字に	田代(字下筒井、字上筒井、字上	字イチノ及び字山セ川の地域に限る。) タイチノ及び字出を川の地域に限る。)及び桑野(双字栗野の地域に限る。)、嘉穂才田(び字栗野の地域に限る。)、嘉穂才田(が、字中ト、字山ノ下、字油、字高力イ、字ウト、字山ノ下、字油、字高	一番地までの地域に限る。) 中川底(八百三十四番地の一から千:	地域に限る。) とで、字薄ヶ薮及び字上ノ山ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ薮及び字上ノ山内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字の地域に限る。)及び桑曲(字前田、字牧

黒木町	嘉麻市	豊前市	
字鑑、字為ノ谷、字仲田、字細工谷、字長字鋤先、字為山、字曾底、字捨井手、字下字鋤先、字上堂目木、字神ノ木、字年ノ神、字原が、字下真梨穂、字がり、字を上立、字をといる。)、大字度、字をは、字をといる。)、大字度とは、字には、字をは、字をは、字がは、字をは、字がは、字をは、字がは、字をは、字がは、字をは、字がは、字をは、字がは、字をは、字がは、字をは、字がは、字をは、字がは、字をは、字がは、字をは、字をは、字をは、字をは、字をは、字をは、字をは、字をは、字をは、字を	谷、字イチノ及び字山セ川の地域に限る。) 及び字柴原の地域に限る。) 及び桑野(字倉) 別、字ムカエハル、字上ノ原、字下ノトリ洲、字ムカイ、字ウト、字山ノ下、字油、字高 ヲムカイ、字ウト、字山ノ下、字油(字川千手(字ナカノの地域に限る。)、泉河内(字千手(字ナカノの地域に限る。)、泉河内(字	五十一番地までの地域に限る。) 大字中川底(八百三十四番地の一から千八百	の地域に限る。) 上ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ薮及び字上ノ山上ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ薮及び字上ノ山畑の地域に限る。)及び桑曲(字前田、字牧

字本村、 字高平、 谷、 七 字 谷 字 郎 井 葛 京 屋 前 ま 九 \mathcal{O} Ш 畑 之原、 木迫の 原畑、 - 二百 らでの 字佛岩、 庵、 での 百九 · 野 ノ 補 大股 び字楮 一から八千八百三十六番地まで及び一万字後ヶ迫、字境ノ谷(八千七百九十八番地一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向 ĴΪ ノ 神、 迫、 字長田 字中通 元、 地 松、字前田、 ブ 下、 字不動山 中、 村下、 地 二番地 から五千九百五十二番地まで及 地域に限る。)、字美野尾(五 一十番地の二から一万千百二十四 字鹿ノ子谷、 及び字 字塚原、 字釘 · 字御明園、字椛谷、字下荒 原の 域に 字辻 字小西、 字浦小路、 字上川原 地域に限る。 字石原、 字堂 字餅田、字薬師 字平平、 冊小路、字二本木、 ユノ上、字木山、字 字西方、字辻山、 限る。 ノノ鼻、 地域に限る。 の一から七千三百二十四 字長田下、 原、字小平、字大迫、字楮四子谷、字洲頭、字小川原、字世八先、字差原、字垣添、字田、字大窪、字中村、字建石田、字大窪、字中村、字建石田、字大窪、字山桃塚、字平平、字亭水場、字松出、字 字込野、 ラ上、 字長老岩 田 字溝添、字僧見、 柳)、字竹ノ迫 字迫)、大字木屋 字弓掛塔 域に限る。 字南 字大下、 字毛條野 田、)及び大字北 字文田 プラ元、 前 字家鋪 字平瀬、 田 字浦 字池 ケ谷、 字 浦 デ オ ノ 上、 字村 字橋本、 字辻、字 字鬼 及び字柿 生(字森、 字不動 . ラ 上、 千 字 小 下、 び 九 番 細 地 工 福 百

字高平、 千二百 郎 字本 ま 七 ま 九 \mathcal{O} 字 谷 Щ 字 井 葛 京 屋 前 字 谷、 寿 字 畑 及び字楮 **を原、** 3番地から五千九百五十二番地まで及び七6での地域に限る。)、字美野尾(五千九百2百九十番地の二から一万千百二十四番地2一から八千八百三十六番地まで及び一万 での 字後 ・ ノ 神、 野ノ中、 Ш 字 舗 木 原 庵 大股及び字 **房畑、** 迫、 字長田、 佛岩、 村、字 ノ 下、 迫の 元、 字不 松、字前田、 田、字御明園、 字鹿 中通 いた迫、 坂、 ,村下、 地 字浦小路、字辻ノ上、 字塚原、 ,井手、 原の地域に限る。 域 番 字小西ノ上、 地 動 字 字辨財天、字茅切場、 ・釘ノ鼻、 石原、 字餅田、 に 地 字堂ノ先、字差原、字垣添、 字平平、字苧扱場、字松出、 Ш ノ子谷、 域に限る。 、字西方、 字境ノ谷(八千七百九十八番 限る。 0 字長田下、 字 字込野、 字長老岩 田 一から七千三百二十四番 字小平、 字溝添、 字大窪、 0 柳 字二本木、字 、字竹ノ迫 字椛谷、字下荒谷 字本坪、 字迫 字薬師ノ元、 字洲頭、 ノ原、)、大字木屋 字辻山、字池 字弓掛塔、 字南 域に限る。 字大下、 田、 字毛條野及び字柿 、字僧見、)及び大字北 字中村、 字文田、 字大迫、 字梅ヶ谷、 前 字家鋪 字山桃塚、 字平瀬、 字小川原、 田 字浦 字木山· 字票扱谷 字村 字橋本、 字辻、字 (字森、 字不動 字建石 字細 ブ上、 学小 字楮 . ノ 上、 鬼 下、 字 字 字 字 兀 地 向 工 福 批

	佐 賀 県			
太 良 町	鹿島市	築 上 町	添 田 町	
、字金目及び字大野の地域に限る。)及び大字糸岐(字中尾、字槇ノ内、字風配、字当木矢、字大平及び字柳谷の地域に限る。)、大大字多良(字矢答、字安永、字次葉深、字流	字・出演(字多々良、字龍ノ平、字七美谷、大字山浦(字多々良、字龍ノ平、字七美谷、大字山浦(字多々良、字龍ノ平、字七曲及び字州川内、字下黒内、字上黒内、字ず又、字の地域に限る。)、大字音成(字字のが字横道の地域に限る。)、大字音成(字字のが字横道の地域に限る。)、大字音成(字字の地域に限る。)及び大字飯田、字鉾扮、字字の地域に限る。)及び大字飯田、字辞か、字本社、字本社、字本社、字本社、字本社、字本社、字本社、字本社、字本社、字本社	る。) 大字小山田(字小川谷及び字永尾の地域に限	浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。) 大字英彦山(字町、字北坂本及び字唐字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。)、大字英彦山(字町、字北坂本及び字唐字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る、字段谷、字緑川、字深倉、大字枡田(字糀宮、字中ノ原、字仙道及び字大字枡田(字糀宮、字中ノ原、字仙道及び字	限る。) 、字滝ノ下、字山ノ原及び字漆原の地域に、字滝ノ下、字山ノ原及び字漆原の地域に白金、字久保、字外園、字水口、字滝ノ上
	佐 賀 県			
 太 良 町	鹿 島 市	築上町	添 田 町	
、字金目及び字大野の地域に限る。)及び大字糸岐(字中尾、字槇ノ内、字風配、字当木矢、字大平及び字柳谷の地域に限る。)、大大字多良(字矢答、字安永、字次葉深、字流	字・出典ので学の場面の地域に限る。) 大字山浦(字多々良、字龍ノ平、字七美谷、大字山浦(字多々良、字龍ノ平、字本行、字平仁田、字瀬戸、字高野平、字西をで字横道の地域に限る。)、大字音成(字本行、字平仁田、字瀬戸、字市川内、字片木、字一本松、字七曲、字鉾扮、字字小川内、字片木、字赤岩、字地域、字音が、字を出演(字多々良、字龍ノ平、字七美谷、大字山浦(字多々良、字龍ノ平、字七美谷、大字山浦(字多々良、字龍ノ平、字七美谷、大字山浦(字多々良、字龍ノ平、字七美谷、	る。) 大字小山田(字小川谷及び字永尾の地域に限	大字枡田(字糀宮、字中ノ原、字仙道及び字戸谷の地域に限る。)、大字英彦山(字町、字北坂本及び字唐字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。)、大字落合(字別所川広瀬の地域に限る。)、大字落合(字別所川広瀬の地域に限る。)、大字落合(字別所川広瀬の地域に限る。)、大字落合(字別所川広瀬の地域に限る。)、大字落合(字別所川広瀬の地域に限る。)	限る。) ・安滝ノ下、字山ノ原及び字漆原の地域に、字滝ノ下、字山ノ原及び字漆原の地域に

						大分県		熊本県	
						佐伯市	山 都 町	八 代 市	
ツル、字上ノ山、字仁藤田、字船川内畑、字向原、字小ノ下、字松川内、字字九ノ内、字下ノツル、字下川内、字宮ノツラ、字下ノツル、字下川内、字宮ノ	井ノ本、字岡、字岡ノ上、字岡ノ内、字下原、字ツエ久保、字ツツラ、字マトバ、字椋ロウ原、字柚木原、字宮ノ首、字柚ノ木字尾サキ、字平石、字辺田、字棒ケ原、字	、字高ヒタリ、字洞ノ迫、字日向瀬大塚、字竹山ノ下、字中屋敷、字渡字前、字前川、字土屋原、字大治郎	、字清水湧、字川原畑、字川向、字カバ河治木藤、字小治郎丸、字新開、字仁藤治尾治郎丸口、字蛇石ケ原、字小治ケ搭、字小	字轟、字黒ニタ、字坂ノ下、字治郎丸、字古屋敷、字虎ケ藪、字向道下、字荒谷口、、字丸尾、字原、字原山、字原道ノ下、字	字屋敷付、字時石、字下ノ田、字夏早稲田、字ハゴノ木、字奥河内、字	大字長谷(字ジイ田、字スリノ下、字大長瀬	原及び安方井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、仏井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、仏	内の原及び箱石の地域に限る。)び市ノ俣の地域に限る。)及び東陽町小浦(坂本町(坂本、荒瀬、葉木、鎌瀬、中津道及) 字大浦(字牛尾呂及び字船倉の地域に限る。
						大分県		熊本県	
						大分県佐伯市	山 都 町	熊本県 八代市	

市 豊 宇 後 大 野	臼 杵 市	
緒方町大石、緒方町木野、緒方町冬原、緒緒方町上冬原、緒方町徳田、緒方町中野、大字正覚寺及び大字熊	平の地域に限る。) 野津町大字東谷(字刈田、字大岩ヶ迫、字長野津町大字東谷(字刈田、字末の上の、字が出、字が出、字が出、字が出、字が出、字が出、字が出、字が出、字が出、字が出	字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、

市豊後大野	宇佐市	臼 杵 市	
緒方町大石、緒方町木野、緒方町冬原、緒人緒方町上冬原、緒方町徳田、緒方町中野、	大字正覚寺及び大字熊	平の地域に限る。) 野津町大字東谷(字刈田、字大岩ヶ迫、字長野津町大字東谷(字刈田、字末り、字が田、字石が、字が田、字石が、字が田、字清水ノ元、字神割、字後ヶ谷、字が田田、字清水ノ元、字野中、字長頭、字前田、字石が処、字谷ノ子、字中ゾノ、字前田、字不がの、字が田、字清水ノ元、字野中、字長道、字柳田、字清水ノ元、字野中、字長道、字柳田、字清水ノ元、字野中、字長道、字柳田、字清水ノ元、字野中、字長道、字柳田、字清水ノ元、字野中、字長道、字柳田、字清水ノ元、字野中、字長道、字柳田、字清水ノ元、字野中、字長道、字柳田、字清水ノ元、字野中、字長道、字が出、字がは、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、字が、	下ケルス 字 一 大 四 、字 下 内 及 び 字 鯰越 下 夕 の 地域 に 次 元 成 元 字 元 内 及 び 字 鯰越 下 夕 の 地域 に と 京 成 見 ケ 原、字 木 、字 様 原、字 ト ン カ ワ チ、字 長 瀬、字 長 瀬 、字 大 越、字 大 原、字 枯 土 ケ 平、字 養 期、字 大 原、字 木 下 ケ 迫、字 又 五 郎、字 黒 ケ 原、字 根 平、字 強 裏、字 下 ケ 迫、字 又 五 郎、字 黒 ケ 原、字 根 平、字 類 異、字 下 ケ 迫、字 又 五 郎、字 黒 ケ 原、字 根 平、字 類 異、字 と 様 原、字 大 原、字 枯 ノ 木、字 葉 谷、字 間 ノ 川、字 た 、字 城 見 ケ 原、字 柚 ノ 木、字 難 谷、字 園 ノ 川、字 下 ケ 迫、字 下 方 直 、字 末 内 及 び 字 鯰越 下 夕 の 地域 に 、字 立 山、字 荒 内 及 び 字 鯰越 下 夕 の 地域 に 、字 立 山、字 荒 内 及 び 字 鯰越 下 夕 の 地域 に 、字 立 山、字 荒 内 及 び 字 鯰越 下 夕 の 地域 に 、字 立 山、字 荒 内 及 び 字 鯰越 下 夕 の 地域 に 、字 立 山、字 荒 内 及 び 字 鯰越 下 夕 の 地域 に 、字 立 山、字 荒 内 及 び 字 鯰越 下 夕 の 地域 に 、字 立 山、字 荒 内 及 び 字 鯰越 下 夕 の 地域 に 、字 立 山、字 荒 内 及 び 字 鯰越 下 夕 の 地域 に 、字 立 山、字 荒 内 及 び 字 鯰越 下 夕 の 地域 に 限 る 。)

玖 珠 町

> 町 下 徳 田 緒 方 町 柚 木及 び 緒 方 町 上 年 野

方

畠ケ迫、 字内 兼、 字 字 原、 爫 原、 札 亓 金、 嶽 泉 字 野 田 田 台 西 \mathcal{O} 田 大 字 ,後朝 [高瀬、 大岩 久保、 草、 原 原 字離 原 字菅 遠 西 字 Щ 字鹿馬、 尼応寺、 次及び 字道 字山 字北 字上 字一ノ村、 入山 戸 角 字井川 字合 尾、 迫 字尾杉、 見 Щ 鰐 字 字竹ノ尾、 畑 ノ迫、 字近道、 字中村、 字山中、 龍神、 字東後尾野 字小西の 平、 字花 地域に限る。 ノ口台、 字向田、 「 ノ ロ、 ーノ 平、 ノ上、字萩原 口、字中ノ原 字 字丸尾、 字下朝 字獺穴、 字向島 アノ木、 峠 谷前、 字谷尻、 字南老兼、 道 字無田・ 字大平、 字白 字亀 ノ久保、 字ヤメヲ、 木 の地域に限る。尾、字羽根田、 字峰 字狸穴、 字鏡山、 字崩 字上山中、 見、 字本之村、 田 字 字岩ノ上、 水、 字郷 字井原 字酢 アノ甲、 津々良、 字後尾 字森木、 西 字 字佛 <u>щ</u> Щ 字削 字猪藪、 字北 下、 字市 字上サノ原 水舟、 頭の木、 ノ谷、 大字四日市 字 畑 字野塚、 字 札 字底 字小 字大萌 字 向 字山 字 字野 字横道 野、 ノ迫 滅岩、 老兼、 前 字東高瀬、 <u>`</u> 字峯、 字 字上 字広 字 アノ本、 字 ブ 山 П 屋 田 尾 西 大字戸: 山之神、 井原 字尾 野、 字 尾 志 橡 字 西 字 ラ下、 東老 及見字字 [老兼 字白 矢野 字 字

原、

鰐

字中ノ

原、

字削

滅岩、

字 上

1

字中村、

字本之村、

字野

中、

札ノ上、 亓

吖

字

道ノ上、字萩原山、

字野塚、

字釜焼 字蛇

原、

字

北

平、

字谷尻、

字森木、

字山

久 保

字近道

ノ久保、

字市

一ノ迫、

ケ

玖 珠 町

大

字

畑

字

字

西

西

橡

木

大岩

花

木

田

応

字向島

字井原釣、

字井原、

字尾

越、

入山

峠,

津

一々良、

字横道

ラ下、

-金、

字一ノ

村、

字白水、

字猪藪

字西

田 嶽 泉 字 字

草

字

龍

神、

字ヤメヲ、

字底尾野、

字白 老兼

字上

一 ノ 平、

字亀

ノ甲、

字

·小屋·

志、

字

袁 西

! ノ尾、

字鏡山

字大萌、

字矢野

兼、

馬

バノ木、

字崩

字 向

ブ山、

字 字山 鹿

アノロ、

字無田山、

字札

アノ本、

字字字砂高桜

字菅

迫、

字南老兼、

字北老兼、

字東

老

方 町 下 徳 田 緒 方 町 柚 木及び緒 方 町 上 年 野

野 字 字 原 後 栂 朝 字尾杉、字大平、 0 見 地 字下 域に限る。 朝 字水舟、 字上サノ原、 大字四日市 字後栂 及見

田 田 台、

原

字合 字井

1ノ谷前、

字郷

ノ谷、

字上

朝

ĴΪ

道

字峰 字狸穴、

下、

字口尾

字前

田原

字 字藤神

畠 西 (字 山· \mathcal{O} 字

ケ迫、

字東後尾

野、

字後尾野、

高

瀬、

字山中、

字上山中、

字山戸越、

田原、字神字広登、字東高瀬、字戸ノ平、大字戸畑、大字戸畑

角

字向田、

字岩ノ上、

字東高瀬、

原 内

派及び字:

小西の

地域に限る。

 $\check{}$

迫

字丸尾、

字羽根田、

字峯、

大字戸. 山之神、

字

離

字

山尾、

字獺穴、

字酢の木、

字広

鹿児島県		宮崎県	
伊佐市	串 間 市	日 南 市	
大口笹野、大口羽月山神、大口羽月西、大	、字松ケ谷及び字佛椪の地域に限る。) 大字奴久見(字赤石、字崩元、字牧ノ谷、字巷ケ石山、字大迫、字山ノ神、字垂門、字迎ノ原、字柳原及び字香牟田、字大谷、字迎ノ原、字柳原及び字番出田、字十三、字典十、字科、字部代、字上、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字、字	の地域に限る。)、字仮屋、字寺村、字南平及び字宿之河内)及び大字大窪(字通水、字札之尾、字茶円大字吉野方(字瀬田尾山ノ神の地域に限る。	田川、字苗代田、字金山、字大谷、字遠見田川、字苗代田、字金山、字大谷、字遠見、字荻原、字中村、字恵八平、字一之平、字正八方、字原、字本年、字を表し、字をは、字をは、字をは、字をは、字をは、字をは、字をは、字をは、字をは、字をは
鹿児島県		宮崎県	
大口市	串 間 市	日南市	

	口青木東、大口針持及び大口曽木
	、針持及び曽木

0 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具

(傍線部分は改正部分)

の種目(平成十一年厚生省告示第九十四号)(抄)

改 正 案	
1 (略)	1 (略)
2 特殊尿器	2 特殊尿器
尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を	尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者
行う者が容易に使用できるもの	が容易に使用できるもの
3 入浴補助用具	3 入浴補助用具
座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用
具であって次のいずれかに該当するものに限る。	具であって次のいずれかに該当するものに限る。
一~六 (略)	一~六 (略)
七 入浴用介助ベルト	
4~5 (略)	4~5 (略)

\bigcirc

厚 生 労 働 省 告 示 第 뭉

亚 予 成 防 厚 + 特 生 労 八 定 年 施 働 設 大 厚 生 入 臣 労 居 が 者 働 定 生 \Diamond 省 告 活 る 外 介 示 第 護 部 費 サ 百 六 に ピ 係 十 る ス 五 号) サ 利 用 型 \mathcal{O} ピ ス 特 規 定 \mathcal{O} 定 施 12 種 基 類 嗀 づ 及 入 居 75 き 者 当 該 生 外 サ 活 部 介 # 護 ピ 費 ス ピ \mathcal{O} 及 ス 単 び 利 位 外 用 部 型 数 並 サ 特 び 定 に F, 施 限 ス 設 度 利 入 単 用 居 型 位 者 介 数 生 護 活

平 成 + ___ 年

月

日

介

護

等

に

係

る

厚

生

労

働

大

臣

が

定

8

る

者

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

12

定

8

亚

成

+

年

兀

月

日

カン

5

適

用

す

る

厚 生 労 働 大 臣 舛 添 要

護 子 厚 外 生 防 労 特 部 定 働 サ 大] 施 設 ピ 臣 が ス 入 居 定 利 者 \Diamond 用 る 型 生 外 特 活 部 介 定 護 サ 施 費 設 に ピ 入 係 ス 居 者 る 利 サ 生 用 型 活 ビ 介 特 定 護 ス 等 \mathcal{O} 施 種 設 に 係 類 入 居 及 る 者 75 厚 当 生 生 労 該 活 サ 介 働 護 大 費 ピ 臣 ス 及 が \mathcal{O} び 定 単 外 \Diamond る 位 部 サ 者 数 並 てド ピ 12 ス 利 限 度 用 型 単 位 介

費 サ 等 ピ \mathcal{O} ス サ 費 \mathcal{O} ピ 注 ス 2 \mathcal{O} \mathcal{O} 種 厚 類 生 等 労 __ 働 لح 大 11 う。 臣 が 定 \Diamond 别 る 表 者 第 \mathcal{O} 外 部 サ ピ ス 利 用 型 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 基 本

数

平

成

+

八

年

厚

生

労

働

省

告

示

第

百

六

+

五

号。

以

下

 \neg

外

部

#

ピ

ス

利

用

型

特

定

施

設

入

居

者

生

活

介

護

等 に 規 \mathcal{O} 知 定 事 的 す 業 障 る 害 \mathcal{O} 基 又 人 本 員 は + 精 設 神 ビ 備 障 ス 害 及 \mathcal{O} てド を 提 運 有 供 営 す に に る 当 関 利 た す 用 0 る 者 7 基 で 準 あ 特 0 て、 平 に 支 成 援 十 を n ___ 必 年 5 要 厚 \mathcal{O} لح 障 生 す 省 害 る 令 \mathcal{O} ŧ 第 状 三 \mathcal{O} 況 + に 七 ょ り、 号) 第 指 百 定 九 居 + 宅 サ 条 \mathcal{O} ピ ス

外 部 サ] ピ ス 利 用 型 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 費 等 \mathcal{O} サ ピ ス \mathcal{O} 種 類 等 別 表 第 \mathcal{O} 外 部 サ] ピ ス 利

用 型 介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 基 本 サ ピ ス 費 \mathcal{O} 注 2 \mathcal{O} 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 者

知 的 障 害 又 は 精 神 障 害 を 有 す る 利 用 者 で あ 9 て、 れ 5 \mathcal{O} 障 害 \bigcirc 状 況 に ょ ŋ 指 定 介 護 予 防 サ

な ピ 支 ス 援 等 \mathcal{O} \mathcal{O} 方 事 法 業 に \mathcal{O} 関 人 す 員 る 基 設 準 備 及 $\overline{}$ 平 び 成 運 営 + 八 並 年 び に 厚 指 生 労 定 介 働 護 省 令 予 第三 防 サ 一 士 五] ピ 号) ス 等 第二 に 係 百 る 五. 介 十三 護 予 条 防 に \mathcal{O} 規 た 定 \Diamond す \mathcal{O} る基 効 果 本 的

サ] ピ ス \mathcal{O} 提 供 に · 当 つ て、 特 に 支援 を 必 要 とす る Ł \mathcal{O}

\bigcirc 厚 生 労 働 省 告 示 第

뭉

定 予 居 宅 12 防 指 基 サ 介 定 護 づ 居 支 き、 ピ 宅 援 サ ス 厚 に に 要 生 要 ピ 労 す す ス 12 働 る る 大 費 費 要 す 臣 用 用 が る \mathcal{O} \mathcal{O} 費 定 額 額 8 用 \mathcal{O} \mathcal{O} る 算 算 \mathcal{O} 中 定 定 額 に \mathcal{O} Щ に 間 関 関 算 定 地 す す 域 る る 12 等 関 基 基 \mathcal{O} 潍 準 す る 地 亚 亚 基 域 を 成 成 準 次 十 二 + 平 \mathcal{O} 八 ょ 成 年 年 う 厚 厚 + 生 に 生 定 労 省 年 働 告 厚 \Diamond 省 示 生 平 告 第 省 告 成 示 + 第 示 号) + 第 百 + + 年 及 九 兀 号 七 び 号) 月 指 定 \mathcal{O} 指 日 介 カ 規 護 定

亚 成 + __ 年 月

厚

生

労

働

大

臣

が

定

 \Diamond

る

中

Ш

間

地

域

筡

 \mathcal{O}

地

域

6

適

用

す

る

日

厚 生 労 働 大 臣 舛 添 要

八 居 定 居 \mathcal{O} 指 宅 宅 年 居 訪 定 指 介 間 居 厚 宅 介 定 生 護 護 居 介 介 宅 労 支 宅 支 サ 護 護 働 支 費 サ 援 援 省 費 援 12 \mathcal{O} ピ 告 介 要 注 ス ピ \mathcal{O} 示 す 注 護 介 ス 11 第 護 に 4 給 る 費 百 訪 要 並 付 給 _ 費 間 付 す び 用 + 費 12 単 る \mathcal{O} 入 七 指 位 額 浴 単 費 号) 定 数 介 位 用 \mathcal{O} 護 数 介 表 算 \mathcal{O} 別 護 費 定 表 額 表 以 予 12 \mathcal{O} \mathcal{O} 指 下 防 関 以 算 注 定 サ す 下 5 定 介 指 る に 護 F, 定 基 訪 指 関 予 問 す ス 居 潍 定 防 12 宅 看 居 る 亚 護 要 介 サ 宅 基 す 護 費 成 サ 準 ピ る 支 十 \mathcal{O} ス 費 援 注 ピ 平 介 成 用 介 年 6 ス 護 介 + 護 厚 及 \mathcal{O} 給 給 額 生 び 護 付 労 福 給 \mathcal{O} 付 年 費 算 費 働 祉 付 厚 単 費 単 定 省 用 生 位 告 省 に 位 具 単 数 貸 告 関 数 示 位 表 第 す 表 与 数 示 費 る 表 第 以 لح + 基 \mathcal{O} + 号) 下 潍 と 1 注 九 う。 号) 2 1 指 亚 別 う 定 表 別 成 指 介 指 定 + \mathcal{O} 表

護 介 護 予 費 防 \mathcal{O} サ 注 ビ 5 ス 介 介 護 護 7 給 防 付 費 訪 間 単 看 位 数 護 費 表 _ \mathcal{O} لح 注 1 6 う。 及 び 介 護 \mathcal{O} 介 予 防 護 予 福 祉 防 用 訪 問 具 貸 介 与 護 費 費 \mathcal{O} 0 注 注 4 2 \mathcal{O} 介 厚 生 護 労 予 防 働 大 訪 臣 間 が 入 別 浴

に

定

 \Diamond

る

地

域

で あ 厚 生 0 労 7 働 次 大 \mathcal{O} 臣 が い ず 定 \Diamond れ る カン に __ 単 該 当 位 す \mathcal{O} る 単 価 地 域 亚 \mathcal{O} う 成 5 + 厚 年 生 労 厚 生 働 省 大 臣 告 が 示 第 定 \Diamond 十 二 る 地 号) 域 亚 第 成 号 + <u>-</u> \mathcal{O} そ 年 厚 \mathcal{O} 生 他 省 \mathcal{O} 告 地 示 域

第 1 豪 + 雪 兀 号 地 帯 対 に 策 規 特 定 す 別 る 措 置 地 法 域 を 昭 除 和 1 三 た + 地 七 域 年 法 律 第 七 + 三 号) 第 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 指 定 さ れ

た 豪 雪 地 帯 及 75 同 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ 1) 指 定 さ れ た 特 别 豪 雪 地 帯

口 辺 地 に 係 る 公 共 的 施 設 \mathcal{O} 総 合 整 備 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 財 政 上 \mathcal{O} 特 别 措 置 等 に 関 す る 法 律 昭 和 + 七 年 法

律 第 八 + 八 号 第 条 第 項 12 規 定 す る 辺 批

ノヽ 半 島 振 興 法 昭 和 六 + 年 法 律 第 六 + 号 第 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 指 定 さ れ た 半 島 振 興 対 策

実施地域

二 特 定 農 Ш 村 地 域 12 お け る 農 林 業 等 \mathcal{O} 活 性 化 \mathcal{O} た め \mathcal{O} 基 盤 整 備 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 法 律 平 成 五. 年 法

律 第 七 + 号) 第 条 第 項 に 規 定 す る 特 定 農 Ш 村 地 域

ホ 指 定 過 居 疎 宅 地 サ 域 自 ピ 立: ス 促 介 進 護 特 給 别 措 付 費 置 単 法 位 亚 数 表 成 + \mathcal{O} 訪 問 年 介 法 護 律 費 第 + \mathcal{O} 注 五. 号) 12 訪 第 間 入 条 第 浴 介 護 項 費 12 \mathcal{O} 規 定 注 6 す る 訪 過 問 疎 看 地 護 域 費

護 \mathcal{O} 指 \mathcal{O} 及 費 び 注 定 注 7 \mathcal{O} 介 福 6 護 注 祉 訪 2 介 予 用 護 問 防 具 貸 予 サ 介 IJ 護 防 与 ハ 費 ビ 予 訪 ピ IJ 防 間 ス \mathcal{O} テ 介 注 看 通] 護 3 護 所 給 シ IJ 費 ハ \mathcal{O} 付 指 日 注 費 ピ ン 定 費 IJ 単 居 7 テ 位 宅 \mathcal{O} 介 数 介 注 護 2 シ 表 護 支 予 日 \mathcal{O} ン 援 防 介 通 費 訪 護 介 所 間 \mathcal{O} 予 護 介 注 給 護 IJ 防 費 2 訪 付 ハ 及 ピ 間 費 \mathcal{O} 75 IJ 単 注 介 介 テ 護 位 5 費 数 護 予 シ \mathcal{O} 表 通 防 注 \mathcal{O} 所 日 居 ン 福 5 IJ 費 祉 宅 ハ 介 介 ビ 用 \mathcal{O} 護 IJ 具 注 護 テ 貸 2 予 支 援 与 防 費 介 訪 費 シ \mathcal{O} 護 間 \mathcal{O} 日 注 ン 注 予 入 費 3 防 浴 5 \mathcal{O} 通 介 並 \mathcal{O} 厚 護 び 注 所 生 介 費 に 7

労働大臣が別に定める地域

次 \mathcal{O} 1 ず れ か に 該 当 す る 地 域

1 離 島 振 興 法 昭 和 + 八 年 法 律 第 七 + __ 号) 第 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ り 指 定 さ れ た 離 島 振 興 対

策実施地域

口 奄 美 群 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 昭 和 + 九 年 法 律 第 百 八 + 九 号) 第 条 に 規 定 す る 奄 美 群 島

び 同 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 指 定 さ n た 特 别 豪 雪 地 帯

ハ

豪

雪

地

帯

対

策

特

别

措

置

法

昭

和

 \equiv

+

七

年

法

律

第

七

+

 \equiv

号

第

条

第

項

に

規

定

す

る

豪

雪

地

帯

及

二 辺 地 12 係 る 公 共 的 施 設 \mathcal{O} 総 合 整 備 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 財 政 上 \mathcal{O} 特 别 措 置 等 に 関 す る 法 律 昭 和 三 + 七 年 法

律 第 八 + 八 号 第 条 第 項 に 規 定 す る 辺 地

ホ Щ 村 振 興 法 昭 和 兀 + 年 法 律 第 六 + 兀 号 第 七 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 指 定 さ n た 振 興 Ш 村

小 笠 原 諸 島 振 興 開 発 特 别 措 置 法 昭 和 兀 + 兀 年 法 律 第 七 + 九 号) 第 条 第 項 に 規 定 す る 小 笠

原 諸 島

1 半 島 振 興 法 留昭 和 六 + · 年 法 律第六 十三号) 第二 条 第 項 0) 規 定 に ょ り 指 定 され た 半島 振 興 対 策

実 施 地 域

チ 特 定 農 Щ 村 地 域 12 お け Ś 農 林業 等 \mathcal{O} 活 性 化 \mathcal{O} た \Diamond 0 基 盤 整 備 \mathcal{O} 促 進に 関 する法律 平 成五 年法

律 第 七 + 号) 第二 条 第 項 に 規 定 す る 特 定 農 Щ 村 地 域

IJ

過

疎

地

域

自

<u>\frac{1}{12}</u>

促

進

特

別

措

置

法

平

成

+ =

年

法

律

第

十五号)

第二

条

第

項に

規定す

る過

疎地

域

ヌ 沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 平 成 十四年 法 律第十四号) 第三条第三号に規定 す る 離 島